

石井町地域防災計画

平成27年3月

石井町防災会議

石井町地域防災計画

【共通対策編】

石井町地域防災計画 目次		ページ
共通対策編		
第1章 総 則		K-1-1
第1節	計画の目的	K-1-1
第2節	地勢,地質及び気象	K-1-1
第3節	用語	K-1-2
第4節	計画の構成	K-1-2
第5節	計画の基本方針	K-1-3
第6節	計画の修正	K-1-3
第7節	計画の周知徹底	K-1-3
第8節	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	K-1-3
第2章 災害予防		K-2-1
第1節	防災知識の普及・啓発	K-2-1
第2節	防災訓練	K-2-5
第3節	緊急輸送体制の整備	K-2-7
第4節	自主防災組織の育成	K-2-11
第5節	ボランティア受入体制の整備	K-2-16
第6節	企業防災の推進	K-2-18
第7節	避難行動要支援者(災害時要援護者)支援対策の充実	K-2-19
第8節	帰宅困難者等対策	K-2-23
第9節	広域応援・受援体制の整備	K-2-24
第10節	情報通信機器・施設の運用・管理	K-2-27
第11節	防災拠点施設等の整備	K-2-30
第12節	物資等の備蓄体制の整備	K-2-31
第13節	土砂災害等予防対策	K-2-34
第1款	崩壊危険地の災害防止	K-2-34
第2款	その他	K-2-37
第3章 災害応急対策		K-3-1
第1節	災害応急対策の流れ	K-3-1
第2節	町の活動体制	K-3-4
第3節	情報通信	K-3-16
第4節	災害情報の収集・伝達	K-3-36
第1款	被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達	K-3-36
第2款	被害状況の報告要領	K-3-40
第5節	災害広報	K-3-47
第6節	自衛隊災害派遣要請	K-3-49
第7節	防災関係機関応援要請	K-3-53
第8節	災害救助法の適用	K-3-57
第9節	避難対策の実施	K-3-60
第10節	広域一時滞在(広域避難)対策の実施	K-3-68
第11節	交通確保対策	K-3-70
第12節	緊急輸送対策	K-3-75

石井町地域防災計画 目次		ページ
第13節	消火活動等の実施	K-3-77
第1款	消火活動	K-3-77
第2款	水防活動	K-3-81
第3款	防犯活動	K-3-87
第4款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	K-3-88
第14節	救出・救助対策	K-3-89
第15節	医療救護活動	K-3-91
第16節	飲料水・食料及び物資等の供給	K-3-97
第1款	応急給水	K-3-97
第2款	食料供給	K-3-99
第3款	生活必需品等の供給	K-3-101
第4款	LPガスの供給等	K-3-103
第17節	保健衛生, 防疫, 遺体の火葬等の実施	K-3-104
第1款	保健衛生活動	K-3-104
第2款	防疫	K-3-105
第3款	遺体の搜索及び火葬等	K-3-106
第18節	避難行動要支援者(災害時要援護者)支援対策の実施	K-3-109
第19節	廃棄物の処理	K-3-113
第20節	住宅の確保	K-3-115
第1款	応急仮設住宅の供与	K-3-115
第2款	住宅の応急修理	K-3-116
第3款	被災者向け住宅の確保	K-3-117
第21節	障害物の除去	K-3-118
第22節	ボランティア活動の支援	K-3-120
第23節	義援金・義援物資の受入れ・配分	K-3-122
第24節	公共土木施設等の応急対策	K-3-124
第1款	公共土木施設	K-3-124
第2款	鉄道施設	K-3-127
第3款	電力施設	K-3-128
第4款	LPガス供給施設	K-3-128
第5款	水道施設	K-3-129
第6款	下水道施設	K-3-131
第7款	通信設備	K-3-132
第8款	危険物施設	K-3-134
第9款	農業用施設	K-3-137
第25節	教育対策	K-3-139
第26節	災害警備対策	K-3-142
第27節	労務供給	K-3-143
第28節	土砂災害応急対策	K-3-144
第4章	災害復旧・復興	K-4-1
第1節	復旧・復興の基本方針	K-4-1
第2節	公共施設災害復旧事業計画	K-4-1
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	K-4-2
第4節	被災者の生活再建等の支援	K-4-4
第5節	計画的復興	K-4-9

共通対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

石井町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、石井町（以下「町」という。）の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する特別防災区域を除く。）に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災の万全を期するものとする。

- 1 町の区域を管轄する指定地方行政機関、町、徳島県（以下「県」という。）指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の対処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及びその他の災害予防の計画
- 3 災害対策本部等の組織、災害に関する注意報又は警報等の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 地勢、地質及び気象

第1 地勢

石井町は、吉野川流域の下流南岸に広がる平野一帯に位置し、東西約6km、南北約5.5kmのほぼ正方形をしており、その町域面積は28.85k㎡となっている。

町の東は徳島市（国府町）に接するほか、西は吉野川市（鴨島町）に、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市（入田町）、名西郡神山町に、また、北は吉野川を挟んで板野郡上板町にそれぞれ接している。

町の中央には吉野川に注ぐ飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れるなど、水に恵まれた地形を活かし、広大で豊かな田園地帯が形成されている。また、町域の西から東に向かって緩やかな下降傾斜（標高5～12m）を描く比較的平坦な地勢となっている。

位置

石井町役場	所在地	北緯	東経
	徳島県名西郡 石井町高川原字高川原 121-1	34度04分27秒	134度26分27秒

共通対策編

第2 地質

地質はわが国でももっとも古いといわれている結晶片岩系から洪積層更には新しい沖積層となっている。

前山は最も古い結晶岩で構成され緑泥片岩等が産出され、また前山近くの台地は洪積層、他の地帯は沖積層となっている。

町内には、活断層であることが確実とされている「上浦断層」や、推定活断層が存在し、石井町内直下地震の発生も否定できない。(石井町耐震改修促進計画より)

第3 気象

本町は、県東部吉野川南岸にあたるため、年平均気温 15.8 、年平均最高気温 20.0 、年平均最低気温 12.2 と温暖で冬期の積雪はまれである。

平年の年間降水量は 1,743 mm で、月別には、台風襲来時(9月)が最も多く、12月が最も少ない。

日照時間(平年参照値)は年間 1,910hr で、月別では夏期(8月)が最も多くなっている。

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|----------------------|--|
| 1 法 | 災害対策基本法をいう。 |
| 2 県本部(長) | 徳島県災害対策本部(長)をいう。 |
| 3 県支部(長) | 徳島県災害対策支部(長)をいう。 |
| 4 県現地災害対策本部(長) | 徳島県災害対策本部の現地災害対策本部(長)をいう。 |
| 5 町災害対策本部(長) | 石井町災害対策本部(長)をいう。 |
| 6 県計画 | 徳島県地域防災計画 をいう。 |
| 7 本計画 | 石井町地域防災計画 をいう。 |
| 8 避難場所 | 災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所 |
| 9 避難所 | 災害が起きた時に自宅が住めなくなった人たちが一定期間、避難生活をする場所 |
| 10 要配慮者(要援護者) | 防災上何らかの配慮を要する者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等) |
| 11 避難行動要支援者(災害時要援護者) | 要配慮のうち、災害時に自ら避難が困難なことにより特に支援を要する者 |

第4節 計画の構成

本計画は、防災基本計画及び県計画並びに関係行政機関、関係公共機関等の業務計画を踏まえ、町の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、町内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討して作成するものである。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

1 共通対策編

各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興

2 南海トラフ地震対策編

南海トラフ地震による災害対策

3 直下型地震対策編

直下型地震による災害対策

4 風水害対策編

風水害による災害対策

5 大規模事故等災害対策編

鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災、原子力事故による災害対策

6 資料編

各編に付属する各種資料

第5節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第6節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第7節 計画の周知徹底

本計画は、町関係職員、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知を図るものとする。

第8節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という）、事業者、住民の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町

町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助けかつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村等の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また県、市町村及び防災関係機関の防災活動に協力する。

6 災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施する。

7 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 石井町

町は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたる。

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災知識の普及・啓発
- (4) 防災訓練の実施

- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (7) 町地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 住民等に対する災害広報
- (9) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示
- (10) 消防・水防その他の応急措置
- (11) 被災者の救難、救助、その他の保護及び避難所の開設
- (12) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (14) 施設及び設備の応急の復旧
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (19) 地区防災計画に関する事項
- (20) ボランティアに関する事項
- (21) 企業防災の推進
- (22) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 徳島県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 住民等に対する災害広報
- (8) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示
- (9) 消防・水防その他の応急措置
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
- (13) 施設及び設備の応急の復旧
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項

共通対策編

- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

(1) 四国管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警察庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との連携
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制
- カ 警察災害派遣隊等の運用
- キ 管区内各県警察への津波警報の伝達

(2) 四国総合通信局

- ア 電気通信の統制管理
- イ 電気通信の確保及び非常通信の運用管理
- ウ 防災相互通信用無線局の整備育成
- エ 徳島県非常通信協議会の育成指導

(3) 四国財務局徳島財務事務所

- ア 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
- イ 地方公共団体に対する災害融資
- ウ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- エ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

(4) 四国厚生支局

- ア 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

(5) 徳島労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止
- イ 被災者に対する早期再就職の斡旋等
- ウ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

(6) 中国四国農政局

- ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護
- イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
- ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- エ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
- オ 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
- カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導
- キ 応急用食料・物資の供給に関する支援

(7) 四国森林管理局(徳島森林管理署)

- ア 国有林野の治山事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施
- イ 国有保安林の整備保全
- ウ 災害応急対策用木材(国有林)の供給

(8) 四国経済産業局

- ア 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
- イ 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

(9) 中国四国産業保安監督部四国支部

- ア 電気、ガス事業、高圧ガス、L Pガス及び火薬類の保安の確保
- イ 石油コンビナート等の災害防止
- ウ 鉱山における災害の防止
- エ 鉱山における災害時の応急対策

(10) 四国地方整備局

河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施

ア 徳島河川国道事務所

- (ア) 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
- (イ) 水防のための洪水予報(吉野川)、はん濫警戒情報(旧吉野川・今切川)並びに水防警報(吉野川・旧吉野川)及び情報の伝達
- (ウ) 被災河川管理施設の復旧(直轄区域)
- (エ) 国道(11, 28, 32, 55, 192号)の直轄区間の整備と維持管理
- (オ) 国道(11, 28, 32, 55, 192号)の直轄区間の災害復旧

イ 吉野川ダム統合管理事務所

- (ア) 吉野川直轄管理区間(ダム管理区間)の河川管理施設の整備と防災管理
- (イ) 吉野川上流ダム群の統合管理
- (ウ) 被災河川管理施設の復旧(直轄区域)

(11) 四国運輸局徳島運輸支局(応神町庁舎)

- ア 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- イ 陸上における緊急輸送の確保
- ウ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

(12) 徳島空港事務所

- ア 空港及び航空機の保安
- イ 遭難航空機の捜索及び救助
- ウ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保

(13) 徳島地方气象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象業務に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備
- ウ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時、的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じての住民への周知

共通対策編

- エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報
- オ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に關しての技術的な支援・協力
- カ 災害の発生が予想されるとき及び災害発生時においての、気象状況の推移やその予想の解説等
- キ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携しての、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
- ク 地震、津波知識の普及及び関係機関の計画等への助言
- ケ 県からの派遣要請等があった場合、職員の派遣、及び防災情報の解説

(14) 中国四国防衛局

- ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

4 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社四国支社

郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分

(2) 日本銀行（高松支店・徳島事務所）

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る措置
- オ 各種措置に関する広報

(3) 日本赤十字社徳島県支部

- ア 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整
- ウ 義援金品の募集配分
- エ ボランティア活動体制の整備

(4) 日本放送協会徳島放送局

- ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
- イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

(5) 独立行政法人国立病院機構本部（中国四国ブロック事務所）

- ア 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
- イ 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
- ウ 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
- エ 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

- (6) 独立行政法人水資源機構（吉野川局）
 - ア 所管ダム施設の操作と防災管理
 - イ 旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川閘門施設の操作と防災管理
 - ウ 緊急事態における情報の提供
 - エ 被災公共林施設（特定施設）の復旧
- (7) 四国旅客鉄道株式会社（J R 四国）
 - ア 鉄道施設等の保全
 - イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
 - ウ 災害時における旅客の安全確保
- (8) 西日本電信電話株式会社徳島支店及び 株式会社N T T ドコモ 四国支社 徳島支店
 - ア 電気通信施設の整備
 - イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
- (9) 日本通運株式会社徳島支店
 - 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (10) 四国福山通運株式会社徳島支店
 - 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (11) 佐川急便株式会社
 - 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (12) ヤマト運輸株式会社徳島主管支店
 - 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (13) 四国西濃運輸株式会社徳島支店
 - 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
- (14) 四国電力株式会社徳島支店
 - ア 電力施設等の防災管理
 - イ 電力供給
 - ウ 被害施設の応急対策及び災害復旧
- (15) K D D I 株式会社四国総支社
 - ア 電気通信施設の整備
 - イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
- (16) ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社
 - ア 電気通信施設の整備
 - イ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

5 指定地方公共機関

- (1) 四国ガス株式会社徳島支店
 - ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
- (2) 四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島

共通対策編

- ア 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- イ 社会事業団体等による義援金品の募集協力
- (3) 一般社団法人徳島県バス協会及び一般社団法人徳島県トラック協会
 - ア 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力
- (4) 飯尾川堰土地改良区、高川原水利組合、麻名用水土地改良区、平島土地改良区
 - ア 農業用施設の整備及び管理
 - イ たん水の防排除施設の整備及び活動
 - ウ 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検
- (5) 一般社団法人西郡医師会
 - ア 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
- (6) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
 - ア LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
- (7) 社会福祉法人石井町社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動体制の整備
 - イ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
- (8) 公益社団法人徳島県看護協会
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 避難所における避難者の健康対策
- (9) 一般社団法人徳島県助産師会
 - ア 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
 - イ 避難所における避難者の健康対策
- (10) 一般社団法人西郡歯科医師会
 - ア 避難所における避難者の口腔衛生などの健康対策
 - イ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

6 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び情報収集
 - イ 町が実施する防災訓練への協力
 - ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
 - エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
- (2) 海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第24航空隊
 - ア 情報収集
 - イ 主として航空機による人命救助
 - ウ 救援物資の空輸
 - エ その他災害対策

7 その他

- (1) 石井町商工会
 - ア 商工業者の融資に関する事項
 - イ 災害時における中央資金源の導入に関する事項
 - ウ 物価安定についての協力に関する事項
 - エ 救助用物資、復旧資材の確保に関する事項
- (2) 名西郡農業協同組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 組合員の被災状況調査及びその応急対策
 - ウ 農作物の災害応急対策の指導
 - エ 被災農業者に対する融資のあっせんの協力
 - オ 農業生産資材及び農家生活資材の確保
 - カ 農作物の需給調整
- (3) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防災クラブ
 - 情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
- (4) 各自衛消防隊
 - 事務所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応援措置
- (5) 消防団
 - ア 平常時の防災訓練等の実施
 - イ 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
- (6) 郵便局
 - 災害時特別事務扱い及び援護対策
- (7) その他社会文化事業団
 - 被災者の救助等災害応急対策の協力
- (8) 一般社団法人徳島県建設業協会川島支部
 - ア 公共施設の応急復旧への協力に関する事項
 - イ 救出活動等における重機、車両等の建設資機材の提供協力に関する事項
- (9) 石井町建設業協会
 - ア 公共施設の応急復旧への協力に関する事項
 - イ 救出活動等における重機、車両等の建設資機材の提供協力に関する事項
- (10) 社団法人徳島県建築士会
 - ア 災害に強い建物づくり、まちづくり活動
 - イ 防災訓練等
 - ウ 被災建築物の応急危険度判定への協力
 - エ 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力
- (11) 一般社団法人徳島県建築士事務所協会
 - ア 災害に強い建物づくり、まちづくり活動
 - イ 防災訓練等
 - ウ 被災建築物の応急危険度判定への協力
 - エ 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力
 - オ 木造住宅耐震診断、耐震改修アドバイザー

共通対策編

- (12) 石井町有線放送農業協同組合（石井 CATV）
 - ア 電気通信施設の整備
 - イ 災害時の緊急放送手段の確保
 - ウ 緊急文字放送システム及びその他の放送手段の活用
 - エ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
- (13) 株式会社 STNet 徳島支店
 - ア 電気通信施設の整備
 - イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

第2章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

第1 方針

大規模災害時には町・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、自らの身の安全は自ら守ること（自助）を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者（災害時要援護者）を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「町や県など行政が行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助がそれぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取り組みが重要であり、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図るものとする。

また、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、防災機関の職員（以下「防災対策要員」という。）に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。

この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。

住民防災運動を強力に推進するにあたっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

第2 内容

1 住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、災害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れるなど、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及・啓発の内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、教育委員会）、県

ア 簡単な気象知識

イ 予報、注意報、警報

ウ 災害危険箇所

エ 過去の主な被害事例

オ 災害対策の現状

共通対策編

- カ 災害時における応急措置並びに心得
- キ 避難所・避難経路・その他避難対策に関する知識
- ク 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ケ 自主防災組織への参加
- コ 地震及び津波に関する一般的知識
- サ 地震保険の周知・啓発
- シ 南海トラフ地震に関する事項
 - (ア) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (イ) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (ウ) 正確な情報の入手方法
 - (エ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (オ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (カ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (キ) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (ク) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 普及・啓発の方法

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、わくわく観光情報課）

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実態に応じて地域、職域での各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- ア テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- イ 広報紙・広報車の利用
- ウ 映画・ビデオ等による普及
- エ パンフレットの利用
- オ 防災マップの配付
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- キ インターネットや携帯電話の利用

(3) 実施時期

主な実施機関

国、県、町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、教育委員会）

普及・啓発の内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

- ア 徳島県震災を考える日 毎年9月1日
- イ 徳島県震災を考える週間 毎年8月30日から9月5日まで

ウ	防災の日	毎年9月1日
エ	防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
オ	水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
カ	土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
キ	防災とボランティアの日	毎年1月17日
ク	防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
ケ	津波防災の日	毎年11月5日

2 学校における防災教育

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、教育委員会）

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- (1) 災害発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 自然災害発生の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 災害発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

また、町は、私立学校（園）に対し、これに準じた教育を行うことができるよう情報提供等に努める。

3 職員に対する防災教育

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、町、県及び防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の徹底を図る。

また、町及び県は関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の内容

- ア 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の主な被害事例に関すること。
- エ 防災関係法令の運用に関すること。
- オ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引等印刷物の配付
- ウ 見学、現地調査等の実施

共通対策編

4 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）社会福祉協議会

町は、災害時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

（1）講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、災害の原因及び対策等次の項目についての専門知識を習得させる。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害時の初動体制、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。

ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震及び津波、洪水、土砂災害等災害に関する一般的な知識

ウ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（2）見学会等

防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。

5 防災上重要な施設管理者に対する教育

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）

病院、大規模商業施設などの不特定多数の者が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

6 自動車運転者に対する教育

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、警察署）

自動車運転免許更新時等の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、地震発生時における適切な措置や日頃の心得、対策について教育広報を実施する。

7 災害教訓の伝承

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。

第2節 防災訓練

第1 方針

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

本町においても、南海トラフ地震や風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このようなことから、町及び県の災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる構築強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施する。

また、住民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

なお、防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、各課、名西消防組合）、社会福祉協議会

1 町が実施する各種防災訓練

本計画が災害時に活かされるためには、平素から防災関係機関相互の緊密な連携と災害に対処し得るたゆまぬ訓練の積み重ねが必要である。

これらは、風水害のほか突発的に発生する地震に対しては特に要請されることである。このため、各機関、防災組織及び住民との協力体制の確立を重点とした総合訓練並びに個別訓練の実施を強力に推進していく。

（1）水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施するものとする。

訓練内容

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 水門、樋門、陸閘、角落し等の操作
- カ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

（2）消防訓練

町は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施するものとする。

（3）避難、救助救護訓練

町その他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図

共通対策編

るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

(4) 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

(5) 災害情報連絡訓練

気象に関する警報等の伝達、災害時における対策通報、被害情報等の通信、伝達等を、防災関係機関が相互に正確かつ迅速に通報するため、各種事態を想定して災害情報連絡訓練を実施する。

(6) 緊急地震速報対応訓練

町及び県は、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

(7) 総合防災訓練

防災会議に機能を活用し、災害発生時において県、町、各関係機関の行う業務に関し総合的な訓練を行うものとし、この訓練を行うことによって防災計画の周知徹底とその適否検討の効果を期待し、防災体制の基礎の確立を図るものとする。

第3節 緊急輸送体制の整備

第1 方針

震災時等における救護・救助活動、食料、医薬品その他の物資等の確保及び広域的な応急対策を実施するため、必要な緊急輸送体制をあらかじめ検討しておくものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、建設課）

1 町内の緊急輸送路

町は、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークの確保に努める。

(1) 道路

ア 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

ウ 第3次緊急輸送道路

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

エ 重点路線（町が定めたもの）

町内の避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、早期啓開などの応急対策を実施する路線

第1次緊急輸送道路

路線名	区間
国道192号	徳島市～三好市 愛媛県境

第2次緊急輸送道路

路線名	区間
該当なし	-

第3次緊急輸送道路

路線名	区間
該当なし	-

共通対策編

重点路線

路線名	区間
町道高川原27号線	石井町石井字石井 ~ 藍畑字高畑
町道高原6号線	石井町浦庄字下浦 ~ 高原字東高原
町道高原4号線 ~ 高原21号線	石井町高原字平島 ~ 高原字関
町道下浦1号線 ~ 高原216号線	石井町浦庄字下浦 ~ 高原字平島

(注) : 直轄管理道路 : 高速道路会社(西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))管理道路

* : 県管理道路 : 市町村管理道路

<事業中>は、供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし、現時点では緊急輸送道路予定路線である。

2 緊急輸送路の整備

(1) 道路

緊急輸送道路の橋梁耐震化については、設計基準が古い橋梁や橋梁形式により対策が必要な橋梁など緊急度の高い橋梁から順次対策を実施する。

また、橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

法面对策については、点検結果に基づき、対策の優先度の高い箇所から順次整備を行う。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、列車の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管内区施設の維持改良に努めるとともに、地震災害に対処し得る次の体制を整備しておく。

ア 施設の耐震性の強化

イ 地震計の整備

ウ 情報連絡設備の整備

エ 復旧体制の整備

オ 津波の来襲により危険度が高いと予想される区間等における運行の停止その他運行上の措置及び列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

3 民間事業者との連携

(1) 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

(2) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

- (1) 警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を活用する。
- (2) 町は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

5 緊急輸送道路確保計画

(1) 被害状況の把握

町は、地震等災害が発生した場合、緊急輸送路の被害状況、障害物の状況等を把握するための調査をすみやかに実施するとともに、石井警察署、東部県土整備局・吉野川庁舎、四国地方整備局徳島河川国道事務所との情報交換を緊密に行うものとする。

(2) 啓開道路の決定

町は、道路の被害状況等を把握した後、県、四国地方整備局等の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路の決定を行うが、原則として、緊急輸送道路を最優先に行うものとする。

(3) 啓開資機材の確保

町は、建設業界等より使用できる建設機械等啓開資機材の調達を行うものとする。

(4) 啓開作業の実施

町は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行うものとする。

啓開作業は、緊急輸送路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関等との連携に努めるものとする。

(5) 広報の実施

町は、道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対して適宜適切に広報を実施するものとする。

6 緊急輸送拠点確保計画

町は、被災状況により、必要と認められる場合は、石井町防災センターに災害時の緊急輸送拠点を開設する。

石井町防災センターでは、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行うとともに、必要に応じてオープンスペースをヘリポートとして活用する。

7 防災ヘリポート運用計画

(1) 防災ヘリポート開設の決定

町は、県、警察、自衛隊等から要請があった場合及び必要と認められる場合は、防災ヘリポートを開設する。

(2) 防災ヘリポートの開設方法

防災ヘリポートの設置については、本編第3章第6節の第2の7災害対策用ヘリポートの設置のとおりであるが、特に次の事項に留意して開設及び運用を行うものとする。

共通対策編

ア 地表面の条件整備

- (ア) 回転翼の影響で砂塵等が上がらない舗装された場所が望ましい。
- (イ) やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している場合には十分に散水する。
- (ウ) 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

イ 着陸点の表示

着陸点には、石灰、白布等を用いてHまたは の記号を表示する。

ウ 風向の表示

- (ア) 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。
- (イ) 表示地点は、着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- (ウ) 吹き流し又は旗は、布製とし、風速 25m/s 程度に耐えられる強度を有しているものであることとする。

エ 危険防止

- (ア) 離着陸時は、風圧等により危険であるので関係者以外を接近させないこと。
- (イ) 必ず安全上の監視員を配置すること。

オ その他留意事項

- (ア) 救急車、輸送車両の出入りに便利なこと。
- (イ) 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- (ウ) 緊急時には、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第4節 自主防災組織の育成

第1 方針

災害対策は、町民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々の役割を確実に推進するとともに、災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減を図ることができることを強く意識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

災害発生時に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的であることから、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要がある。

未組織地域においては、自主防災組織の結成促進に努めるとともに、既存の自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより、地域で自立できる防災体制の構築に努める。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課）

1 災害対策の役割分担

- (1) 住民の役割（自助）：住民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という意識にたって、災害から自分の命や生活を守る活動をいう。
- (2) 地域の役割（共助）：住民一人ひとりが隣人等と協力して、災害から地域を守る活動をいう。
- (3) 行政の役割（公助）：行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い町土を実現する活動をいう。

2 自主防災組織の意義

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって地震被害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

3 自主防災組織の結成促進

町は、防災に関する講演会や研修会の開催、防災訓練や啓発資料の作成配布等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

(1) 単位

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である自治会や実行組等（以下「自治会等」という。）ごとに結成することを目標とする。ただし、その規模が大きすぎる場合は、さらにブロックに分けて結成するものとする。

(2) 支援

自主防災組織の結成が遅れている地域に関しては、組織を結成する際に必要な支援を行い、

共通対策編

組織率の向上を図るものとする。

(3) 地域コミュニティにおける防災活動

町は、地域コミュニティを住民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

4 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制を整備するため、町内の自主防災組織の連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。

(2) 活動支援

自主防災組織に対し、防災活動に必要な知識の習得等について支援を行う。

(3) リーダー養成

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育英強化に努める。

5 自主防災組織の編成

(1) 組織

自主防災組織は、災害対応組織の基本単位である自治会等のブロックごとに結成する実行組織と、これら実行組織の集合体である統括組織からなる。

(2) 実行組織

実行組織は、自治会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域特性及び自治会等に属する世帯数等を考慮した防災活動にもっとも適した組織とする。

(3) 統括組織

統括組織は、8～12 実行組織ごとに1 統括組織を結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域の歴史や地理的条件等にも配慮し、地域の実情に即した組織づくりを行う。

(4) 石井町自主防災組織連絡協議会

平成 26 年 4 月 15 日設立。各地区自主防災組織連絡会の会長、副会長等をもって組織し、各自主防災組織の充実強化、組織相互の連携強化などを図る。

(5) 消防団員

消防団員は実行組織に属するものとし、平常時には、その専門的知識及び技能を生かして実行組織の防災訓練の指導等にあたるものとするが、災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため、実行組織の活動班には組み入れないものとする。

(6) 消防団

消防団は統括組織を構成するものとし、平常時には、地域の防災活動に指導的役割を果たすものとするが、災害発生時には防災活動を行うため、統括組織には組み入れないものとする。

(7) 実行組織の活動班

活動班	活動内容
総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
消火班	初期消火を行う。
救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

(8) 統括組織の活動班

活動班	活動内容
総務班	所属する実行組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
情報班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
避難所運営班	給水給食及び救援物資等の配分を行う。

6 自主防災組織の防災計画

(1) 平常時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災知識の普及 ・ 防災資機材の管理 ・ 防災訓練
統括組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する実行組織との連絡調整 ・ 婦人会、子供会、青年団、PTA及びボランティア団体等の住民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。

(2) 災害時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 救出救護 ・ 避難誘導 ・ 給水給食及び生活必需品の配付 ・ 避難所の開設・運営
統括組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する実行組織との連絡調整 ・ 給水給食及び救援物資等の配分 ・ 自主的で秩序ある避難所の運営のために必要な町職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整

(3) 自主防災組織等のリーダー育成

共通対策編

町は、自主防災組織の活動班のリーダーあるいは自治会等や婦人会、子供会等の住民団体等のリーダー等の幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

(4) 町職員の積極的参加

町の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

(5) 自主防災資機材の整備

各実行組織は、次の簡易救助用資機材を整備するよう努めるものとする。

ジャッキ

丸形スコップ

テコバール

替刃式折込ノコ

布バケツ

(6) 自主防災資機材の管理

各実行組織に整備する資機材の管理は各実行組織で行うものとする。

第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）

町は、地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、次の項目について誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

1 平常時の活動

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄・管理
- (4) 家庭及び地域における防災点検
- (5) 地域における高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者（要援護者）の把握
- (6) 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載して地図の作成及び住民等への周知

2 災害時の活動

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 避難誘導及び率先避難
- (4) 救出・救護の実施
- (5) 給食、給水
- (6) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）の安否確認、移動補助及び集団避難の実施

- (7) 炊出しの実施及び協力
- (8) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第5節 ボランティア受入体制の整備

第1 方針

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため、町は、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努める。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、福祉生活課、長寿社会課） 社会福祉協議会

1 ボランティア活動の普及及び啓発

町は、石井町社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

2 防災ボランティア登録制度の創設等

町は、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、防災ボランティア登録制度を創設する。

(1) 登録対象者

- ア 町内に在住又は勤務する個人又は団体
- イ 町内に活動拠点を有する個人又は団体

(2) 活動内容等

ア 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- (ア) 炊出し
- (イ) 清掃
- (ウ) 救援物資の管理及び配付
- (エ) 被災者の生活支援や話し相手
- (オ) 専門職ボランティアの補助等

イ 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- (ア) 平常時に行う建物の耐震診断
- (イ) 災害時に行う建物の危険度判定
- (ウ) アマチュア無線等による情報の収集及び伝達

- (イ) パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- (オ) 特殊車両による救援
- (カ) 救急救護
- (キ) メンタルケア
- (ク) 介護
- (ケ) 通訳・手話等
- (コ) ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

3 ボランティア受入体制等の整備

町は、NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう「徳島県災害ボランティア活動支援方針」に沿った、受け入れ側の体制整備に努める。

このため町は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

4 ボランティア団体との連携

町及び石井町社会福祉協議会は、平常時から日本赤十字社徳島県支部、ボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする

5 ボランティア活動拠点の整備

町は、災害発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を石井町社会福祉協議会に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めておくものとする。

6 ボランティア活動時における保険制度の整備

町は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うことを検討する。

第6節 企業防災の推進

第1 方針

町は、自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど「事業継続マネジメント（BCM）」の取り組みを通して企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）

1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、町は、こうした取り組みに資する情報提供に努めるものとする。

2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう指導・助言などの支援に努めるものとする。

第7節 避難行動要支援者（災害時要援護者）支援対策の充実

第1 方針

災害が発生した場合、高齢者、傷病者、及び障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害適応能力の弱い配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、町及び社会福祉施設等の管理者は、災害時の要配慮者を守るため、安全対策の充実に努めるものとする。その際、災害時における要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

注)これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、住民課、福祉生活課、長寿社会課、すくすく子育て課）、社会福祉協議会、教育委員会

1 避難行動要支援者（災害時要援護者）支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者（災害時要援護者）マニュアル等の充実

町は、避難行動要支援者（災害時要援護者）マニュアル等の充実に努める。

(2) 避難行動要支援者（災害時要援護者）に関する情報の把握・共有

町は、福祉担当部局と連携のもと、避難行動要支援者（災害時要援護者）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員、児童委員、自主防災会等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者（災害時要援護者）に関する情報を把握・共有し、避難行動要支援者名簿（台帳）を作成する。

(3) 支援体制の整備

町は、事前に把握した避難行動要支援者（災害時要援護者）の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災会、民生委員、児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 福祉避難所

町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者（災害時要援護者）が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。

2 社会福祉施設等対策

(1) 社会福祉施設の安全確保等

共通対策編

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

また、町及県は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震、津波の各事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の推進などに配慮する。

(2) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害時における迅速かつ確かな対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所など地域の特性に配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

(4) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

(1) 町は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

(2) 町は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。

(3) 町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具（尿便貯留装具）ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。

(4) 町は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

4 児童に係る対策

- (1) 町は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (2) 町は、被害児童の精神不安定に対応するため、県が行うこども女性相談センターによるメンタルヘルスケアへの参加を支援する。
- (3) 町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

5 在宅者対策

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練の実施

町は、避難行動要支援者（災害時要援護者）及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼び掛けるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者（災害時要援護者）の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者（災害時要援護者）を支援する体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

町は、避難行動要支援者（災害時要援護者）を適切に避難誘導・救出・救護するため、県が作成した「災害時要援護者（避難行動要支援者）支援対策マニュアル」により平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者（災害時要援護者）の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努める。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者（災害時要援護者）の個別避難支援プラン策定に努める。

また、町及び県は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、町においては、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

また、災害時におけるひとり暮らしの高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

- (3) 土砂災害警戒区域にある要配慮者等の利用する施設への情報伝達は 共通対策編第3章第28節「土砂災害応急対策」による。

(4) 的確な情報伝達活動

町は、避難行動要支援者（災害時要援護者）等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者（災害時要援護者）にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員、児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

共通対策編

6 外国人等に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

(1) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

ア 町は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及・啓発に努める。

イ 町は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進めるものとする。

7 旅行者等への防災対策計画

町は、地理に不案内な旅行者にもわかりやすい案内板の設置や観光施設に避難所を示したパンフレットの配備を進めるものとする。

8 災害時コーディネーター（介護福祉）による調整

町は関係機関と連携を図り、刻々と変化する避難行動要支援者（災害時要援護者）や、避難所等の状況を的確に判断し、被災地において介護士等の活動が円滑に行われるよう、県に対して、災害時コーディネーターの派遣依頼を検討する。

第8節 帰宅困難者等対策

第1 方針

災害発生時に、旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となった場合、避難及び帰宅の支援ができるよう体制の整備に努める。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、住民課）

1 住民への普及・啓発

町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、県・関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について普及・啓発に努めるものとする。

2 企業等への普及・啓発

町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及・啓発に努めるものとする。

3 安否確認手段の支援

町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール等）について、普及啓発に努める。

4 災害時帰宅困難者支援ステーション事業

大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供



第9節 広域応援・受援体制の整備

第1 方針

大規模災害が発生した場合に、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関との協力を得て災害対策を実施する必要がある。このため、他の市町村や防災関係機関との間に、あらかじめ相互応援協定を締結し、広域的な応援・受援体制を整備するものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、水道課、名西消防組合）

1 市町村間の相互応援

町は、現在締結している各災害時相互応援協定に基づき、必要な情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結し、広域的な応援体制を整備するものとする。

また、すでに締結している協定については、その内容について常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

現在、町が締結している広域相互応援協定は以下の通り。

- (1) 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定
- (2) 徳島県東部地域における災害時応援協定
(石井町、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)
- (3) 徳島県町村会と鳥取県町村会との危機事象発生時相互応援協定
- (4) 石井町・岡山県和気町災害時相互応援協定
- (5) 大規模災害時の相互応援に関する協定

2 応援要請体制の整備

町は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

(1) 応援要請手続

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(2) 応援要請の連絡方法

- ア 応援要請は口頭又は電話により行う。
- イ 応援要請後、3の(2)で定める活動計画をFAXにより送付する。
- ウ 文書による応援要請は、災害による混乱が収拾した後に行う。

3 応援受入体制の整備

町は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう応援受入体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、応援受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

(1) 応援要請及び応援活動の記録

- ア 応援の要請先、要請日時、要請内容
- イ 回答先、回答日時、回答内容
- ウ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- エ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- オ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- カ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- キ 撤収日時

(2) 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

(3) 食料、飲料水、宿舎等の準備

要請する応援部隊は自立できることが原則ではあるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

(4) 応援受入マニュアルの作成

他市町村等からの多人数の応援部隊の受入れを円滑に行うため、「広域応援受入マニュアル（仮称）」の作成を検討する。

4 他市町村応援活動体制整備計画

(1) 応援体制の整備

町は、被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援部隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- ア 支援対策本部の設置及び運営
- イ 派遣部隊の編成及び派遣
- ウ 携帯資機材の調達及び運搬
- エ 応援活動の作業手順等

(2) 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食料、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

5 消防機関の広域応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援体制の強化に努める。

(1) 県外への相互応援

徳島県緊急消防援助隊

石井町 消火1隊派遣（消火隊員5名）

(2) 県内の消防相互応援

大規模災害時に、消防機関の消防力の広域的な運用を行い、的確に対応できるよう、県下12消防本部間で、「徳島県広域消防相互応援協定」が締結されている。

また、名西消防組合本部、徳島市消防局、小松島市消防本部、板野西部消防組合本部、板野東部消防組合本部において「県内5消防機関相互応援協定」が締結されている。

第10節 情報通信機器・施設の運用・管理

第1 方針

大規模な地震が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が発生するなかで、町及び防災関係機関は緊密な連携のもとに被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

このため、情報通信施設については定期的な点検整備を行うとともに、耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）、防災関係機関

1 情報通信体制整備計画

（1）情報収集体制の整備

町及び防災関係機関は、町内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等情報収集体制を整備し、情報収集機能の向上に努めるものとする。

（2）情報連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制を整備するものとする。

ア 指定電話及び情報連絡担当者

町及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

イ 町の情報連絡体制

町の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

（ア）災害対策本部が設置されていない場合 町のちを守る防災・危機対策課

（電話 088-674-1171）

（イ）災害対策本部が設置された場合 町災害対策本部室

（電話 088-674-1111）

ウ 有線電話の優先使用

町及び防災関係機関は災害発生時における有線電話の異常ふくそうにより一般通話が制限される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため「重要加入電話」に加入申込み及び更新を行っておくものとする。

また、町及び西日本電信電話株式会社徳島支店は、有線電話の異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないように、日ごろから住民に対し災害発生時における電話利用の自粛の呼びかけを行っておくものとする。

エ 通信手段の多様化

町及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、各種の通信手段が利用できるような協

共通対策編

力体制の推進に努めるものとする。

(3) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情報伝達体制等の整備

町は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による伝達体制等の充実を図るよう努める。

(4) 広報体制の整備

町は、住民及び事業所に対し被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等広報体制を整備し、情報伝達機能の向上に努めるものとする。

2 防災通信システム整備計画

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）、徳島県

(1) 防災通信システムの整備

ア システム構成

町及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備するものとする。

有線通信設備	無線通信設備
消防報知専用電話	防災用無線
直通電話	救急無線
消防専用電話	携帯衛星電話
重要加入電話	
ケーブルテレビ	

イ 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努めるものとする。

ウ 運用方針

町及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。ただし、有線通信が途絶したときは、防災通信システムの無線通信設備のほか他機関の無線通信設備をも活用するものとする。

(2) 防災対策要員緊急招集システムの整備

町は、防災対策要員を緊急に招集できるよう、携帯電話等の緊急連絡用機器の活用を図るものとする。

ア 機器の登録

町は、災害対策本部要員等が個人的に利用している緊急連絡用機器の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

(3) 防災通信システムの耐震化

町は、重要な防災通信施設には次のような措置を講じておくものとする。

ア 通信用機器の転倒防止工事

イ 自家発電装置の設置及び定期的点検

ウ バッテリーの保管及び更新

エ 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

(4) 防災通信システムの高度化

町は、災害時における防災通信機能を向上させるため、地域防災無線等の整備を図るとともに、徳島県と連携しながら地震計ネットワークの整備や総合情報通信ネットワークの拡充など防災通信システムの高度化に取り組むものとする。

(5) 同報防災無線等

町は、同報系無線等の整備を図り、災害発生時等の情報を速やかに住民へ周知する手段を構築するものとする。

3 防災情報システム整備計画

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）

(1) 防災情報システムの充実

県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報など総合的な防災情報等が共有できる災害時情報共有システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

町は、県の災害時情報共有システムによる防災情報の共有化を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

町は、被害状況の集計・分析やパソコン通信等に活用するためコンピューター等情報関連機器の整備に努めるものとする。

(2) 防災情報システムの耐震化

町は、地震に備えて防災情報システム耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

ア 無停電電源装置の導入

イ 防災関連システムのコンピューター設置場所への免震床の導入

ウ 主要機器のシステムの二重化

4 各種データの整備保全

主な実施機関

町（総務課、住民課、各課）

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第 1 1 節 防災拠点施設等の整備

第 1 方針

町は、災害時における応急対策の拠点となる施設の整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

第 2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）

1 地域防災拠点の整備

町は、平時は住民が防災訓練や防災研修に使用し、災害時には災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、消防団詰所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備に努める。

2 災害対策本部庁舎の防災機能の強化

従来の庁舎は、耐震基準以前に建てられたものであり、地震により崩壊する可能性が耐震診断結果により判明したことから、平成 26 年 12 月末に新庁舎を建設した。

防災活動の中核機関となる町対策本部を設置するにあたり、新庁舎においては、非常用発電設備や、情報通信機器の整備、防災機能を強化するなど、必要な機能の充実を図る。

第12節 物資等の備蓄体制の整備

第1 方針

町をはじめ、防災機関の災害対応能力にはおのずと限界があり、大規模災害発生時には、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため町は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、町は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

したがって、町の特性から必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

県においては、災害応急対策活動において広域的な調整活動をおこなう役割を主としているため、物資については町の備蓄を補完するもの及び緊急かつ大規模災害時に必要とし、他の機関で保有するのが困難なものを備蓄・確保する。

町は、「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に則り備蓄物資の確保を行う。

さらに、それぞれの防災関係機関は、災害が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は、機関ごとに定めておくものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、水道課、建設課、保健センター）

1 給水体制の整備

（1）運搬給水の備え

町は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資機材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図るものとする。

（2）拠点給水の整備

町は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要があることから、避難所や浄水場、配水池、耐震性貯水槽、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等の備蓄を

共通対策編

検討する。

2 備蓄の現況

(1) 食料の備蓄整備

ア 備蓄

基本的に住民は発災初期の避難生活のための食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

また、地域住民と密接に関わっている町は、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めることとする。町の人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

イ 輸送

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、町は県と連携し、平時から輸送体制の整備に努める。

(2) 県における輸送体制

県は、町の要請等に基づき、又は被害の状況等に応じ、要請を待たずに、民間からの調達又は、国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する。

大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点として物流倉庫や輸送車両・器材・ノウハウを有する倉庫業界・トラック業界などの民間物流業者と協定の締結に努めるなど官民連携による輸送体制を構築する。

(3) 町における輸送体制

町は、指定した拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者等と連携するなど体制整備に努めるものとする。

(4) 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については町等において備蓄されており、これらをさらに整備し、充実させることが必要である町は民間流通業者等と物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

または災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

(5) 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努める。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

県は、水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に応急

支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資機材の補充整備をする。

また水防管理団体は、その重要水防区域内に水防倉庫を設置し、必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 医薬品等の整備

県では災害時における医薬品等供給マニュアルを作成し、医療救護活動に必要とされる医薬品等が迅速に救護所や医療機関に供給可能な備蓄体制づくりを行う。

町においては、県の医薬品等供給マニュアルを踏まえ、災害時に医薬品等を円滑に確保できる体制づくりに努める。

第13節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

第1 方針

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における必要な災害防止策について定める。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、いきいき農業振興課、建設課）

1 地すべり予防対策

地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者（災害時要援護者）関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図等による地すべり危険箇所の公表周知、雨量観測機器による降雨情報の提供等のソフト対策を推進する。

町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

次のような地すべりの前兆があれば常に地すべり防止区域を巡回し、警戒避難体制を確立し、被害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹木、電柱、墓石などが傾く。
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

これらは集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者（災害時要援護者）関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止、さらに沿岸部における津波避難場所や避難路の確保を重点的に実施する。

また、急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図及び標識による急傾斜地崩壊危険箇所の公表周知、雨量観測機器による降雨情報の提供等のソフト対策を推進する。

町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、県と共に危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

〔参考〕

危険度の高いがけ

- 1 クラックのあるがけ
 - 2 表土の厚いがけ
 - 3 オーバーハングしているがけ
 - 4 浮石の多いがけ
 - 5 割目の多い基岩からなるがけ
 - 6 湧水のあるがけ
 - 7 表流水の集中するがけ
 - 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための避難行動要支援者（災害時要援護者）関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、砂防指定地内の土砂流出を誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図及び標識による土石流危険渓流の公表周知、雨量観測機器による降雨情報の提供等のソフト対策を推進する。

町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主

共通対策編

防災組織の育成、県と共に土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

開発等による山地荒廃に起因する災害が発生する傾向にあり、台風や集中豪雨に伴って発生することが多い。これらの災害を未然に防止するため、情報、警報等の収集・伝達方法を整備し、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に行う危険箇所のパトロールや治山施設の定期的な点検等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

町は、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に、危険地区内にある避難行動要支援者（災害時要援護者）関連施設の保全を重点的に実施する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

町及び県は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

（1）土砂災害警戒区域等の指定に関する情報提供

県は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水及び土地利用状況等について基礎調査を行い、町の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行うものとする。

町は、県から土砂災害に関する意見聴取があった場合、区域における土砂災害の危険性等について情報提供する。また、県が基礎調査を実施する場合、要請があれば協力する。

なお、当該特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

（2）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めるものとする。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。（共通対策編第3章第28節「土砂災害応急対策」を参照。）

なお、町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第2款 その他

1 液状化対策

主な実施機関

町（建設課）

町、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、町及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。

2 宅地防災対策

主な実施機関

町（総務課、建設課）

宅地開発に対し、災害の発生が予想される危険な場所の開発については、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防ぐため、造成主及び工事施工者に適切な助言と指導を行い、災害の防止に努めるものとする。

町は、県の被災宅地危険度判定制度を活用し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

3 農業用ため池対策

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、いきいき農業振興課）

町内の農業用ため池は、土堤構造で築造年代も古く経過年数も長い。これらの農業用ため池は地震に対する安全度を計算して構築されたものが少ないため、大規模な地震には決壊・流失する危険性が考えられる。町は、施設の管理をしている土地改良区や水利組合等に対し、適切な日常管理や定期点検の強化を指導するなど安全確保に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

第1 方針

町及び各防災関係機関は災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

町は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応マニュアル等の整備を推進する。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）

災害発生時・発生の恐れのある各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。

ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

1 気象警報等が発表中〔初動体制を確立し、災害発生に備え警戒〕

- (1) 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- (2) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (3) 必要に応じて町災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (4) 被害情報の収集
- (5) 水防警報の発令、河川等の警戒監視を強化する。
- (6) 住民避難情報の発表を行う。

ア 避難準備情報の発表

- (ア) 避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、町災害対策本部支部員の派遣）
- (イ) 避難行動要支援者（災害時要援護者）の所在確認、避難所等への移動
- (ウ) 一般住民の避難準備
- (エ) 児童生徒等の安全確保

イ 避難の勧告

- (ア) 一般住民の移動避難、避難所への収容
- (イ) 避難所備蓄物資による対応
- (ウ) 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）

ウ 避難の指示

- (ア) 残留住民の移動避難、建物上層階等での籠城避難

2 地震、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- (1) 防災関係機関職員の緊急参集

- (2) 町災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (3) 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。
- (4) 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- (5) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

3 災害発生から 24 時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- (1) 被害情報の収集報告
- (2) 国、県、自衛隊、他府県等応援要員の受援体制の確立
- (3) 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣
- (4) 緊急輸送道路用車両の確保
- (5) 緊急輸送道路の啓開
- (6) 交通規制の実施
- (7) 被害状況の把握
- (8) 被災地への救護所の設置
- (9) ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- (10) 帰宅困難者対策
- (11) 災害救助法の適用
- (12) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (13) 避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
- (14) 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- (15) 各種施設の被災状況の把握
- (16) 避難所等への仮設トイレの設置
- (17) 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- (18) 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- (19) 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため、警報等の情報提供
- (20) 遺体の一時安置場所の確保
- (21) 避難所外避難者の状況の把握
- (22) 被災建築物応急危険度判定

4 災害発生から 72 時間以内〔被災者支援を本格化〕

- (1) ボランティアセンターの設置
- (2) ボランティアの受入れ
- (3) 義援金の受付
- (4) 義援金の受入
- (5) 救援物資の受入、仕分け、配分
- (6) 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- (7) 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理

5 災害発生から 1 週間以内〔応急的な復旧を開始〕

- (1) 公営住宅等の提供

共通対策編

- (2) 被災住宅の応急修理
- (3) 被災者の心のケア
- (4) 遺体の検視、身元確認、火葬
- (5) 災害廃棄物の処理

6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- (1) 応急仮設住宅の建設
- (2) 学校教育の再開
- (3) 義援金の配分
- (4) 被害者生活再建支援法の適用

第2節 町の活動体制

第1 方針

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災関係機関はもとより民間団体や住民(自主防災会)等も含めて一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

このため、町は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは、本計画の定めるところにより、「石井町災害対策本部」(以下「町災害対策本部」)を設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町(いのちを守る防災・危機対策課)

1 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

町内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、若しくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想される場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、町長は町災害対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

ア 自動設置

- (ア) 水防関係：河川の水位が危険水位に近づいたとき。
- (イ) 地震関係：町内で震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 判断設置

- (ア) 水防関係
 - a 暴風、大雨、洪水警報が発表され、大規模被害の発生が予想されるとき。
 - b 台風が本県の全部又は一部を通過し、暴風圏に入ることが確実となったとき。
 - c 河川の水位が危険水位に近づく恐れが生じ、大規模被害の発生が予測されるとき。
 - d 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき又は、それが予知されるとき。
 - e 上記の他、著しく激甚である災害により、特に災害応急対策を必要とするとき。

(イ) 地震関係

- a 町内で震度4の地震が発生したとき。
- b 相当規模の地震が発生し、又は発生の予知が発せられたとき。
- c 災害応急対策のため自衛隊の派遣を要請したとき。
- d その他、町長が必要と認めたとき。

(2) 閉鎖

町災害対策本部は本部長が次のとおり認めたときに閉鎖する。

- ア 町内に係る災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき。

共通対策編

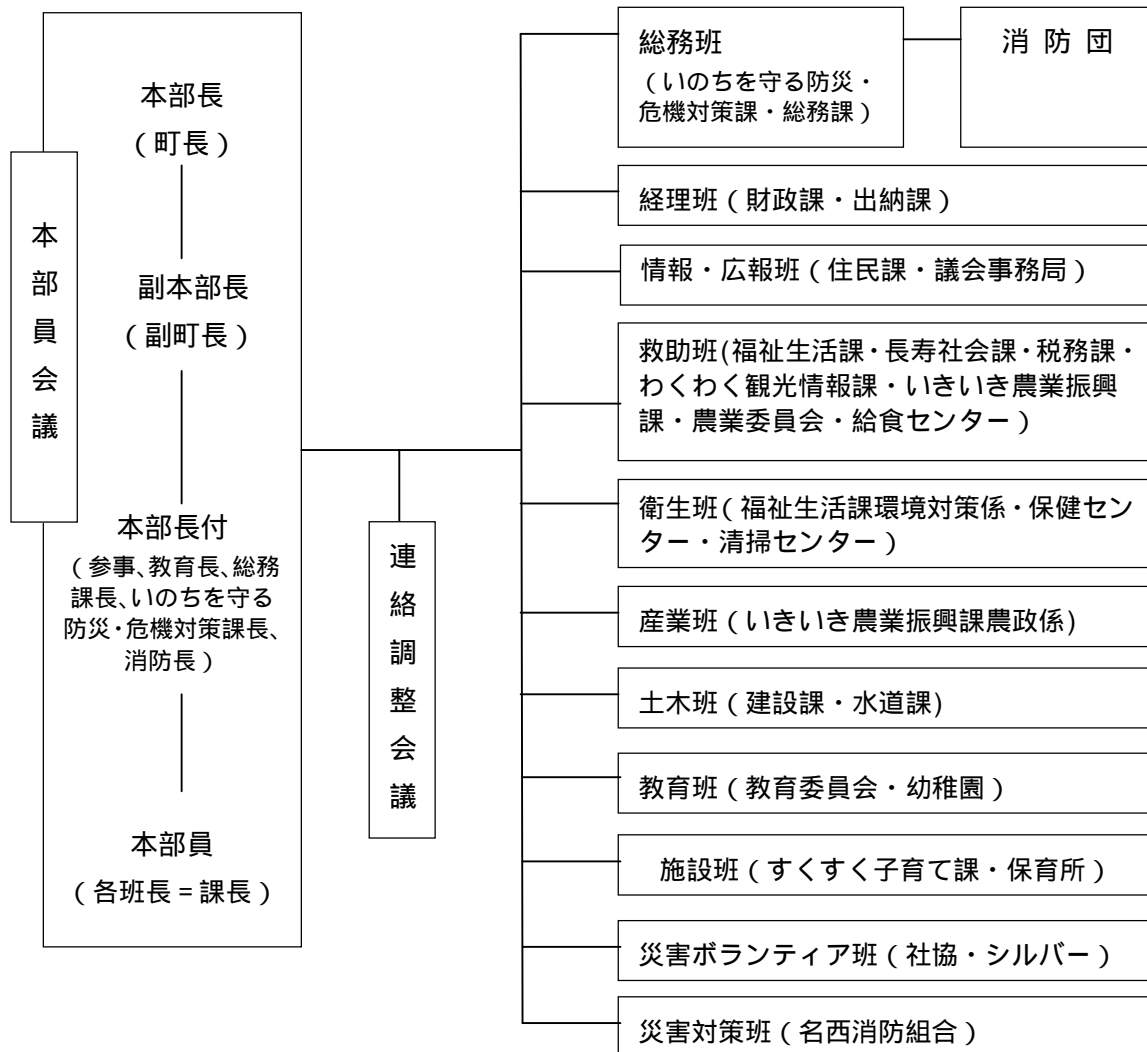
(3) 報告

いのちを守る防災・危機対策課長は、町災害対策本部を閉鎖した場合は、直ちに非常配備要員にその旨通知するとともに、本部長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へもその旨通知するものとする。

2 災害対策本部の組織

町災害対策本部の組織は、「石井町災害対策本部条例」、「石井町災害対策本部運営規程」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 町災害対策本部の組織



(2) 本部員会議

ア 構成

町災害対策本部の最高意志決定機関として本部員会議を設置し、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成する。但し、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員による関係本部員会議を開催することができる。

イ 庶務

本部員会議の庶務は、総務班が行う。

(3) 連絡調整会議

本部員会議の下に、災害対策に関して各部の連絡調整を図るために、連絡調整会議を置く。

連絡調整会議は、各班があらかじめ指名した連絡調整員をもって構成し、課長補佐、主査又は係長とする。

3 業務分掌

班	区 分			業務分掌
	班 長	班 員	員数	
総務班	総務課長 いのちを守る防災 ・危機対策課長	総務課 いのちを守る防災 ・危機対策課	1 3 3	1.災害対策本部設置及び廃止 2.職員の動員、配備 3.国、県等の連絡調整 4.県災害対策本部、県警察本部及び自衛隊及び消防等関係機関との連絡調整 5.他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整 6.本部員会議及び関係本部員会議 7.本部長命令の示達 8.被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ、報告 9.本部として行う発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること 10.り災証明(火災は除く)等の災害に関する証明の発行 11.本部の処務 12.消防団の召集
経理班	財政課長 会計管理者	財政課 出納課	5 5	1.災害予算及び経理 2.災害救助物資 3.義援金品の受入
情報広報班	住民課長 議会事務局長	住民課 議会事務局	1 2 2	1.住民への周知広報 2.災害時の広聴及び相談 3.外国人に関する連絡調整 4.住民からの情報及び収集、伝達
救助班	福祉生活課長 長寿社会課長 税務課長 わくわく観光情報課長 給食センター所長	福祉生活課 長寿社会課 税務課 わくわく観光情報課 いきいき農業振興課 農業委員会 給食センター	7 9 1 3 3 2 1 9	1.避難所の開設、収容及び管理 2.避難誘導の指示 3.災害弱者(高齢、障がい者等)に関すること 4.被害者、避難者への食糧確保及び配給 5.災害用衣料、寝具及び生活必需物資の確保、配給 6.物資運搬車輛等の調達、確保 7.被災家屋の判定基準、家屋被害の調査
衛生班	保健センター所長 清掃センター所長	保健センター 清掃センター 福祉生活課 (環境対策係)	7 1 2 3	1.救護班の編成、救護所の設置その他医療助産の調整 2.被災地の防疫 3.遺体捜査、収容、安置、処理、埋葬等に関すること 4.一般廃棄物の収集、処理、処分 5.災害廃棄物の撤去、処理、処分 6.死亡獣畜の収集、処理 7.水路等の環境整備 8.災害救助に関し他の所管に属さないこと 9.災害救助法に基づく助産

共通対策編

班	区 分			業 務 分 掌
	班 長	班 員	員数	
産業班	いきいき農業振興課長	いきいき農業振興課（農政係）	6	1. 農林水産業施設の防災及び復旧 2. 農産物、家畜等の災害対策 3. 中小企業への災害復旧資金の融資 4. 農林水産業の災害復旧資金の融資 5. 産業、経済に係る被害状況の調査
土木班	建設課長 水道課長	建設課 水道課	11 7	1. 河川、道路、橋梁、宅地等の防災及び復旧 2. 水防計画の実施についての連絡、調整 3. 災害救助法に基づく障害物の除去 4. 配水施設等の防災及び復旧 5. ライフラインの防災及び復旧 6. 緊急輸送路の確保 7. 住宅の応急修理 8. 町有建物の復旧 9. 災害応急工事の契約。 10. 災害ボランティア（住宅関係） 11. 飲料水の供給 12. 給水区域への給水の確保
教育班	教育次長 幼稚園長	教育委員会 各幼稚園	12 23	1. 児童、生徒の保護及び応急教育 2. 教育施設の防災及び復旧 3. 災害救助法に基づく学用品の支給 4. 園児の保護及び応急教育
施設班	すくすく子育て課長 保育所長	すくすく子育て課 各保育所	6 31	1. 入所児の保護及び応急保育 2. 施設の防災及び復旧
ボランティア災害	社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会	10	1. 災害ボランティアの募集、調整、指揮
対策班災害	名西消防組合	名西消防組合 石井消防署	8 24	1. 被災者の救助、救出 2. 火災、水害対応 3. 救急対応

4 災害対策本部長

町災害対策本部の本部長は町長があたるものとし、町長が不在のときは副町長が代行する。また、町長、副町長不在のときは参事が代行し、参事が不在のときは、総務課長が代行するものとする。

5 災害対策本部設置場所

町災害対策本部は町役場に置くものとし、玄関に「石井町災害対策本部」の看板を設置する。

但し、災害の状況に応じて本部長の指示する町有建物に設置することができる。

6 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認めるときは、本部員会議又は関係本部員会議を開催するものとする。

ア 本部員会議の協議事項

(ア) 第1非常体制から第2非常体制への切り替え及び町災害対策本部の廃止に関すること。

(イ) 避難のための立ち退き指示に関すること。

(ウ) 被害情報及び被害状況の分析と、それに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関すること。

(エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

(オ) 災害救助法の発動についての意見に関すること。

(カ) 災害対策に関する重要事項。

イ 班の運営

各班においては、毎年度当初に班会議を行い災害発生を想定した災害対策業務について協議をし、周知徹底を図るものとする。町災害対策本部に設置された各班は、本部員会議の決定した方針及び各班で協議した「業務分掌」に基づき、その業務に従事するものとする。

(2) 災害対策本部室の開設

ア 本部室の業務

町災害対策本部が設置された場合、いのちを守る防災・危機対策課長は直ちに災害対策室を開設し、気象等観測結果及び被害状況の収集、分析並びに非常配備、予警報の伝達等、主として町災害対策本部に必要な情報の収集、分析対策本部の決定事項の伝達を行う。

イ 本部室の構成

災害対策本部室は、いのちを守る防災・危機対策課、総務課、建設課、長寿社会課、福祉生活課、いきいき農業振興課、教育委員会、その他本部長が必要と認める課の所要の職員で構成し、副町長が統括する。

(3) 各避難所における業務運営

ア 各避難所においては配置職員と協力し、以下の業務を迅速に対応出来る体制を整える。

イ 各地区ごとで指揮者を決め、その指揮のもとに避難所に分かれて開設業務を行う。

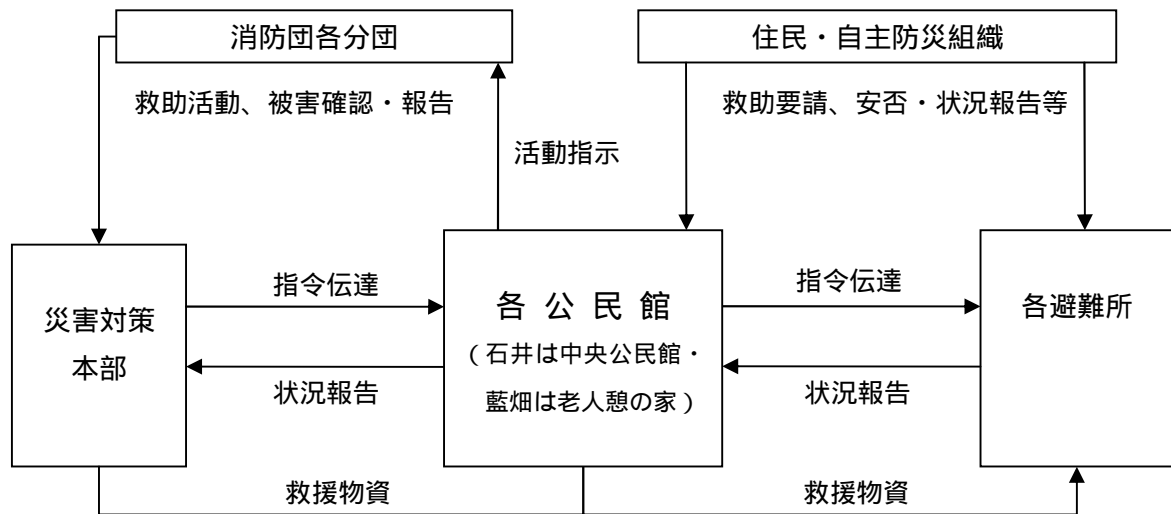
(勤務時間外にあっては、一旦、自己住所付近の公民館に集結する。)

(勤務時間内にあっては、自己付近の公民館または避難所へ集結し、開設業務を行う)

ウ 各避難所においても指揮者を決める。

エ 避難者名簿の作成・避難者からの被害状況等の聞き取り調査・救助活動を行う。

オ 連絡要員は災害状況・物資補給等の連絡を行う。



カ 状況が一段落したら、それぞれの避難場所に必要な人数の職員をおき、他の職員（連絡要員）は、本部にもどり、収集した情報を持ち帰り報告したあと、各担当課（各班）において業務分掌に定められた業務を課長（班長）指示のもと各課連携を緊密に図り的確に業務を遂行する。

(7) 被害状況調査

ア 被害状況調査については2名1班にて調査し（総務課3班・・高原地区、建設課4班及び財政課2班・・石井地区、いきいき農業振興課4班・・浦庄地区、税務課4班・・高川原地区、長寿社会課4班・・藍畑地区）を各地区に1台無線搭載車を配備し、なお必要に応じて消防団と連携のもと調査を行う。

イ 各地区の状況把握

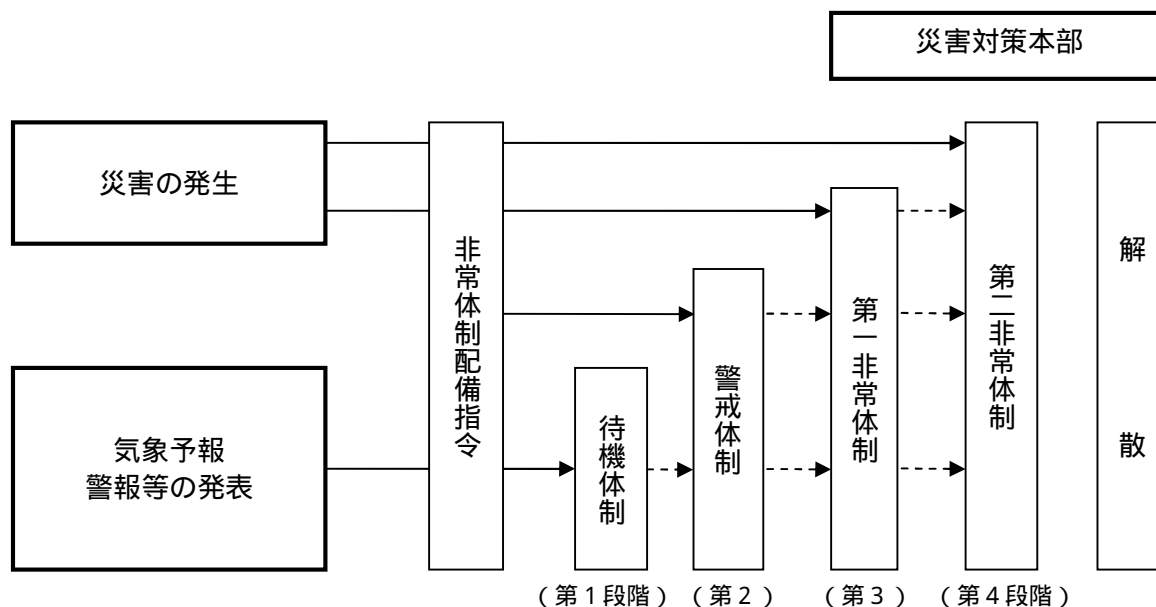
被害状況については、倒壊家屋・台風、大雨による浸水（床上・床下区域の区分）等の把握に努め、地図に書きおろしておき、または浸水した農地の把握にも地図上に浸水区域を書きおろしておく。

7 動員配備体制

(1) 職員配備体制

本町において災害が発生した場合、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定めた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

職員の非常体制は、次の待機体制から第2非常体制までの4段階とする。



(2) 非常体制の配備決定

非常体制の配備決定は次により行うものとする。ただし、代決者が決定した場合は、事後において、その承認を得るものとする。

ア 配備決定の手続き

- (ア) 待機体制 : 総務課長が状況を判断し、副町長の承認を得て決定する
- (イ) 警戒体制 : 総務課長が状況を判断し、副町長の承認を得て決定する
- (ウ) 第1非常体制 : 総務課長が副町長の指示を受け、町長の承認を得て決定する
- (エ) 第2非常体制 : 第1非常体制に同じ

イ 決定者不在時の代決者

災害が発生した場合の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在又は連絡不能の場合は次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

- (ア) 町長
- (イ) 副町長
- (ウ) 総務課長
- (エ) いのちを守る防災・危機対策課長

(3) 非常体制配備指令の発令・解除

町長は、災害が発生又は発生のおそれがある場合は、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制を取るため、職員に対し非常体制配備指令を行い、災害発生、継続又は拡大のおそれなくなったと認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

共通対策編

非常体制配備指令の発令基準

配備指令	配備時期	配備職員	配備内容
待機体制	水防 ・台風が本県に接近するおそれがあるとき。 ・大雨注意報等が発令され、災害の発生が予想される時。	必要に応じ総務課長がその都度判断する。	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、気象予報警報等の情報連絡活動を行うとともに状況に応じて、すみやかに警戒体制配備ができる体制とする。
	地震 ・断続的な余震が発生したとき。 ・地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき。		
警戒体制	水防 ・暴風、大雨、洪水警報が発令されたとき。 ・台風が本県を通過することが予想される時。 ・河川の水位が警戒水位に近づいたとき。 ・その他特殊災害が発生し、大規模災害が予測される時。	いのちを守る防災・危機対策課 全職員 総務課 3名 建設課 3名 いきいき農業振興課 2名 福祉生活課 1名 学校教育課 1名 社会教育課 1名	<p>配備職員は、原則として通常の勤務場所において、情報収集及び災害応急対策に従事するとともに状況に応じて、すみやかに第1非常体制を配備できる体制をとる。</p> <p>災害対策本部設置は震度5強が基準であるが、それ以下の地震であっても状況判断により設置する場合もある。</p> <p>配備体制につかない職員は、自己の住所地付近の状況を確認しつつ、災害が起こり得る可能性が高いと判断した場合は、直ちに役場に報告する。</p>
	地震 ・震度4の地震が発生したとき。 ・地震災害に対する警戒宣言が発令されたとき。		
	その他 特殊災害が発生し、大規模災害が予測される時。		
第1非常体制	水防 ・河川の水位が危険水位に近づいたとき。 ・人的被害、家屋被害が相当発生し、又は予知される時。	(災害対策本部の設置) 非常配備人員の基準による職員(別表)	<p>配備職員は、原則として通常の勤務場所とするが、課長においては、災害対策本部を役場2階会議室に設置し、今後の対策について協議する。</p> <p>また、すみやかに第2非常体制を配備できる体制を整える。(職員・消防団員・関係機関等への連絡体制について)</p> <p>なお、配備体制につかない職員については自己の住所地付近の状況を確認し、各班長(課長)に報告する。</p>
	地震 ・震度5強の地震が発生したとき。		
第2非常体制	水防 ・河川の水位が危険水位を超える恐れがあるとき。	(災害対策本部の設置) 全職員	全職員を配備し、情報収集及び災害応急対策に従事する。
	地震 ①震度6弱以上の地震が発生したとき		
	特別警報 ・大雨等、数十年に一度の数値となると予想されたとき。		

8 伝達系統等

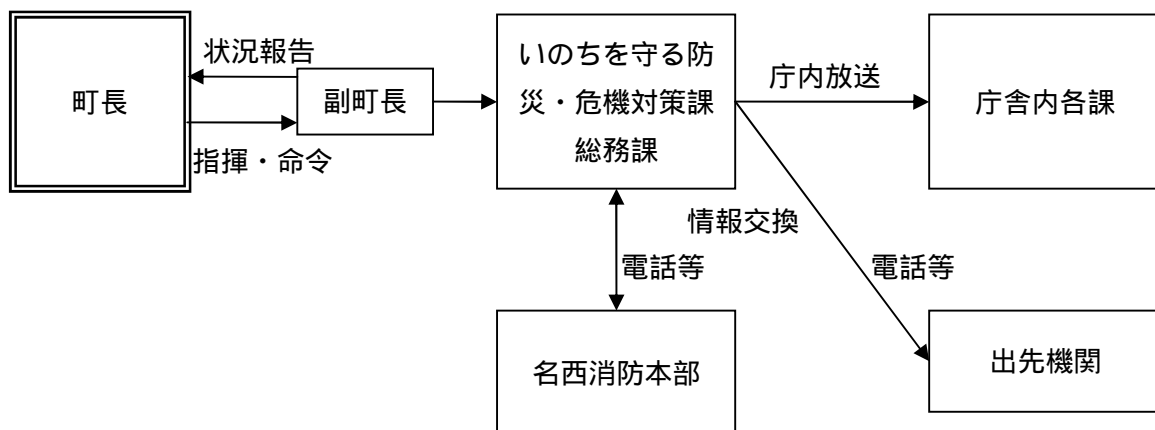
いのちを守る防災・危機対策課長は、次の伝達系統及び手法により気象予報等の種類及び職員配備の種類等、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

但し、総務課長が不在の場合においては、在庁する職員により被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

震度5強以上の地震が発生したときは、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく直ちに非常配備体制の配備につく。

(震度5強以上・・・第1非常配備体制、 震度6弱以上・・・第2非常配備体制)

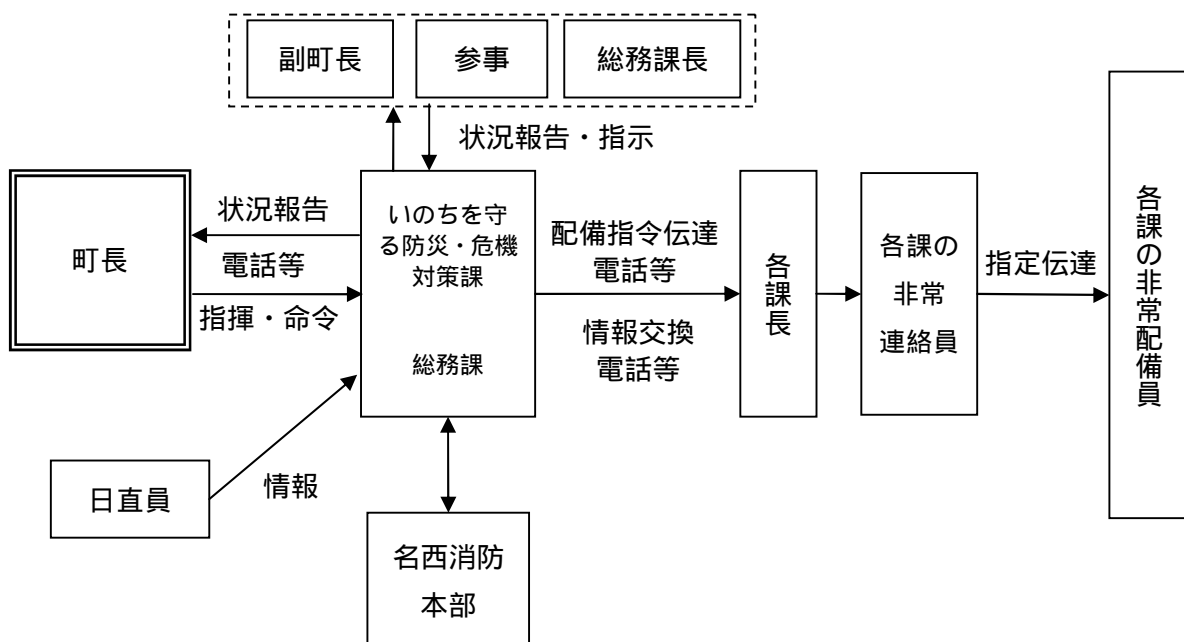
(1) 勤務時間内の伝達系統



< 庁内放送及び電話での伝達文例 >

「緊急指令を伝達します。ただ今の強い地震にて町内に甚大な被害が予測されます。時分災害対策本部を設置します。職員においては第 非常体制をとり災害応急対策を実施しますので、既定のとおり所定の配備について下さい。(もう1度繰り返す)」

(2) 勤務時間外の伝達系統



共通対策編

< 緊急指令の電話での伝達文例 >

「いのちを守る防災・危機対策課より緊急指令を伝達します。第 非常体制の配備を発令しました。職員は直ちに配置につき応急対策を実施して下さい。(もう一度繰り返します。)」

職員の初動体制 (状況把握の重要性)

勤務時間外における第 1 非常体制

- 職員は、勤務時間外にて<震度 5 強以上>の地震があった場合は、次の行動をとる。**
- (1) 直ちにテレビ・ラジオ等により状況把握に努めること。
 - (2) 町長、副町長、教育長、総務課長、いのちを守る防災・危機対策課長、各課長、第 1 非常配備職員は直ちに役場に集結し、応急対策活動を行い、すみやかに第 2 非常体制の配備につける連絡体制を整える。
 - (3) 災害対策本部の自動設置により、通常の電話連絡による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ等で情報を収集し、(2) 以外の配備職員は自己及び家族の安全を確保した後、直ちに自己住所地付近の職員と連携を密にし、被害状況の確認に努め、必要に応じて救助活動を行う。
 - (4) 非常体制の配備につかない職員においても、自己の住所地付近の災害状況把握に努め、状況を町(災害対策本部等)に通報し、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するとともに必要に応じ救助活動を行うものとする。
 - (5) いのちを守る防災・危機対策課については各消防団機動隊の召集をかける。(役場または地元詰所)

勤務時間外における第 2 非常体制

- 職員は、勤務時間外にて<震度 6 弱以上>の地震があった場合は、次の行動をとる。**
- 各地区(旧村単位)での状況把握の必要性から、本部(役場)と各公民館を核とした体制をとることを基本とする。(石井については中央公民館、藍畑は老人憩の家)
- (1) 直ちにテレビ、ラジオ等により状況把握に努めること。
 - (2) 災害対策本部の自動設置により、通常の電話連絡による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、自己及び家族の安全を確保した後、まず第 1 に自己の住所付近の被害状況把握に努める。
 - (3) 町長、副町長、教育長、総務課長、いのちを守る防災・危機対策課長、各課長は直ちに役場に集結し、それ以外の職員は第 2 非常体制の業務に従事する。
 - (4) 保健師、看護師は、保健センターに集合し指示を待つ。
 - (5) 各公民館ごとで指揮者を決め、その指示のもとに避難所の開設にあたる。被害、避難状況を本部へ連絡する。
 - (6) いのちを守る防災・危機対策課においては全消防団 26 部を地元詰所に召集をかける。

注) 勤務時間外での水防非常時対応については、上記地震の初動体制を基本とするが、上段(3)での伝達は電話連絡等によるものとする。(2004年台風23号のような場合は第2非常体制)

勤務時間内における第 1 非常体制

- 職員は、勤務時間内にて<震度 5 強以上>の地震があった場合は、次の行動をとる。**
- (1) 各班業務分掌に従い応急活動に従事する。
 - (2) 避難場所の開設については、福祉生活、長寿社会課両課長を班長とし、職員 2 名を各公民館に派遣し開設することを基本とするが、第 2 段階で各班業務分掌において必要な職員数を判断し、それ以外の職員についても避難所開設業務に従事する。
 - (3) 各保育所、幼稚園については子供の安全を確保する。

勤務時間内における第2非常体制

職員は、勤務時間内にて<震度6弱以上>の地震があった場合は、次の行動をとる。
 (1) 本部職員または、各班業務分掌において必要な職員数を判断し、それ以外の職員については、第2非常体制により業務に従事する。
 (2) 各保育所、幼稚園においては子供の安全を確保する。

注) 勤務時間内での水防非常時対応については、上記地震の初動体制を基本的とする。

課等の名称	待機体制	警戒体制	第1	第2	備 考	
いのちを守る防災・危機対策課	総務課長の判断設置によるものとする	全職員	全職員	全職員	警戒体制～第2非常体制(役場に集結)	
総務課		3	課長		〃	
財政課			主幹・課長補佐・主査・係長		職員	職員の初動体制に基づく
出納課						〃
住民課						〃
税務課						〃
長寿社会課						第1・第2非常体制(役場に集結)
建設課		3				警戒体制～第2非常体制(役場に集結)
いきいき農業振興課		2				〃
わくわく観光情報課						職員の初動体制に基づく
福祉生活課		1				警戒体制～第2非常体制(役場に集結)
清掃センター						職員の初動体制に基づく
水道課						第1・第2非常体制
保健センター						職員の初動体制に基づく
すくすく子育て課						〃
保育所			所長		〃	
議会事務局			課長		〃	
農業委員会事務局			〃			
学校教育課		1	課長		警戒体制～第2非常体制(役場に集結)	
社会教育課		1	主幹 課長補佐 主査 係長		〃	
給食センター		課長	職員の初動体制に基づく			
幼稚園		〃				
計		14	現実数	現実数		

(注1) 災害対策本部を設置した場合の本部長(町長)、副本部長(副町長)、本部長付(参事、教育長、総務課長、いのちを守る防災・危機対策課長、消防長)は、この配備人員には含まない。
 なお、警戒体制の人員については最低人数によるものであり、状況判断により増員する場合もある。

9 職員非常配備実施台帳の整備

- (1) 担当課長は石井町職員非常備台帳を作成し、毎年度当初に更新整備を行う。
- (2) 更新した配備台帳1部をいのちを守る防災・危機対策課に提出するものとする。
- (3) 非常体制配備司令を円滑に伝達するため、各課等に2名の非常連絡員をあらかじめ指定しておくものとする。なお、非常連絡員は主幹・課長補佐・主査又は係長とする。

10 応援職員の派遣

町災害対策本部長は、災害応急対策実施のため必要があるときは、共通対策編第3章第7節「防災関係機関応援要請」に基づき、若しくは地方自治法第252条の17又は法第29条の規定に基づき、県又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するものとする。

11 徳島県災害対策本部との協働

町災害対策本部長は、県本部又は県支部或いは県現地災害対策本部が設置された場合、これらと協働して防災対策・災害救助等にあたり、災害救助法発令後は県の補助機関として災害援助にあたる。

第3節 情報通信

第1 方針

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）

1 災害通信連絡系統

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、迅速かつ適切に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、町は住民等への周知の措置を義務づけられている。

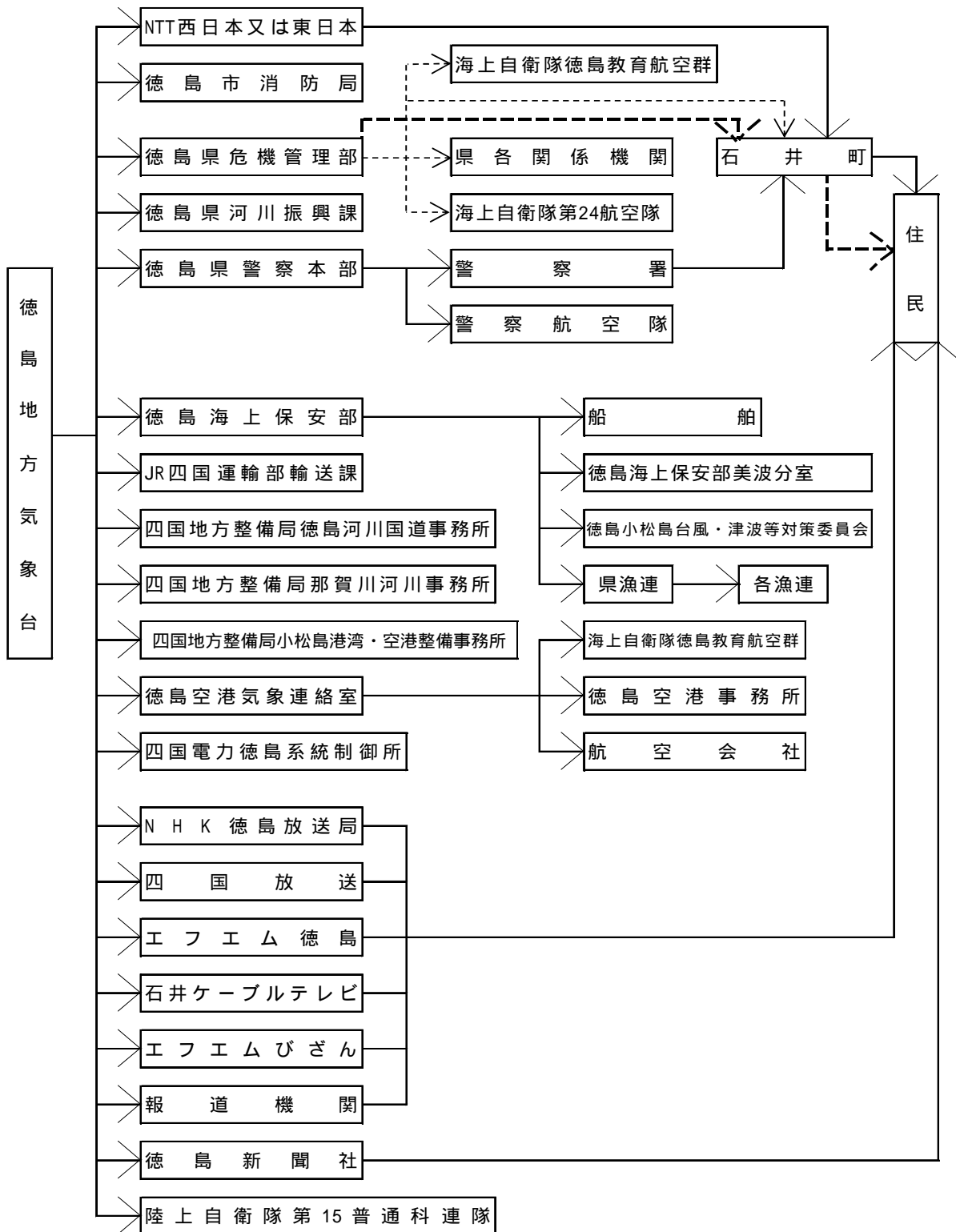
- （1）県等から気象通報その他災害に関する情報を受けたときは、町本部（本部設置前においては総務課、夜間・休日等勤務時間外で同課員が不在のときは当直員）総務部において受領するものとする。
- （2）夜間・休日等の勤務時間外における伝達は状況により当直員が総務課長に通報するものとする。

共通対策編

2 気象に関する警報、注意報、情報伝達系統

気象に関する情報は、次の伝達系統により伝達する。

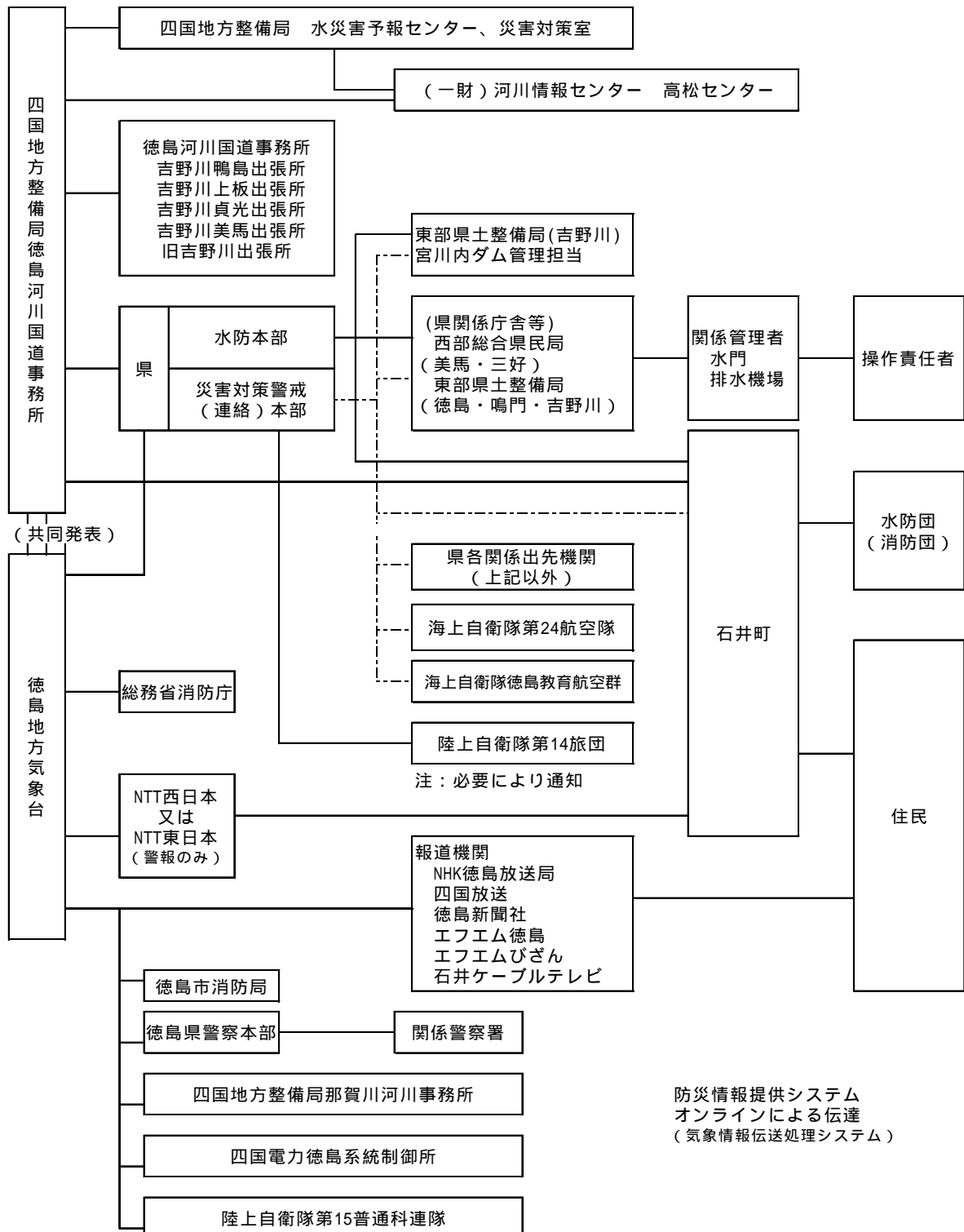
(1) 気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統



- (注) 1 NTT系統へは警報とその解除だけを通知する。
 2 ----- は総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。
 3 - - - は特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 指定河川(吉野川)洪水注意報・警報、情報の伝達系統

(徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所及び徳島県県土整備部河川振興課が共同で発表する吉野川洪水予報に関する通報)

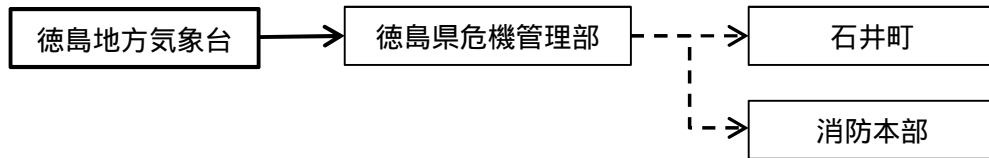


連絡先 徳島河川国道事務所河川調査課 (通常時) TEL: 088-654-9611 FAX: 088-654-9613 (災害体制時) TEL: 088-654-2211 FAX: 088-654-5512 ㊦: 721-570 (休祭日等) TEL: 088-654-2211 FAX: 088-654-5512		徳島地方気象台 TEL: 088-622-3857 FAX: 088-652-9407	
--	--	--	--

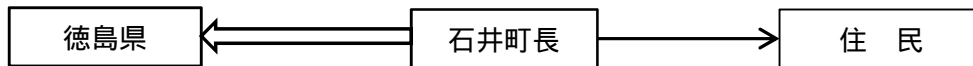
共通対策編

(3) 火災に関する通報の伝達系統

(乾燥注意報、火災気象通報等火災予防上必要な情報)



(4) 火災警報の伝達系統



注 1. 火災警報は、町長がアの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めるときに発令することができる。

2. —→ は通知、⇔ は連絡。

3 異常な現象発見時の通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報するものとする。

(3) (1)又は(2)により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するものとする

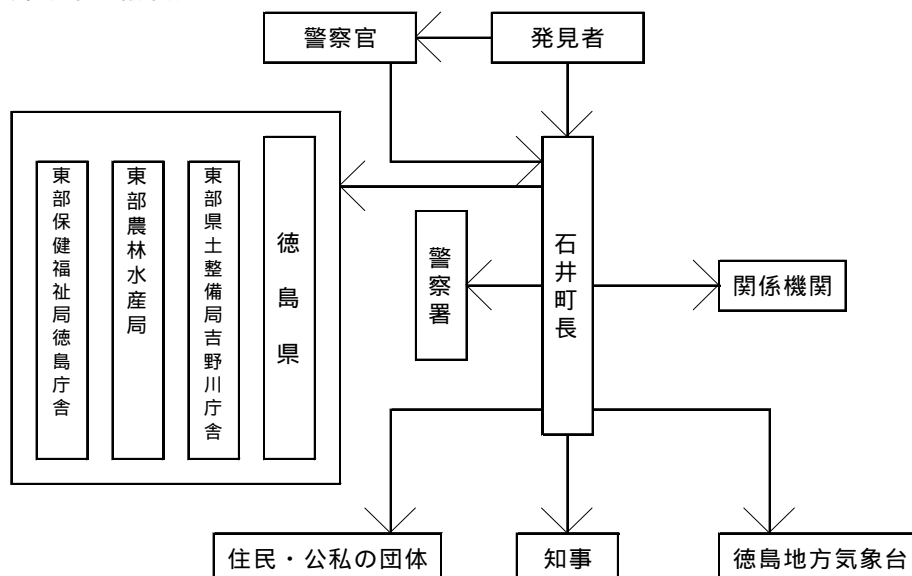
ア 徳島地方気象台

イ 徳島県知事(県災害対策本部が設置されているときは同本部長)

ウ 所管する東部保健福祉局徳島庁舎、東部農林水産局、東部県土整備局吉野川庁舎、警察署及びその他の関係機関

(4) 町長は(3)による通報と同時に、住民その他関係機関の公私の団体に周知するとともに必要な措置について指示するものとする。

異常現象通報系統



4 放送の要請

町長は、法第 56 条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

5 注意報・警報・特別警報、気象情報等

(1) 注意報・警報・特別警報の区域細分

ア 注意報・警報・特別警報については、石井町は「美馬北部・阿北」に対して発表する。

雨や強風、大雪などによって災害が起こるおそれがあると予想される場合には、「注意報」を発表し、更に重大な災害が起こるおそれがある場合には、「警報」を発表する。



府県 予報区	市町村等を まとめた地域	市町村等
徳島県	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
	美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
	美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
	三好	三好市、東みよし町
	阿南	阿南市
	那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
	海部	海陽町、美波町、牟岐町

(2) 徳島地方気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準
 (数値は、予想される気象要素値である)

ア 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種類	発表基準
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
強風注意報	強風によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上12m/s以上、海上15m/s以上と予想される場合。
大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には 「美馬北部・阿北」(石井町)では 平坦地での1時間雨量が 40 mm以上 平坦地以外での3時間雨量が 80 mm以上 土壌雨量指数が 121 以上 のいずれかが予想される場合。
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが「美馬北部・阿北」では5cm以上、山地20cm以上と予想される場合。
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあり、具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、 降雪の深さが20cm以上 気象台における最高気温7°C以上 降水量10mm以上 のいずれかが予想される場合。
着雪注意報	着雪によって被害が起こるおそれがあり、具体的には、気温-2°C~2°Cの条件下で24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。
霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が4°C以下と予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、気象台における最低気温が-3°C以下と予想される場合。

種類	発表基準
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般の注意を喚起する必要があり、具体的には、小松島港の潮位が東京湾平均海面上、1.4m以上又は三本松港（香川県）の潮位が東京湾平均海面上、1.4m以上と予想される場合。
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	大雨、長雨等による洪水によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には「美馬北部・阿北」（石井町）では 平坦地での1時間雨量が 40 mm以上 平坦地以外での3時間雨量が 80 mm以上 流域雨量指数が 飯尾川流域で9以上のいずれかが予想される場合。

イ 指定河川洪水注意報

種類	発表基準
吉野川はん濫注意情報 （洪水注意報）	吉野川はん濫注意情報（洪水注意報）は、池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）、中央橋、第十のいずれかの基準地点水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方气象台と徳島河川国道事務所が共同して発表する。

【基準地点】

観測所名	位置 （緯度経度）	所在地	平常水位 m	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	避難判 断水位 m	はん濫 危険水位 m	計画高 水位 m
池田（無堤）	北緯 34° 01 57 東経 133° 50 32	三好市井川町 西井川	0.80	4.1	6.7	7.4	8.0	11.872
池田（有堤）						8.0	9.7	
岩津（無堤）	北緯 34° 03 55 東経 134° 11 36	阿波市阿波町 岩津	0.04	3.3	5.3	6.5	6.8	12.937
岩津（有堤）						6.8	7.5	
中央橋	北緯 34° 05 24 東経 134° 20 42	阿波市吉野町 柿原	0.72	3.4	4.9	-	-	8.795
第十	北緯 34° 06 27 東経 134° 26 46	板野郡上板町 第十新田	1.71	3.7	5.3	-	-	9.064

共通対策編

ウ 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、 「美馬北部・阿北」(石井町)では 平坦地での1時間雨量が 60 mm以上 平坦地以外での3時間雨量が 120 mm以上 土壌雨量指数が 152 以上 のいずれかが予想される場合。
	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪深さが30cm以上と予想される場合。
地面現象警報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等の地面現象等により重大な災害が起こるおそれがある場合。
高潮警報		台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、小松島港で潮位が東京湾平均海面上、2.0m以上、又は三本松港(香川県)の潮位が東京湾平均海面上、2.0m以上と予想される場合。
波浪警報		風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には有義波高が6.0m以上と予想される場合。
浸水警報		浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報		大雨、長雨等による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、 「美馬北部・阿北」(石井町)では 平坦地での1時間雨量が 60 mm以上 平坦地以外での3時間雨量が 120 mm以上 流域雨量指数が 飯尾川流域で 16 以上 のいずれかが予想される場合。

- 注1) を付した注意報・警報は、これらの標題は用いないで、気象注意報・気象警報に含めて行う。
- 注2) 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。
- 注3) 注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報、又は警報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。
- 注4) 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち、水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警

報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

注5) 大雨、洪水警報及び大雨、洪水注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

注6) 地震など大規模災害発生後、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

エ 指定河川洪水警報

種 類	発表基準
吉野川はん濫警戒情報 (洪水警報)	吉野川はん濫警戒情報(洪水警報)は、池田(無堤)・池田(有堤)・岩津(無堤)・岩津(有堤)のいずれかの基準地点の水位が、水位予測に基づきはん濫注意水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して発表する。
吉野川はん濫危険情報 (洪水警報)	吉野川はん濫危険情報(洪水警報)は、池田(無堤)・池田(有堤)・岩津(無堤)・岩津(有堤)のいずれかの基準地点の水位が、はん濫危険水位に達したときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して発表する。
吉野川はん濫発生情報 (洪水警報)	吉野川はん濫発生情報(洪水警報)は、洪水予報区間内ではん濫が発生した時に、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して発表する。
上記の他、予報区域内における降雨、水位等の状況から洪水予報を行う必要を認めるときは、徳島地方気象台または徳島河川国道事務所のいずれか一方の申し出により担当官署両者が協議して吉野川はん濫注意情報(洪水注意報)、吉野川はん濫警戒情報(洪水警報)、吉野川はん濫危険情報(洪水警報)、吉野川はん濫発生情報(洪水警報)のいずれかを発表する。	

オ 気象情報

大雨、強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、特別警報・警報や注意報に先立って発表する気象情報(予告的情報)、注意報・警報・特別警報を補完する気象情報(補完的情報)等を文章や図形式で「大雨に関する徳島県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表する。

- (ア) 特別警報・警報や注意報に先立って発表する気象情報(予告的情報)
- (イ) 注意報・警報・特別警報を補完する気象情報(補完的情報)
- (ウ) 大雨に関する気象情報

カ 記録的短時間大雨情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で1時間に降った雨量(アメダス、解析雨量)が、下表基準雨量を超えた場合、記録的短時間大雨情報を発表し、より一層の警戒を喚起する。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1 時間降雨量	110mm
徳島県南部	1 時間降雨量	120mm

キ 注意報・警報文の構成（防災情報提供システム送達報電文）

- (ア) 発表年月日時分及び発表気象官署名 発表時刻は 24 時制とする。
- (イ) 見出し文 注意、警戒を要する事項について 100 文字以内で簡潔に記述する。
- (ウ) 本文 市町村ごとに注意報・警報の発表状況を記述する。

ク 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛けるため、「特別警報」を発表する。

種類	概要
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報は下表の 又は いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表する。

- a 48 時間降水量及び土壌雨量指数（ 1 ）において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。
- b 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm（ 2 ）以上となった格子のみをカウント対象とする）。

1 土壌雨量指数 : 降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生危険性が高い。

2 3時間降水量 150mm : 1時間 50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が
3時間続くことに相当。

雨に関する石井町の 50 年に一度の値一覧

地域					50 年に一度の値			警報 基準
都道 府県	府県 予報区	一次細分 区域	市町村等をまと めた区域	二次細分 区域	R48	R03	SWI	SWI
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	石井町	545	180	296	152

注 1) 略語の意味は右のとおり。R48 : 48 時間降水量(mm)、R03 : 3 時間降水量(mm)、SWI : 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注 2) 「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 3) SWI の警報基準の欄の値は、平成 25 年 7 月時点の値である。

注 4) 降水量の警報基準については、市町村によって 1 時間降水量や 3 時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。各市町村の警報基準については、気象庁ホームページに掲載されている。(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html>)

注 5) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 6) 特別警報は、府県程度の広がりや 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

指標を以下のとおりとする。

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

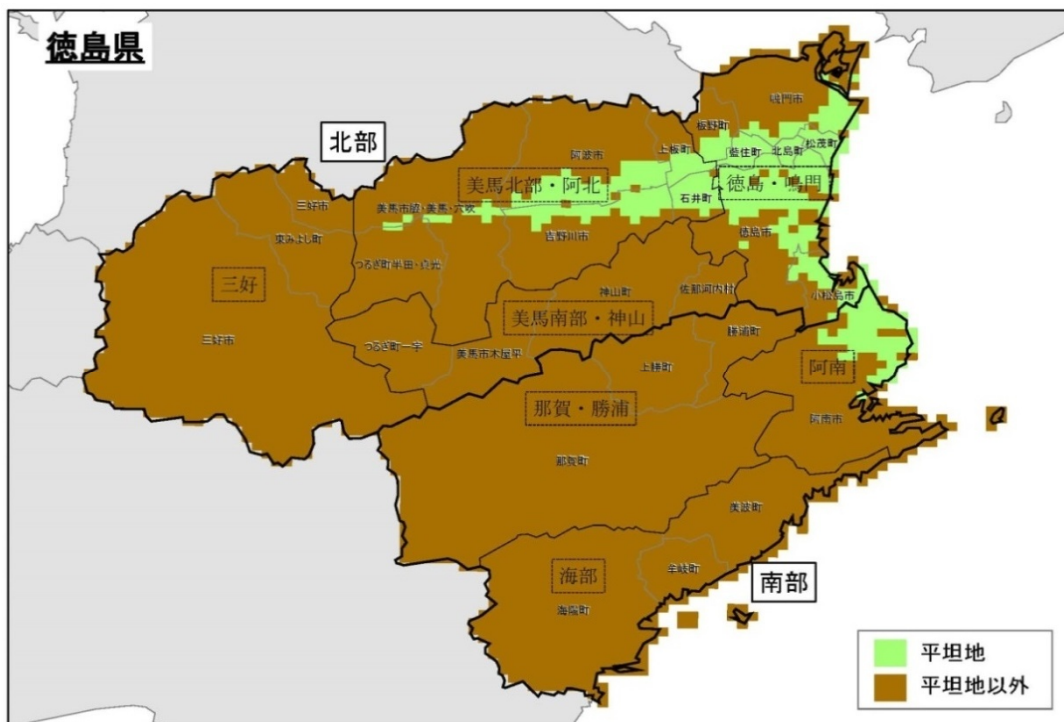
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

【別図】「平坦地」と「平坦地以外」の区分

平坦地とは、概ね平均傾斜率が 30 パーミル(パーミル:千分の一)以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域で、平坦地以外とはそれ以外の地域。

平均傾斜率は、該当格子に雨水がたまりやすいかどうかを表す指標で、都市化率は、地表面がアスファルト等に被覆されていて、雨水が地下に浸透しにくいかどうかを表す指標。



ケ 土砂災害警戒情報

徳島県と徳島地方気象台は、大雨特別警報または大雨警報発表中において大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように「土砂災害警戒情報」を共同で作成・発表し、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表する。

(イ) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

< 発表基準 >

大雨特別警報または大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生危険度が高まった）とき発表対象地域（図2）に発表する。

< 解除基準 >

降雨指標が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想される時、発表対象地域ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み解除する。

なお、地震など大規模災害発生後、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は

気象業務法第 11 条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は災害対策基本法第 55 条に基づき市町村長に伝達する。伝達経路は気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統図に準ずる。

(I) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定は出来ない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。

徳島県土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年○月○日○時○分
徳島県 徳島地方気象台共同発表

【警戒対象地域】
 勝浦町、上勝町、阿南市*、那賀町鶯敷地域、那賀町相生地域、那賀町上那賀地域、那賀町木沢地域、美波町由岐地域、美波町日和佐地域、牟岐町

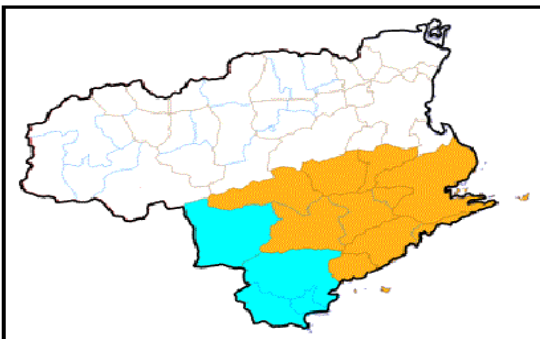
【警戒解除地域】
 那賀町木頭地域、海陽町海南地域、海陽町海部地域、海陽町穴喰地域

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

〈概況〉
 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

〈とるべき措置〉
 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告等の情報に注意してください。



警戒対象地域

警戒解除地域

問合せ先

088-621-2541(徳島県県土整備部 砂防防災課)
088622-3857(徳島地方気象台技術課)

図 1 土砂災害警戒情報発表例



図2 発表対象地域

発表対象地域名（松茂町、北島町、藍住町を除く発表対象地域数 45）

コ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。

徳島県竜巻注意情報 第1号
 平成××年9月4日12時25分 徳島地方气象台発表

徳島県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例

サ 台風予報、台風情報

(ア) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度、赤道～北緯 60 度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び 24 時間先までの予報を 3 時間毎に、72 時間先までの予報を 6 時間毎に発表する。さらに、3 日（72 時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5 日（120 時間）先までの進路予報を 6 時間毎に発表する。台風が日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1 時間後の中心位置や強さ等を推定して 1 時間毎に発表するとともに、24 時間先までの詳細な予報（3 時間刻みの中心位置や強さ等）を 3 時間毎に発表する。

(イ) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲）を 3 段階、強さ（最大風速）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類		台風の強さの分類	
平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類	最大風速	分類
500km未満		17m/s以上33m/s未満	
500km以上800km未満	大型（大きい）	33m/s以上44m/s未満	強い
800km以上	超大型（非常に大きい）	44m/s以上54m/s未満	非常に強い
		54m/s以上	猛烈な

シ 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき、徳島地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は町長に通報する。

町長は、前段の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

(ア) 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下となり、最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

(イ) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ス 噴火警報、噴火予報

気象庁は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。このうち噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想され

共通対策編

た場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

噴火予報は、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合に発表する。

徳島地方気象台は、徳島県に影響する火山が噴火した場合に通知する。

セ 地震情報、緊急地震速報

(ア) 地震情報

地震情報は、発表基準・情報の内容により次のように区別される。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

(イ) 緊急地震速報

緊急地震速報とは、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことで、次のように区別される。

種類	内容
緊急地震速報（警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 ・緊急地震速報（警報）のうち、震度 6 弱以上が予想される場合を特別警報に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度 6 弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度 6 弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術が、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報（予報）	<ul style="list-style-type: none"> ・最大震度 3 以上又はマグニチュード3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。

【参考】津波に関する予報及び警報

ソ 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ 10m	10m		
		3m < 高さ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m < 高さ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m 高さ 1m	1m	表記なし	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

【備考】

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

タ 津波予報の種類と内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ったの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

共通対策編

チ 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（ 1 ）	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表する。 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報（ 2 ）	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報（ 3 ）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（ 5 ）
	沖合の津波観測に関する情報（ 4 ）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（ 6 ）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

【備考】

1 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

2 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

3 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

4 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

5 津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

6 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

第4節 災害情報の収集・伝達

第1款 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

第1 方針

町をはじめ防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の応急対策の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）、防災関係機関

1 通信手段の整備

町は、災害時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど通信手段を整備しておくとともに、通信連絡系統の運用の考え方を町の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

2 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、重要加入電話、ケーブルテレビ等）を活用する。有線通信が途絶している場合は、防災用無線、救急無線、携帯衛星電話のほかあらゆる機関の無線通信施設を活用するものとする。

なお、無線通信も途絶した場合にあっては、職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

(1) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要のある場合は、西日本電信電話株式会社徳島支店、営業所及びNTTドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用するものとする。

西日本電信電話株式会社 徳島支店 直通：088-602-1141

(2) 徳島県防災行政無線の運用

徳島県防災行政無線の運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、日ごろから緊急時に備えるものとする。

なお、災害時には、徳島県防災行政無線を最大限に活用し、県、町及び防災関係機関が一体となって迅速かつ円滑な災害情報の収集、伝達に利用するものとする。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4号の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

共通対策編

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

(4) 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の住民への伝達を図るものとする。

- ア 広報車
- イ ケーブルテレビ
- ウ パソコン通信
- エ エリアメール
- オ 防災無線
- など

3 情報の収集・伝達

町は、水位・雨量・風速の情報を県、气象台、隣接町、その他監視・警戒員等から、災害発生が予想される地域から情報収集に努めるものとする。

また、地震発生後必要に応じて、公共施設等、特に防災活動拠点となる公共施設等、避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し被害状況の把握に努める。

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、洪水、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

4 情報の内容

(1) 町職員等からの被害概況情報収集

町職員、防災関係機関、自治会あるいは住民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- イ 住民の行動、避難状況
- ウ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- エ 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
- オ 道路、鉄道の被害状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- カ 道路渋滞の状況

(2) 町の収集、伝達すべき情報

町の収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ア 緊急要請事項
- イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策実施状況

- オ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- カ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 住民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(3) その他の防災機関

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

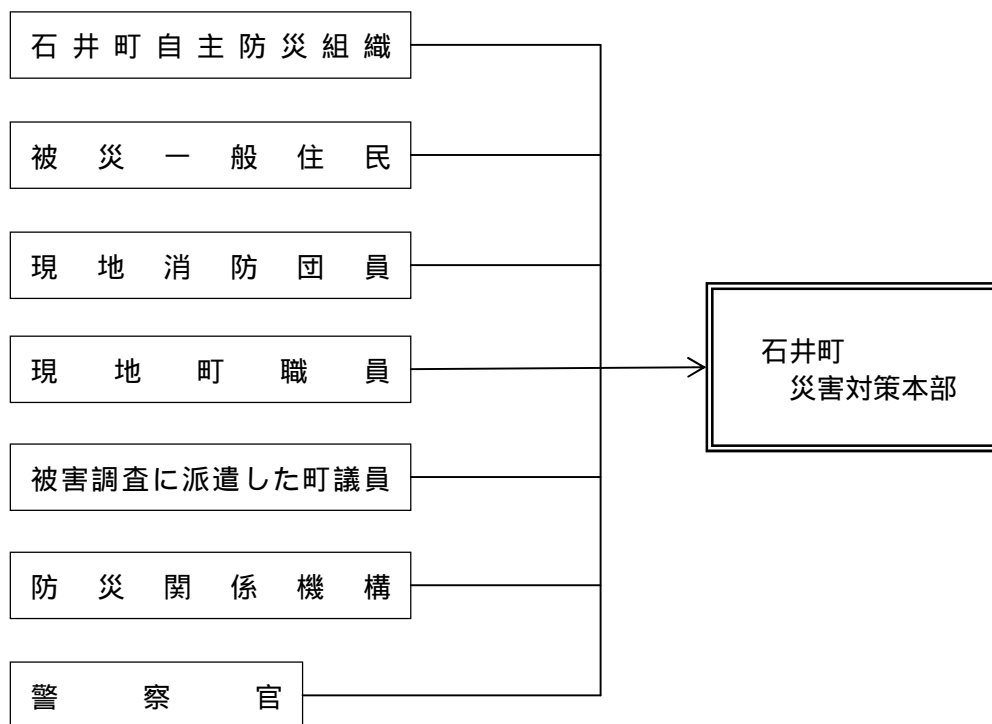
- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込み等

5 情報の収集方法

被害情報収集のための通信手段としては、防災通信システムを活用するものとするが、携帯電話等の各種無線通信施設並びに衛星通信を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする。

(1) 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



(2) 勤務時間外の被害情報の収集

町に災害対策本部が設置される状況下においては、町職員は自宅付近の災害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに町災害対策本部（町災害対策本部が設置されていない時は、防災担当課長等）

共通対策編

に通報するよう努めるものとする。

(3) 措置情報の収集

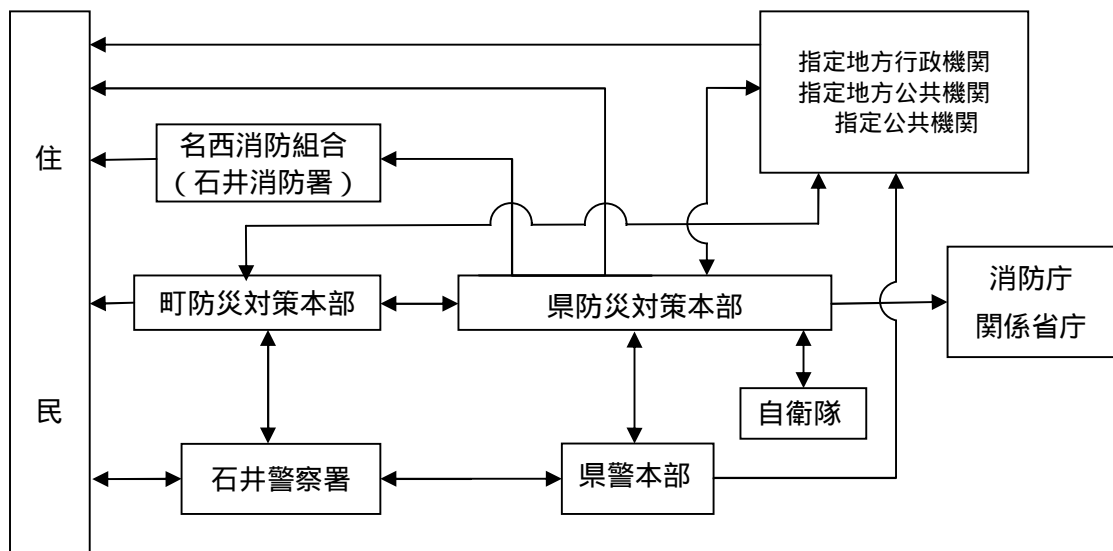
町は、以下に示す措置情報を収集する。

- ア 主な応急措置（実施及び実施予定）
- イ 応急措置実施のために講じた措置
- ウ 応援の必要性の有無
- エ 災害救助法適用の必要性

6 情報の収集、伝達系統

町及び県の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。町及び県等防災機関は、おむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

【情報の一般的収集、伝達系統図】



第2款 被害状況の報告要領

第1 方針

災害に伴う被害状況等の調査報告は、災害応急対策の基本となるものなので、関係機関と連携をとり、迅速かつ的確に実施する。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、建設課、福祉生活課）

1 災害対策本部への報告

共通対策編第3章第2節「町の活動体制」の分担任務に基づき、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに班長及び町防災対策本部に報告する。

- (1) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、居住区域及び参集途上の被害状況を収集し、登庁後直ちに上司に報告する。
- (2) 報告は、加入電話等により速やかに報告するものとし、普通の場合には可能な最短方法にて報告する。
- (3) 報告は、人的被害、避難措置及び住家被害に関連あるものを優先する。報告は、現場報告、被害の発生が予想されるとき、被害が発生したとき及び特殊な事態が発生したときに行うものとする。

2 県等への報告

災害速報については、次の基準に該当するものであり、報告にあつては、資料編「火災・災害等即報要領」により行うものとする。

(1) 報告の基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 町又は県が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2県以上にまたがるもので1県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、徳島県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ク 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ケ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- コ 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの。

なお、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

共通対策編

(2) 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

ア 災害速報

災害が発生したとき直ちに行う。

イ 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

ウ 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

(3) 報告の方法

ア 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）

イ 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

ウ 確定報告は必ず「火災・災害等即報要領」の様式により文書で報告するものとする。

(4) 被害状況報告責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、町長は、被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ担当課（総務課）及び応急対策担当課にあらかじめ被害状況報告責任者を定めて置くものとする。

被害情報責任者は、当該各課の課長補佐（課長補佐不在のときは、主査又は係長）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

ア 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか。

イ 所定の報告先の機関へ報告したか。

ウ 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

(5) 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

ア 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理、記録する。

この場合、情報によっては緊急な判断を要する場合があるので、外部からの情報を応急対策担当課へ転送することは努めて避けるものとする。

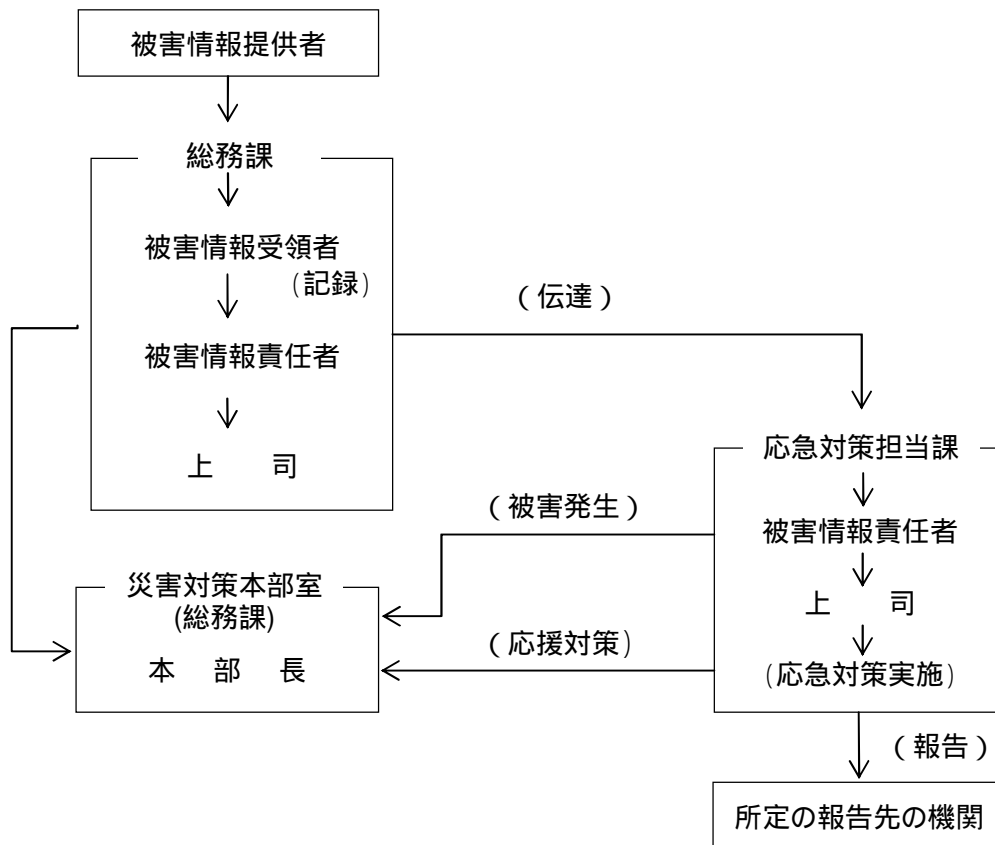
イ 被害情報受領者は、アで整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。

ウ イによる報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、町災害対策本部室（町災害対策本部が設置されていないときは、総務課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。

エ 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。

オ 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び町災害対策本部室（町災害対策本部が設置されていないときは、総務課）へ報告する。

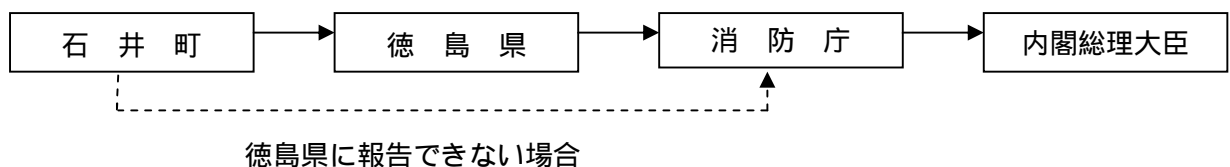
カ 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係課長が本部長に報告する。



(6) 町の措置

- ア 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- イ 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。
- ウ 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



共通対策編

連絡窓口

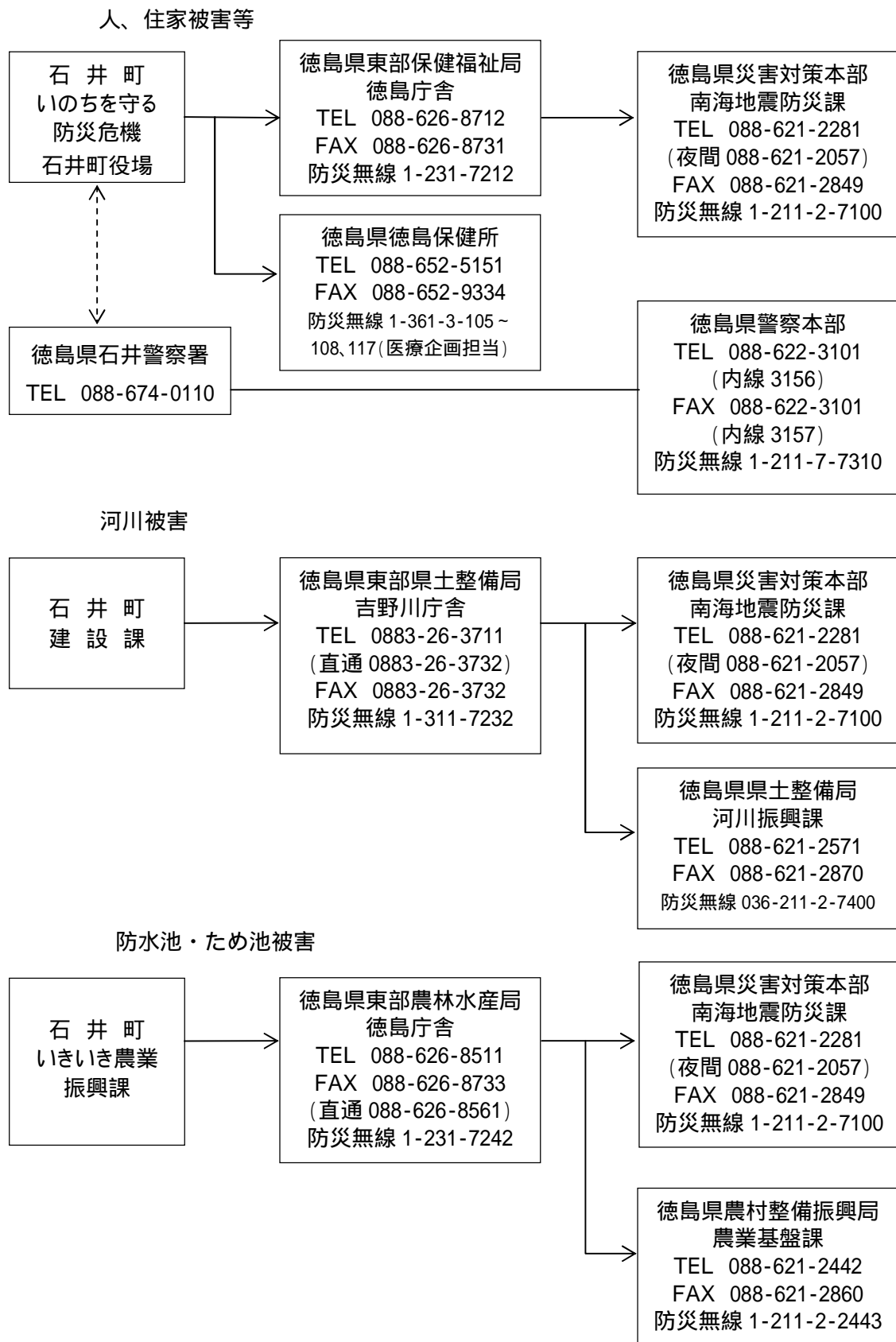
消防庁	平日(9:30～17:45) 広域応援室	TEL 03 - 5253 - 7527
		FAX 03 - 5253 - 7537
	消防防災無線	TEL 8 - 90 - 49013
		FAX 8 - 90 - 49033
	衛星系	TEL 0 - 048 - 500 - 90 - 49013
		FAX 0 - 048 - 500 - 90 - 49033
	平日(9:30～17:45)以外 宿直室	TEL 03 - 5253 - 7777
		FAX 03 - 5253 - 7553
	消防防災無線	TEL 8 - 90 - 49102
		FAX 8 - 90 - 49036
	衛星系	TEL 0 - 048 - 500 - 90 - 49103
		FAX 0 - 048 - 500 - 90 - 49036
徳島県危機管理部		TEL 088 - 621 - 2704
		FAX 088 - 621 - 2849
	県ネットワーク無線	TEL 0 - 211 - 7101
		FAX 0 - 211 - 2 - 2849

(7) 報告先

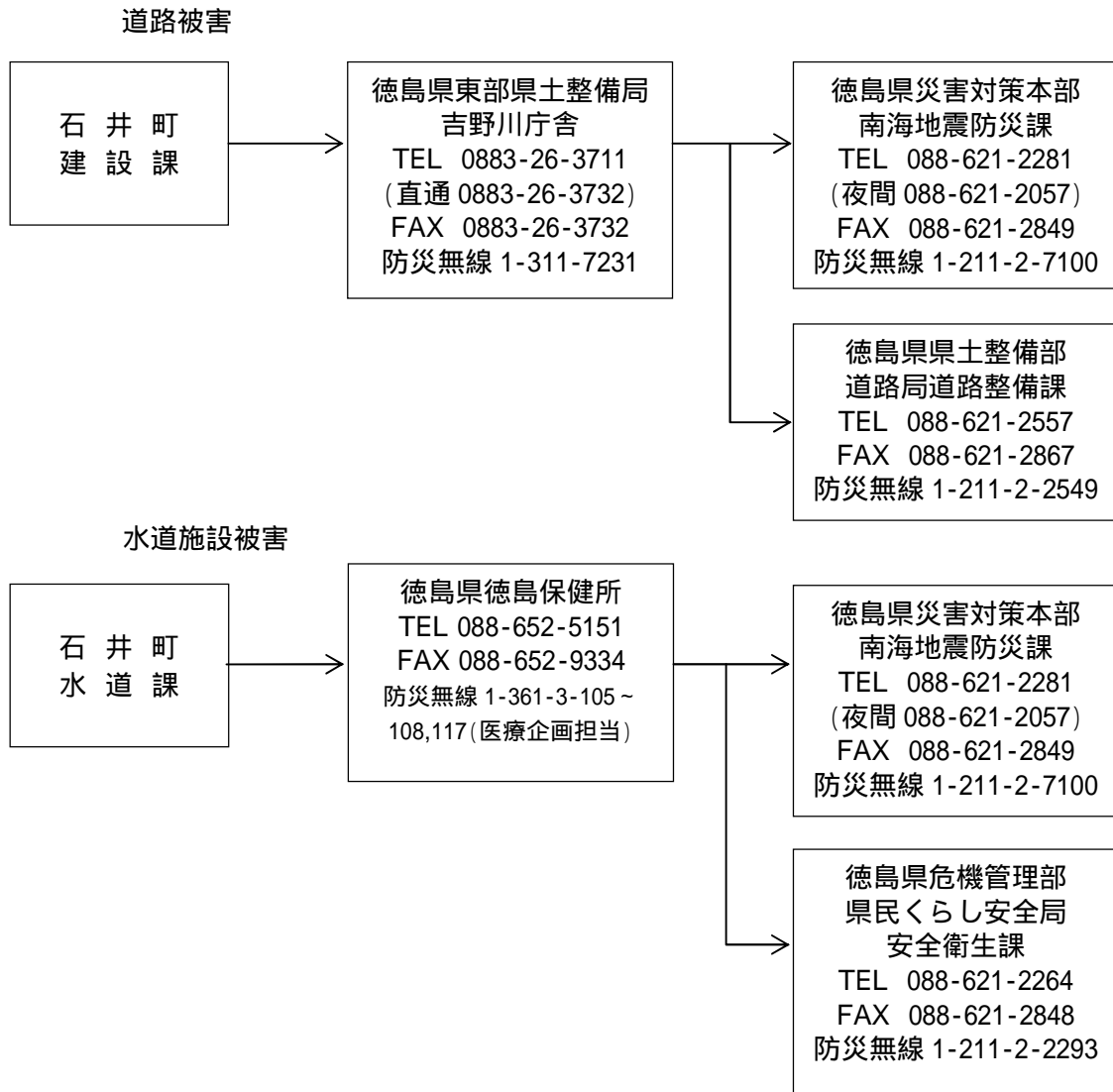
町災害対策本部の各組織は、次表により所管する事項の被害状況について、逐次すみやかに電話又は防災用無線等により報告を行う。県出先機関に報告できない場合には、県へ報告を行う。県に報告できない場合には、消防庁経由で内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)

報 告 内 容	報 告 先	
県が災害対策本部を設置しない場合	県の出先機関の所管に属さない町の被害の災害発生報告、災害確定報告(以下「災害報告」という。)	知 事 (関係各課長)
	県の出先機関の所管に係る町の災害報告	各出先機関の長
県が災害対策本部を設置した場合	実施班の所管に属さない町の災害報告	本 部 長
	実施班の所管に係る町の災害報告	各 実 施 班 長
県が災害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	災害対策支部長
県が現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	現 地 災 害 対 策 本 部 長

(8) 報告の系統



共通対策編



(9) 各班の調査事項

災害が発生した場合における調査報告は次のとおりとする。

- ア 被害状況及び応急対策の実施状況の収集は町災害対策本部、各班においてそれぞれ収集し、総務班がとりまとめるものとする。
- イ 各班の調査事項

班	調査事項
経理班	計数整理
総務班	総括
救助班	救助に関する連絡調整
衛生班	社会福祉施設の被害、医療・衛生施設の被害
産業班	商工業・観光関係の被害、農地・農作物の被害
土木班	住家等一般被害河川、道路等の被害、町財産の被害 ライフラインの被害
教育班	文教関係の被害
情報・広報班	被害写真の収集

3 調査実施者

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに町の管理する施設については町が、県の管理する施設については県が調査し、次に掲げるライフライン関係機関等も管理施設を調査のうえ、町へ連絡協力するものとする。

- (1) 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- (2) 西日本電信電話株式会社徳島支店
- (3) 株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店
- (4) K D D I 株式会社四国総支社
- (5) ソフトバンクテレコム株式会社
- (6) ソフトバンクモバイル株式会社
- (7) 四国電力株式会社徳島支店
- (8) 四国ガス株式会社徳島支店
- (9) 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

共通対策編

第5節 災害広報

第1 方針

災害時における住民及び滞在者その他の者（以下「住民等」）の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとし、特に高齢者、女性、障がい者等要配慮者に配慮した広報を行うよう努める。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、住民課、議会事務局、わくわく観光・情報課）

1 広報のための情報収集

（1）情報の収集及び広報

被害状況その他の災害状況の情報収集及び広報は、本部の指示の下に行うものとする。

（2）広報資料の収集

ア 災害現場の状況を報告写真等により収集する。

イ 各班からの報告による。

2 住民等への広報

（1）町が実施する広報

町が実施する広報活動において重点を置くべき事項は、次のとおりとする。

ア 災害時における住民等の注意事項

イ 災害に係る情報、被害の状況の周知

ウ 災害応急対策の実施状況

エ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発表及び避難所での心得

オ 災害復旧の見通し

カ 電気、ガス、水道等供給の状況

キ 交通運輸の状況

ク 人心安定、志気高揚に関する事項

ケ その他必要事項

（2）広報の方法

住民に対する広報実施の方法は次によるものとする。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対して十分配慮する。

ア 防災用無線、ケーブルテレビ等による広報を要請する。

イ 消防防災ヘリコプターを活用し、広報を要請する。

ウ 新聞、ラジオ（コミュニティFM含む）テレビ等報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、協力を要請する。

エ インターネットや携帯電話を活用し、広報を行う。

オ 広報車による移動広報を行う

カ 広報紙、ポスター等の配布、提示による広報を行う。

3 取材対応

災害に関する情報及び石井町災害対策本部の災害対策事項、その他住民等に周知すべき事項は、災害対策副本部長（副町長）が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げる。）によって取材に対応するものとする。

なお、取材に係る庶務的事項は総務課において所掌するものとする。

第6節 自衛隊災害派遣要請

第1 方針

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課）

1 災害派遣要請

災害応急対策実施のため自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

(1) 要請の基準

災害に際しては、人命又は財産の保護のため必要な応急対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要であり、効果的であると認めた場合に自衛隊の要請手続きをするものとする。

(2) 派遣要請

ア 町長は、派遣の必要を認めた場合、知事に次の記載事項を明示した文書を速やかに提出して要請する。ただし、事態が急迫し文書で依頼するいとまがないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

<記載事項>

(ア) 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 町長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前項に掲げる要求を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊にその旨及び災害の状況を通知するものとする。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、町長は、上記通知をしたときは、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

町長が知事への通知により自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

(1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 行方不明者、傷病者等の搜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。）

(4) 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬等

(5) 道路、水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 応急医療・救護及び防疫支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、町又は県が準備）

(7) 通信支援

緊急を要し他に適当な手段がない場合

(8) 人員物資の輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 炊飯及び給水の支援

被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援

(10) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

(11) 消火活動

火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

(12) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与

(13) その他

必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（宿泊支援等）

3 災害派遣要請部隊等の長

(1) 陸上自衛隊第14旅団長(香川県善通寺市)

(2) 海上自衛隊徳島教育航空群司令(板野郡松茂町)

(3) 海上自衛隊第24航空隊司令(小松島市)

共通対策編

災害派遣に伴う連絡先

区 分		連絡先	電 話	ファクシミリ	県ネットワーク 無線電話
陸上自衛隊 第14旅団司令部	平日	第3部防衛班	0877-62-2311 内線 2235, 2236, 2237	0877-62-2311 内線 2238	(衛星系のみ) 0-037-466-502 (FAX・衛星系のみ) 0-037-466-581
	夜間・休日	駐屯地当直	0877-62-2311 内線 2208		0-037-466-505
海上自衛隊 徳島教育航空群	平日	司令部	088-699-5111 内線 3213	088-699-6116	電話 1-355-3 FAX 1-355-9
	夜間・休日	当直士官	088-699-5111 内線 3222, 3223		
海上自衛隊 第24航空隊	平日	幕僚室	0885-37-2111 内線 213～217	0885-37-1180	電話 1-397-3 FAX 1-397-9
	夜間・休日	当直士官	0885-37-2111 内線 223～225		

4 受入体制の整備

- (1) 町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置をするものとする。
- (2) 町長が自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。
- ア 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
 - イ 派遣部隊の活動に対する協力
 - ウ 派遣部隊と町及び県の連絡調整

5 自衛隊との連絡調整

知事は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、各種情報について緊密に自衛隊と連絡をとる。また、自衛隊の派遣要請を行った場合は、必要に応じて連絡員を派遣して相互の連絡調整にあたる。

町長は、派遣された自衛隊及び県に対し、各種情報について緊密に連絡をとるものとする。

6 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣部隊等が派遣目的を達したときは、派遣要請の要領に準じすみやかに撤収要請を行う。この場合、派遣部隊の長と協議する。

町長は、派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、派遣部隊の長その他の関係機関と協議のうえ、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

7 災害対策用ヘリポートの設置

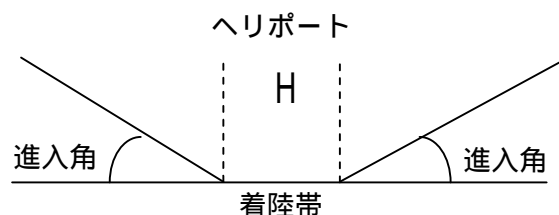
災害対策用ヘリポートの降着地は、石井中学校、石井町地域防災交流センター、飯尾川公園、

前山公園グラウンド、石井河川防災ステーション（三郎広場）に設置するものとする。

町長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。

選定要領は次のとおりとする。

- (1) 地表面は平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。
- (3) 所要の地積があること。



ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯 (直径)	進入角	摘要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の高さの障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の高さの障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の高さの障害物がないこと。

- (4) 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。
- (5) ヘリポートの標示をすること。
 - ア 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。または、発煙筒を用意すること。
 - イ 着陸地点に石灰、白布等で H または 等の記号を標示すること。
 - ウ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。
- (6) 危険防止に留意すること。
 - ア 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
 - ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。
- (7) 生存者の使用する対空目視信号は次によること。
 - ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油等で汚すことにより地上に標識をつけたりするものがある。
 - イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
 - ウ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

第7節 防災関係機関応援要請

第1 方針

災害時において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、他の市町村や県及び指定
地方行政機関等防災関係機関の協力を求め、災害対策活動の実施の円滑を期するため、応援等の
協力体制を確立しておくものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課）

1 資料の相互交換

町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

2 応援の要請実施者

町災害対策本部長は、災害の種別により、必要と認める防災関係機関等へ応援要請するものとする。なお、町災害対策本部長が不在の場合は、町災害対策本部長があらかじめ指名した者により行うものとし、その順位については資料編「石井町災害対策本部運営規程」によるものとする。

3 応援を要請する場合

- (1) 本町の災害対策機能が停止又はそれに近い状態になったとき。
- (2) 本町の災害対策活動だけでは不十分なとき。
- (3) 本町の災害対策活動によるよりも他の防災関係機関の活動が迅速でしかも効果がある場合。
- (4) その他特に必要と思われるとき。

4 応援等の要請

(1) 他の市町村への応援要請

町災害対策本部長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第67条)

(2) 県への応援要請等又は職員派遣の斡旋の要請

町災害対策本部長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣の斡旋を県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

(ア) 災害救助法の適用

- a 災害発生の日時及び場所
- b 災害の原因及び被害の状況
- c 適用を要請する理由
- d 適用を必要とする期間

- e 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- f その他必要な事項
- (イ) 被災者の他地区への移送要請
 - a 移送要請の理由
 - b 移送を必要とする被災者の数
 - c 希望する移送先
 - d 被災者の収容期間
- (ウ) 県の応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請を含む）又は災害応急対策の実施の要請（法第 68 条）
 - a 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
 - b 応援を希望する物資、資材、器具等の品名及び数量
 - c 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
 - d 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
 - e その他必要な事項
- (I) 自衛隊災害派遣要請の要求（法第 68 条の 2）

共通対策編第 3 章第 6 節 「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。
- イ 指定地方行政機関、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請（法第 29 条、地方自治法第 252 条の 17）
 - (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (I) 派遣される職員の給与その他勤務条件
 - (オ) その他必要な事項
- ウ 被災市町村への支援

県は、大規模な災害の発生に伴い市町村と連絡が取ることができない場合、その他必要と認める場合には、当該市町村からの要請を待たずに市町村災害対策本部や災害現場に徳島県職員災害応援隊を派遣し、必要な支援を行う。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請(法第 80 条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

 - ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由
 - イ 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
 - ウ 応援を必要とする期間及び場所
 - エ 応援を必要とする活動の具体的内容
 - オ その他必要な事項

共通対策編

5 応援部隊の受入方法

- (1) 応援部隊の集合場所には誘導員を派遣し、町災害対策本部長の指示に従って応援部隊を案内し、応急対策活動の支援に従事してもらうものとする。
- (2) 応援部隊の活動開始後の活動状況等は、業務を担当する班長が掌握するものとする。

6 応援協定に基づく応援等

それぞれの災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援の要請または、応援を行う。(応援内容については、資料編を参照。)

また、石井町災害時等協力事業者登録制度に登録した事業者(以下「災害時等協力事業者」という。)の所有する工事車両等についても応援協力要請の対象とする。

7 消防機関の応援要請

共通対策編第3章第13節「消火活動等の実施」を参照。

8 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

- ア 町は、他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。
- イ 各機関の協力業務の内容は、共通対策編第1章第8節「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
- ウ 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。

(2) 経費の負担

- ア 国又は県から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによる。
- イ 指定公共機関等が協力した場合の経費負担については、各協定に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

9 公共的団体等との協力体制の確立

町は、それぞれの所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

10 応援部隊の集結予定場所

災害規模、被災状況等に応じ選定するものとする。

- (1) 前山公園
- (2) 石井中学校
- (3) 高浦中学校
- (4) 飯尾川公園
- (5) 三郎広場

11 応援部隊との通信連絡方法

消火活動、人命救助等の緊急の応援活動を実施する応援部隊との通信連絡方法については、部隊の指揮本部に消防無線を配備、消防無線を携行した職員の配置又は伝令要員の活用により、連絡の確保に努めるものとする。

12 応援部隊の一時宿泊場所

町内において、一時宿泊場所が確保できない場合は、近隣市町村に対して、宿泊場所の協力要請を行うものとする。

13 応急復旧活動要員の応援要請

応急復旧を迅速かつ適切に行うため、必要な技術者等の応援を求めるものとする。

- (1) 土木、建設、水道、電気、ガス等の関係団体への協力要請
- (2) 被災建築物等の応急危険度判定士の協力要請
- (3) 他市町村職員の応援派遣要請

14 ボランティア団体等の協力要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、職員等で不足する場合は、ボランティア団体、民間組織等の応援を求め、災害応急活動の円滑化を図るものとする。

- (1) 民間団体の種別
 - ア 地区自治会
 - イ 地区自主防災会
 - ウ 石井町ボランティア連絡協議会
 - エ その他の団体
- (2) 応援の求めが予想される活動内容
 - ア 炊き出し等の実施
 - イ 清掃及び防疫の実施
 - ウ 救援物資等の選別、輸送及び配給

第8節 災害救助法の適用

第1 方針

町内において、災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって悩む被災者に対し、その保護と、社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、福祉生活課）

1 実施責任者

知事が救助の実施にあたるが、知事が救助に関する職権の一部を委任した場合は、町長が行う。ただし、災害の状態により、知事による救助を待つことができないときは、町長は救助に着手するものとする。

また、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助等については、本計画に定めるところにより町長が実施する。

2 救助の種類

- (1) 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業資金、資材の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 遺体の搜索及び火葬等
- (10) 障害物の除去

3 適用基準

この法による救助は、町の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (2) 住家滅失世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上、町内での住家滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で住家滅失世帯が前記(1)及び(2)の基準には達していないが県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、市町村の救護に任せられないと認定したとき。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生した等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

災害救助法の適用

市町村名	人口数(人)	適用世帯数(世帯)	
	平成22.10.1 (国勢調査)	被害世帯数	被害世帯数
石井町	25,954	50	25

(備考)被害世帯数は、住民の滅失した世帯(全壊、全焼、流失)を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。
 は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

4 適用手続

(1) 町

町長は、町における災害が前記3「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

(2) 県

知事は、町長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに適用し、速やかに公示する。

また、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、町長に救助の委任を行う。この場合、知事は、町長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。なお、災害救助法を適用した場合は、内閣府に情報提供する。

共通対策編

災害救助の主な事務のあらまし

順序	町	都道府県	内閣府	備考
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握 			
被害状況の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに被害状況を知事に情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 以下、状況が判明次第随時情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 提供された情報内容について確認 (必要に応じて) 助言 	
災害救助法適用の決定	<ul style="list-style-type: none"> 知事に災害救助法の適用要請 必要に応じ災害対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 県内各関係機関に連絡(連携協力) 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地確認 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受取及び技術的な助言、指導 必要に応じ災害対策本部を設置 日本赤十字社等関係機関への連絡 	
応急救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助にあたる(県から委任を受けた救助等) 	<ul style="list-style-type: none"> 救助の実施等 (必要に応じ)他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請 	<ul style="list-style-type: none"> (必要に応じ)他の都道府県知事に対する応援の指示 	
中間情報	<ul style="list-style-type: none"> 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受取及び必要な助言、指導 	
(必要に応じ) 特別基準の申請(特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。)	<ul style="list-style-type: none"> (必要に応じ)知事に特別基準の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を防災担当大臣に協議 	<ul style="list-style-type: none"> 承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導 	
救助完了についての情報	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受取及び必要な助言、指導 	
補助金の申請等	<ul style="list-style-type: none"> 応急救助等に基づく救助費(支弁を行った額)を知事に申請 	<ul style="list-style-type: none"> 翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請 	<ul style="list-style-type: none"> 申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定 	<ul style="list-style-type: none"> 特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表(資料編を参照)のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について知事に申請することができる。

第9節 避難対策の実施

第1 方針

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者（災害時要援護者）等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（避難行動要支援者（災害時要援護者）避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行うものとする（要援護者施設は資料編「避難行動要支援者（災害時要援護者）施設一覧表」を参照）。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、福祉生活課、長寿社会課）、徳島県、警察署、自衛隊

1 避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示等

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難準備情報の伝達、避難の勧告又は指示を行うものとする。

なお、町は、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

また、町は、県に対し避難準備情報の伝達・避難の勧告又は指示及び屋内での退避等について、技術的に可能な範囲で助言を求めることができる。

(1) 災害一般の避難の指示等

ア 町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。

イ 町長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、これらについて速やかに知事に報告するものとする。

ウ この場合において町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

共通対策編

- エ また、知事は県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。
- オ 河川が氾濫している場合など、避難場所に移動することでかえって危険が生ずる場合には、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動をとるよう指示することができる。
- カ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
町長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿って豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。
また、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 地震災害等における避難の指示等

地震発生など、住民の生命を守るため、次の状況が認められるときを基準として避難勧告を実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。

- ア 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- イ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- ウ 有毒ガス等の危険物が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- エ その他災害の状況により、町長が必要と認めるとき。

(3) 洪水についての避難指示

- ア 町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの勧告又は指示をする。また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。
- イ 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長、その命を受けた町職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。
水防管理者が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(4) 地すべりについての避難指示

- ア 町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの勧告又は指示をする。
(地すべりについては屋内退避による安全確保は行わない)
- イ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、町長又はその命を受けた町職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができる。
この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(5) 土砂災害警戒情報の活用

町長は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難勧告等の発令の判断基準として、町地域防災計画に位置づけるものとする。

(6) 避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

町と県及び放送事業者とは、町長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。

放送事業者は、町長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送する。

また、県は、市町村等への周知に努めるとともに、県、放送事業者、市町村間の連絡を円滑に行うようにする。

避難勧告及び避難指示等

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備 情報	町長	要配慮者等への避難行動の開始をはじめ 立ち退き避難が必要な場合には、その準備を求める	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められたとき
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び 立ち退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	県知事 (災害対策基本法第60条)		町が法第60条の事務を行うことができないとき。
避難指示	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び 立ち退きの指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	県知事 (災害対策基本法第60条)		町が法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立ち退き及び 立ち退きの指示	町長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
		警告及び 避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し必要限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び 立ち退きの指示	町長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び 避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し、必要限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり防止法第25条)	立ち退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

(7) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずるものとする。

町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、町長の職務を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

2 避難勧告等の周知徹底等

避難の勧告又は指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者（災害時要援護者）に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らの身の安全は自ら守る」という原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の勧告等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

3 避難者の誘導

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、町及び警察署、消防職員、消防団員及び自主防災組織等が連携して実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、町に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

(3) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよ

うに努めるものとする。

4 避難場所について

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、災害発生時の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種類ごとにあらかじめ指定緊急避難場所を指定する。

(2) 指定緊急場所に関する事項

- ア 町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、「広報いしい」、ウェブサイト等において公示する。
- イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するとき、町に届出する。
- ウ 町は、指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、「広報いしい」、ウェブサイト等において公示を行う。

5 避難所について

町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、速やかに開設するものとする。

(1) 指定避難場所の指定

町は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定避難場所を指定する。

(2) 指定避難所に関する事項

- ア 町は指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、「広報いしい」、ウェブサイト等において公示する。
- イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するとき、町に届出する。
- ウ 町は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、「広報いしい」、ウェブサイト等において公示を行う。

(3) 避難所の追加開設

町は、災害発生の状況に応じ、必要があれば、旅館やホテル等を避難場所として借り上げたり、野外に、仮設物等を設置したりテントを配置するなど指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努める。

それでも、収容人数が不足する場合は、町は知事又は隣接市町村と協議して所用の処置を講ずるものとする。

(4) 避難所開設の通知等

町は、避難所開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

6 避難所の運営

(1) 避難所の運営・管理

避難所の運営は、関係機関のもと、町が適切に行い、運営に関する事項を定めるものとする。

ア 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、適切に行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるものとする。

イ 避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、避難場所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

ウ 食料や生活必需品等の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

エ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、町や県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者（災害時要援護者）への配慮

避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

町及び県は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(3) 学校を避難所とする場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

7 広域避難

(1) 広域避難の要請

町及び県は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請する。

また、災害の発生により町及び県がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住

民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

(2) 被災者輸送の要請

町及び県は被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 被災者輸送の指示

町及び県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

8 避難の周知徹底

(1) 避難場所等の周知

町長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。

(2) 避難勧告等の周知徹底等

避難の勧告又は指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者（災害時要援護者）に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の勧告等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

9 知事に対する報告

町長は、自ら避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したとき、並びに屋内での退避等の安全確保措置の指示及び警察官から避難のための立退きの指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示について通知を受けたときは、すみやかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難勧告、指示、屋内での退避等の安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- (2) 避難勧告等をした日時及び区域
- (3) 対象世帯及び人員

10 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

(2) 期間

共通対策編

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

- ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
- イ 避難所が冬期（10月1日～3月31日）に設置された場合は燃料費として別に定める額を加算
- ウ 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

【資料編】

避難場所一覧表

広域避難場所 指定避難所 一時避難所 福祉避難所

指定緊急避難場所一覧表

避難行動要支援者（災害時要援護者）施設一覧表

第10節 広域一時滞在（広域避難）対策の実施

第1 方針

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域一時滞在及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、相互応援協定締結市町村以外においては、必要に応じて、国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請する。

また、他市町村から本町へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請があった場合、原則として受入れを行うものとする。

なお、災害の発生により県及び市町村がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課）

1 広域一時滞在の要請

本町から他市町村へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請を行う場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。

（1）県内他市町村への受入れ要請

ア 広域一時滞在の要請

町は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本町の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）協議先市町村からの通知の内容の公示

（イ）避難所の管理者等への通知

（ウ）県への報告

イ 広域一時滞在の解除

町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）協議先市町村、避難所の管理者等への通知

（イ）広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

（ウ）県への報告

（2）県外市町村への要請

ア 他都道府県への受入れ協議

町は、相互応援協定締結市町村以外において、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議する。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

共通対策編

なお、相互応援協定締結市町村においては直接協議する。

イ 避難所等への受入れ決定

町は、県から被災者を受入れる避難所等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

(ア) 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

(イ) 避難所等の管理者等への通知

ウ 県外広域一時滞在の解除

町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

(ア) 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

(イ) 避難所等の管理者等への通知

(ウ) 県への報告

2 広域一時滞在の受入れ

他市町村から本町へ被災者の広域一時滞在の受入れ要請があった場合、次のとおり行う。

(1) 受入れ協議

町は、県内他市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、以下に記載する理由がある場合を除き、被災者を受入れ、一時滞在用の避難所等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、相互応援協定締結市町村及び県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

ア 本町も被災していること

イ 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと

ウ 地域の実状により避難行動要支援者（災害時要援護者）等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(2) 受入れ避難所等の確保

町は、被災者を受入れる避難所等を決定し、直ちにその内容を当該避難所等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該避難所等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(4) 経費の負担

受入れに要した経費の負担は、相互応援協定に定めるもののほか、要請した市町村が負担する。

ただし、災害救助法の適用がなされる災害に関しては、同法に基づき費用負担がなされるものとする。

第11節 交通確保対策

第1 方針

災害時において、道路、橋りょう等の冠水、流出及び電柱、街路樹等の倒壊等により、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送等を円滑に行うため、不通箇所との通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、建設課、名西消防組合）、石井警察署

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 （ 国 県 市町村 西日本高速道路㈱ 本州四国連絡高速道路㈱ ）	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	県警察 公安委員会 警察署長 警察官 （ ）	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 （法第76条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 （道路交通法第6条第1項） 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。 （道路交通法第6条第4項）
措置命令	警察官	緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合
	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいなくて、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

（注）道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

2 実施要領

（1）道路管理者

道路施設の被害等により危険が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。

共通対策編

(2) 警察

ア 公安委員会

- (ア) 災害の発生が広域にわたる場合又は幹線道路の破損、決壊等のため道路における危険若しくは交通上の障害が広域に及ぶ場合は、災害の規模、迂回路の関係等を総合的に判断して交通規制を実施するものとする。
- (イ) 被災者の輸送、被災地への緊急物資の円滑な輸送を確保するため必要があるときは、緊急の度合いに応じて車両別又は車種別等の交通規制を実施するものとする。
- (ウ) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、区域又は区間を設定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行うものとする。

イ 警察署長

被災地を直轄する警察署長または被災地周辺地域を直轄する警察署長は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があるときは、当該道路について必要な交通規制を実施するものとする。

ウ 警察官

- (ア) 出水、道路の損壊、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行うものとする。
- (イ) 通行の禁止、制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは、その管理者等に必要な措置を命ずるものとする。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自らがその措置を行うものとする。
この場合、やむを得ない限度において、車両・その他の物件を破損することができるものとする。
なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置をとることができる。

(3) 町防災対策本部

町以外の者が管理する道路施設でその管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察署長に通報し、道路交通法に基づく規制を実施し又は町防災対策本部長が法第 60 条により避難を指示し又は同法第 63 条により警戒区域を設定し立ち入りを規制若しくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

この場合、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して、正規の規制を行うものとする。

3 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関（道路交通情報センターを含む）を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

4 緊急通行車両等の確認

町は、県公安委員会が、法第 76 条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、緊急通行車両等の確認を行う。

この場合、緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、県（危機管理部）又は県公安委員会（警察本部、警察署又は交通検問所）に必要書類を提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

なお、町は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の事前届出制度を運用するものとする。

また、同法の規定に基づく標示、標章や証明書の様式は、次のとおりである。

様式第 1（第 5 条関係）

備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

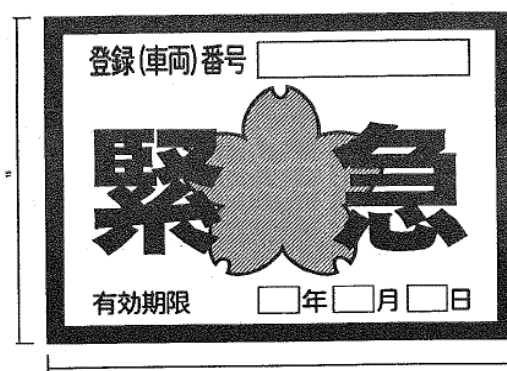
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。



様式第 2（第 6 条関係）

備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



共通対策編

様式第3(第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。
- (2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

6 運転者のとるべき措置の徹底

町及び県は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 走行中の場合は、次によること。

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 津波から避難するためやむを得ない場合等を除き、避難のために車両を使用しないこと。

共通対策編

第12節 緊急輸送対策

第1 方針

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行うための輸送の方法等は本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、税務課）

1 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機(器)材等の輸送はそれぞれ関係機関が協力して行うものとする。

2 緊急輸送等の対象

緊急輸送の対象となるものは、次のとおり。

- (1) 医療、助産その他救護のため輸送を必要とするもの
- (2) 医薬品、医療用資機材
- (3) 食料、飲料水等の救護物資
- (4) 応急復旧資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) 情報通信・電気・ガス・水道施設等保安要員
- (7) その他必要と認められるもの

3 輸送の方法

災害輸送は、次の種別のうち適切な方法によるものとする。

- (1) 車輜による輸送
道路交通が不能となる場合以外は、車輜により迅速確実に行うものとする。
- (2) 人力による輸送
機動力による輸送が不可能な場合は、人夫等による人力の輸送を行うものとする。
なお、労務者の確保は、労務供給計画によるものとする。
- (3) 航空機による輸送
陸上交通が途絶し、輸送の必要に迫られたときは、県に航空機による輸送を要請するものとする。

4 輸送力の確保

災害応急対策を実施する機関は、自ら保有し、又は直接調達し得る車両等をもって輸送を行うものとする。

ただし、町又はその他の実施機関は、その車両等で不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

(1) 乗用車、バス及び貨物自動車

町及び県は、バス事業者、タクシー事業者又は貨物運送事業者に協力を求める。また、必要に応じ自衛隊に輸送支援を要請する。

(2) 特殊自動車

運送事業者所有のものについては、四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）を通じ、建設事業者所有のものについては、県土整備部を通じて事業者の協力を求める。

(3) 鉄道

人員、物資及び機材等の輸送について必要のあるときは、四国旅客鉄道(株)に協力を要請する。

(4) 航空機

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、県消防防災ヘリコプターを活用しながら、必要に応じ、自衛隊、他府県又は徳島海上保安部に対して航空機（ヘリコプターを含む）の派遣を要請するものとする。

(5) 応援要請の手段

災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

5 輸送の期間

災害救助法に基づく輸送の期間については、それぞれの救助に認められた期間とし、その他の輸送については町災害対策本部長が必要と認めた期間とする。

6 町内輸送力並びに連絡方法は次のとおりとする。

(1) 公用車保有台数一覧表

(2) 町内業者一覧表

（各一覧表は資料編のとおり）

第13節 消火活動等の実施

第1款 消火活動

第1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発や家屋の倒壊等により極めて多くの人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより住民、事業者あわせて出火防止と初期消火に努めるとともに、消防機関は関係防災機関との連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、消火、救助、救急等にあたり、災害から住民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

消火活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 住民、自主防火組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。
- 2 住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。
- 3 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。
- 4 町は、必要に応じて、県に対し、消火活動のための消防防災ヘリコプター等の応援要請を行うものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、消防団）

1 消防機関の活動

（1）火災発生状況等の把握

消防機関は、災害発生後、火災の通報を待つのみならず職員を望楼、ビル等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、関係防災機関との密接な連携のもとに管内の消火活動に関する次の情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織等の活動状況
- ウ 道路の通行状況
- エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況

（2）火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行うものとする。

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住

民の安全確保を最優先とする活動を行う。

- エ 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。
- オ 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 火災情報の収集及び伝達

- ア 消防本部は職員を望楼、ビル等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報など消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整えるものとする。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 民家防火組織等の活動状況

(ウ) 道路の通行状況

(エ) 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況

- イ 消防長は、災害の状況を町長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

(4) 応援派遣要請

- ア 町は、自らの消防力では災害の対応が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村に応援を要請するものとする。
- イ 町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し応援を求めることとする。

(5) 応援隊の派遣

町は、石井町が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。
特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出勤する。

2 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域の自主防災組織の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

(1) 出火防止

地震発生と同時に付近住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

(2) 消火活動等

消防隊の出勤が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

共通対策編

3 事業所等

(1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇薬等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 住民

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取器具は直ちに火気の遮断をするとともに、LPGガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

5 消防防災ヘリコプター等の運航

(1) 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

町は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

(2) 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害時等において、主に次のような活動を行う。

- ア 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- イ 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- ウ 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- エ 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、大規模火災の消火）
- オ その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

(3) 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」の定めによる。

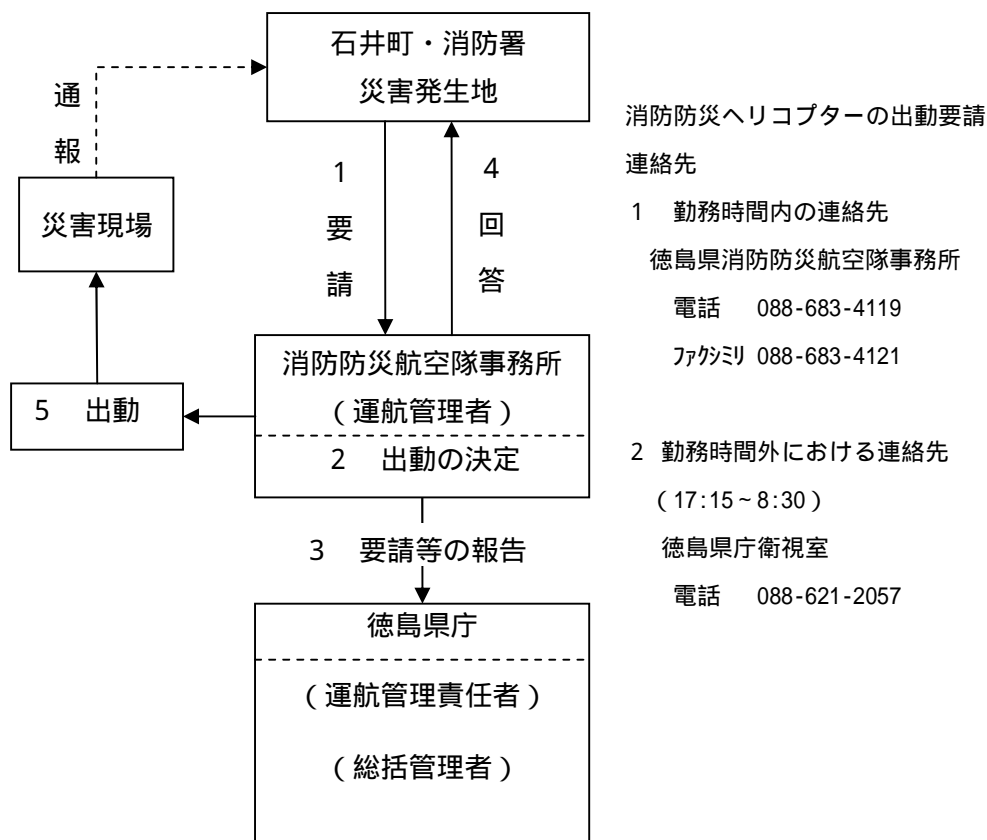
なお、消防防災ヘリコプターの運航基地として、徳島空港内に徳島県消防防災航空隊事務所を置く。

(4) 飛行場外離着陸場の確保

町は、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現部での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努める。

町内の災害対策用ヘリポートの降着地は、石井中学校、石井町地域防災交流センター、飯尾川公園、前山公園グラウンド、三郎広場に設置するものとする。

(5) 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



6 惨事ストレス対策

消防活動に従事した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

共通対策編

第2款 水防活動

第1 方針

洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、石井町水防計画により実施する

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、消防団）

1 水防団（消防団）

水防団は、大規模な地震が発生し、浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- (3) 水防団相互の協力及び応援

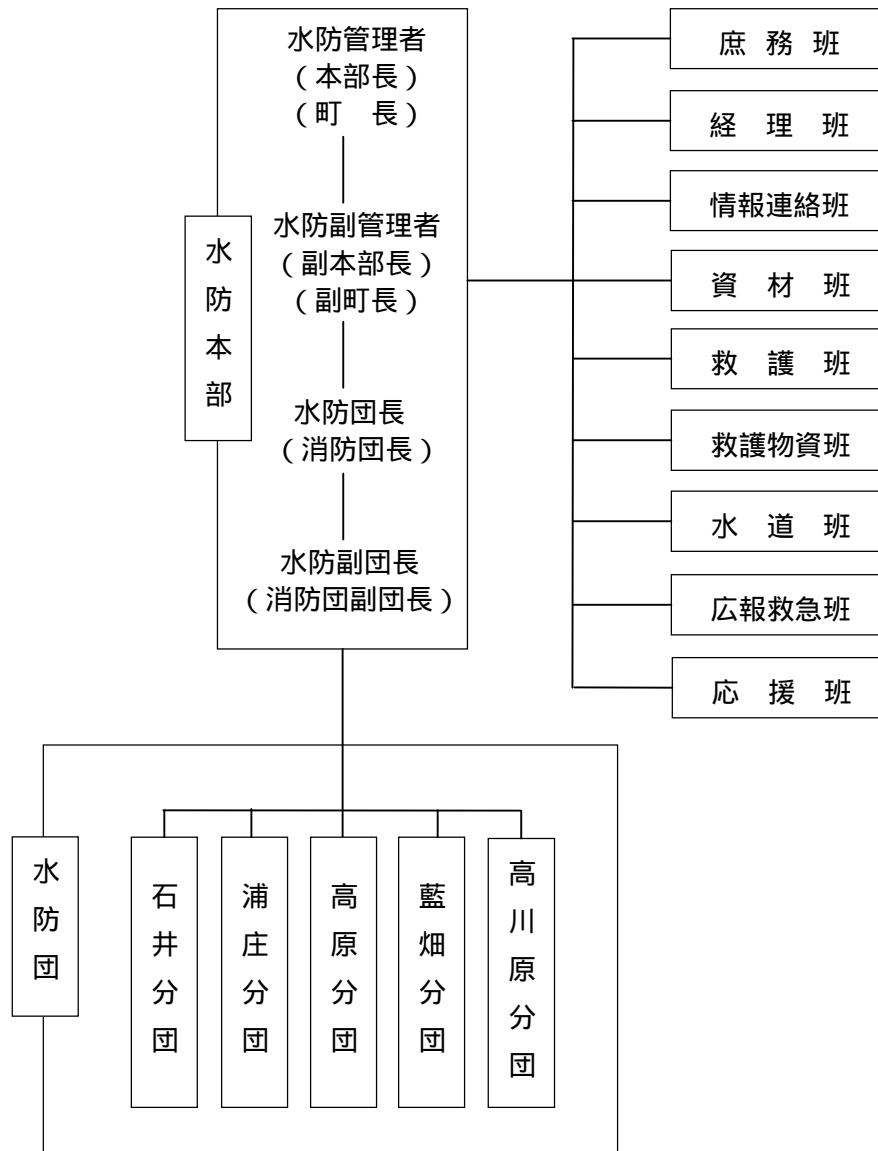
2 緊急時の措置

河川の管理者及び水防管理者（町長）は、震度4以上の地震を感じたときは、自らの避難時間及び水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、その管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、被災箇所を発見したときは、速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、水門、樋門等の管理者は、自らの避難時間を確保したうえで、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに、関係機関（水防本部、警察、報道機関等）に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

3 石井町水防本部の組織等

(1) 組織図



(2) 事務分掌

ア 水防本部

役 名 称	役 となる 職	事 務 分 掌
本 部 長	町 長	水防全般を統括管理する。
副 本 部 長	副町長又は参事	水防管理者の命を受け本部班員のを指揮にあたる。
水 防 団 長	石井町消防団長	水防団を指揮監督する。
水 防 副 団 長	石井町消防副団長	水防団長を補佐する。

共通対策編

イ 水防本部付

班の名称	班長	班員	事務分掌	
庶務班	総務課長 いのちを守る防災 ・危機対策課	課員	・水防本部要員の招集、気象情報の受領・ 伝達、災害に関する記録、各班間の連絡調整 ・他の班に属しないこと	
経理班	財政課長 会計管理者	〃	・災害の経理に関すること	
情報連絡班	住民課 議会事務局	〃	・被害状況の情報収集に関すること ・農林道等の水防に関すること	
資材班	建設課長	〃	・水防資機材等の確保及び資材・物資等の輸送 に関すること ・道路、橋梁の水防に関すること	
救護班	福祉生活課 長寿社会課 税務課長 わくわく観光情報課	〃	・り災者・負傷者の救護に関すること ・防疫に関すること	
救援物資班	税務課長	〃	・災害救援物資に関すること	
水道班	水道課長	〃	・水道施設の保守管理に関すること	
広報救急班	消防署長	署員	・広報及び救急活動に関すること	
応援班	第1班	財政課長	課員	・本部長（副本部長）の指示により応援を行う
	第2班	住民課長	〃	〃
	第3班	福祉生活課長	〃	〃
	第4班	教委教育次長	〃	〃
	第5班	社会教育課長	〃	〃
	第6班	人権教育課長	〃	〃
	第7班	農委事務局長	〃	〃
	第8班	議会事務局長	〃	〃
上記任務の外、各課等で管理する施設等は、担当課等において水防業務を行う				

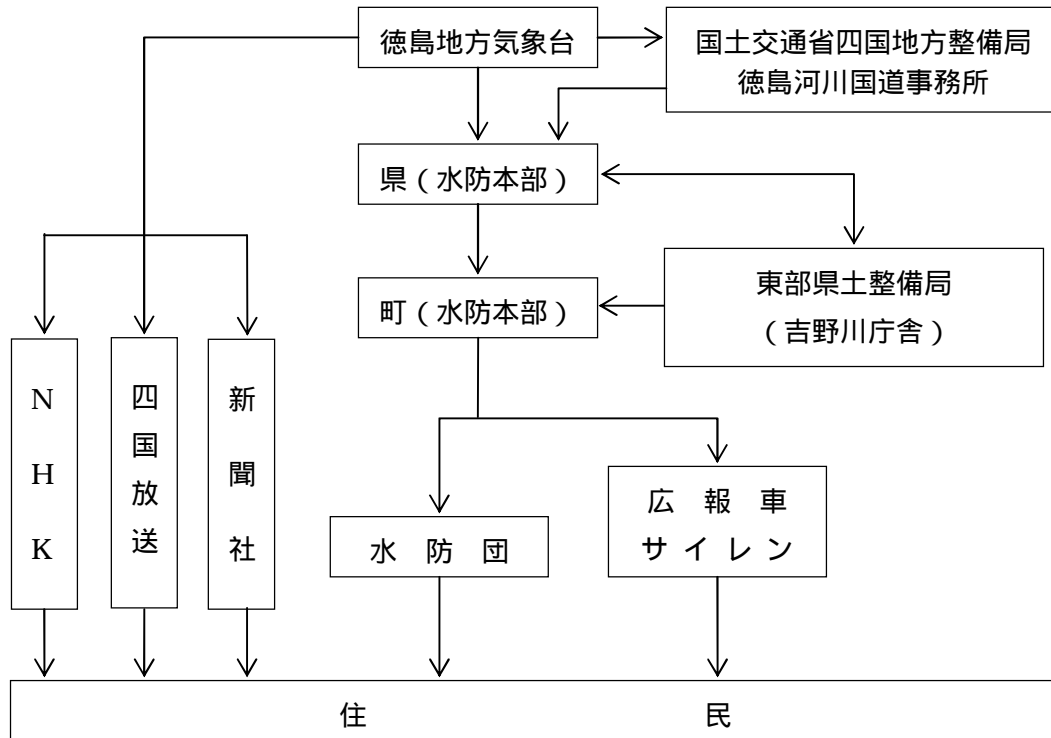
4 重要水防区域

河川名	重要水防区域				危険な場合 の出動分団	備考
	場所	延長	種別	地区名		
吉野川右岸	第十 藍畑	694m (重複436m) 1箇所	漏水 洗掘 工作物 (第十堰)	第十 藍畑 東覚円(一部)	藍畑分団	
〃	藍畑	6m	漏水 法崩れ	-	〃	
飯尾川	徳島市界 ～吉野川市界	18,800m	堤防高 洪水痕跡	石井・城ノ内 重松・下浦 上浦・諏訪 国実・大万 天神・南島 高川原 天神	石井町分団 高川原分団 浦庄分団	
渡内川	飯尾川合流点 ～ 上流端	10,800m	堤防高不足	城ノ内・白鳥 市楽・桜間 下浦・加茂町 城ノ内	石井町分団 高川原分団 浦庄分団	
神宮入江川	吉野川合流点 ～ 上流端	10,800m	堤防高不足	関・中須 平島・高畑	高原分団 藍畑分団	
立石谷川 右岸	上 浦	1,000m	堤防高不足	上浦	浦庄分団	
立石谷川	飯尾川合流点 ～ 浦庄字下浦	1,700m	洪水痕跡	〃	〃	

共通対策編

5 伝達系統

吉野川において洪水のおそれがあるときは水位流量が示され、次の系統により一般に周知するものとする。



6 水位の伝達等

(1) 水位の伝達

水防管理者（町長）は、気象情報の通報があったときは直ちに関係分団へ伝達するものとする。

(2) 量水標水位等

河川名	基準水位 観測所	地先名	位置 (km)	水位 (m)					備考
				水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画 水位	
吉野川	池田 (無堤)	三好市 井川町 西井川	河川 距離標 74.8	4.10	6.70	7.40	8.00	11.872	西部 総合県民局 (美馬) (三好)
	池田 (有堤)			4.10	6.70	8.00	9.70	11.872	
	岩津 (無堤)	阿波市 阿波町 岩津	40.2	3.30	5.30	6.50	6.80	12.937	東部 県土整備局 (吉野川)
	岩津 (有堤)			3.30	5.30	6.80	7.50	12.937	
	中央橋	阿波市 吉野町 柿原	25.3	3.40	4.90	-	-	8.795	東部 県土整備局 (吉野川)
	第十	板野郡 上板町 第十新田	15.6	3.70	5.30	-	-	9.064	東部 県土整備局

7 気象状況の伝達等

(1) 気象情報の伝達等

水防管理者（町長）は、雨に関する注意報及び警報が発表された場合は、その状況に応じて水防団に連絡し、河川の見廻りを強化するとともに、住民に対して情報の伝達及び周知を行うものとする。

(2) 雨量情報の収集先

河川名	雨量情報収集先			備考
	機関名	電話	FAX	
吉野川	徳島河川国道事務所	088-654-2211	088-654-5512	
四国全域	河川情報センター (高松市)	087-851-9911	087-851-9929	

8 水防活動

(1) 水防本部

水防本部は、気象注意報及び警戒警報が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに活動を開始する。

(2) 水防団

ア 水防団員

水防団員は、水防信号第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動するものとする。

イ 出動分団

出動分団は、4重要水防区域の「危険な場合の出動分団」のとおりとする。
なお、被害が甚大と予想される場合は、事態に応じて出動分団以外の分団も出動させるものとする。

(3) 水防信号

ア 第1信号 警戒水位に達したことを知らせる。

イ 第2信号 水防団員の全員が出動すべきことを知らせる。

ウ 第3信号 町内に居住する者が出動すべきことを知らせる。

エ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる。

共通対策編

区 分	サイレン信号
第1信号	<p>約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒</p> <p>約15秒 約15秒 約15秒 約15秒</p>
第2信号	<p>約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒</p> <p>約6秒 約6秒 約6秒 約6秒 約6秒 約6秒</p>
第3信号	<p>約10秒 約10秒 約10秒 約10秒 約10秒</p> <p>約5秒 約5秒 約5秒 約5秒</p>
第4信号	<p>約1分 約1分 約1分</p> <p>約5秒 約5秒 約5秒</p>

9 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3款 防犯活動

第1 方針

警察は、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と社会の秩序を維持するため、関係機関との密接な連携のもとにおおむね次の事項を重点として対策を講ずるものとする。

第2 内容

主な実施機関

警察

1 犯罪の予防対策

人心の不安、物資不足等に伴う犯罪及び集団的不法事案を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 避難所、救援物資集積所、被災現場等の警戒
- (2) 警ら活動の強化及び検問の実施
- (3) 暴利行為その他の生活安定関係事犯の取締り

2 流言飛語の防止対策

流言飛語の防止、解消のため、次の措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の伝達
- (2) 活発な広報活動
- (3) 身元不明者照会・回答活動

3 保安対策

公共の安全維持、危害、災害の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 銃砲刀剣類の保安措置
- (2) 危険物貯蔵施設等に対する警戒措置

第4款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

第1 方針

地震等の災害により建築物及び宅地が被害を受けた場合、その後の余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（税務課、建設課）

1 実施機関

町は、地震等災害により建築物及び宅地が被害を受けたときは、二次災害の発生を防止するため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うとともに、必要な措置を講ずる。

また、住民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。

共通対策編

第14節 救出・救助対策

第1 方針

災害のため生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合、消防団）

1 実施責任者

- (1) 被災者の救助及び捜索等は、消防本部が行う。
- (2) 人の生命身体が危険な状態にある者の救出は、警察機関が他の措置に優先して行う。

2 情報の収集及び伝達

- (1) 消防本部は、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報などを総合して、被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。
- (2) 消防長は、災害の状況を町長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

3 救助の対応方針

地震発生後、多発すると予想される救助・救出の要請に対して、原則として次の基準により対応するものとする。

- (1) 被災者の救出及び捜索等は、消防機関（水防団）を主体とした救出班を編成し、警察機関とともに実施する。
- (2) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救急救護活動を実施する。
- (3) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (4) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (5) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
- (6) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- (7) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

4 救助資機材の調達

町は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行うものとする。

5 応援派遣要請

町は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

6 応援隊の派遣

町は、石井町が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

7 警察、医療機関との連携

町は、被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施するときは、特に警察及び医療機関と密接な連絡をとりながら救出活動を行うものとする。

8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

- ア 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

9 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

10 消防団及び自主防災組織等

地震発生後に同時多発火災が発生した場合、消防機関の主力は延焼阻止に向けられる。また、交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため、火災が発生しなくとも、平常時のような救助・救急活動は期待できないため、地域における自主防災活動が重要なものとなる。

ついては、消防団及び自主防災組織は、地震発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を行うものとする。

共通対策編

第15節 医療救護活動

第1 方針

災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護活動は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（保健センター、名西消防組合）、名西郡医師会、徳島県、医療関係機関

1 実施責任者

災害時における平常の医療が不可能又は困難となった時の医療救護活動は、町災害対策本部が実施するが、町災害対策本部で実施が不可能又は困難と認められた時は、隣接市町村、県その他医療機関の応援派遣を要請し実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 初期医療救護体制

（1）情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

町は、名西郡医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等の情報の収集に努めるものとする。

（2）初動体制の確保

ア 医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される場合にあっては、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの救急医療機関や保健所等において救急医療や情報収集等に従事するものとする。

イ 被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

3 救護班の編成

（1）町は、必要に応じて町内の医療機関（開業医）又は助産婦の応援を得て、医師、看護師、助産師又は保健師をもって救護班を編成し、出動するものとする。

（2）災害の種類及び程度によっては、名西郡医師会、名西郡歯科医師会、名西郡薬剤師会等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行うものとする。

{ 資料編 病院及び病床数（医療機関一覧表）参照 }

（3）医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

ア 必要人員

イ 期間

ウ 派遣場所

エ その他必要事項

なお、初期災害医療救護においては、自律的な活動を行うことが必要であり、県及び日本赤十字社徳島県支部は、状況により自らの判断で医療従事者を町医療救護所に派遣できるものとする。

派遣する医療従事者は、医師 1 名、看護師 2 名、連絡員(運転用務を含む) 1 名を基本とし、状況に応じて班員構成の調整を行う。

派遣された医療従事者は、予め定められた召集連絡方法、出勤体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び通信機器等を携行する。

(4) 町は、医療資機材を、必要に応じ備蓄しておくものとする。

4 応急救護所の設置

町は、多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できない場合及び医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き、収容できない場合は、応急救護所を設置するものとする。

(1) 応急救護所等は、災害状況に応じた次の場所を予定する。

ア 学校

イ 集会所

ウ 病院等

町で設置可能な救護所

町内公立小中学校での設置を基本とし、災害状況に応じて設置場所を選択するものとする。

(2) 応急救護所を設置した場合は、次の関係機関に場所、負傷者の人数、負傷の程度等の必要な情報を的確に把握するとともに、直ちに通報し、応急救護医療等について協力の要請を行うものとする。

ア 徳島県

イ 名西郡医師会

ウ 日本赤十字社

エ 警察署

5 業務

町及び医療関係機関は、設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け(トリアージ) を行い、効果的な治療を行うものとする。

町の医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

(1) 傷病者の傷病の程度判定(傷病者の振り分け業務)

(2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置

共通対策編

- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 記録及び町災害対策本部への状況報告

6 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

- (1) 医療及び助産の対象
 - ア 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
 - イ 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。
- (2) 医療及び助産の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
 - エ 病院又は診療所等への収容
 - オ 分べんの介助
 - カ 分べん前及び分べん後の処置
 - キ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 医療及び助産の期間
 - ア 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
 - イ 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

7 救護班

- (1) 搬送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行うものとする。
- (2) 連絡要員の配置

町は、被災地域内の医療情報の拠点に応援のために町職員を派遣し、各医療救護所等に配置するなど、救護班の連絡調整のために特段の配慮を行うものとする。
- (3) 業務

救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

 - ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
 - イ 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産
 - カ 死亡の確認
 - キ 死体の検案
 - ク 記録及び町災害対策本部への報告
 - ケ その他状況に応じた処置
- (4) ボランティアとの連携

救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

8 医薬品等の供給

- (1) 町は、関係機関において緊急輸送路を確保し、町役場に備蓄している医薬品並びに名西郡医師会の協力のもと流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等にすみやかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。
- (2) 医療施設において、医療器具、医薬品等が不足する場合は、県へ協力要請及び医薬品取扱業者から調達するものとする。
- (3) 輸血用血液製剤については、県を通じて徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受けるものとする。

9 後方医療救護体制

- (1) 後方医療施設の確保
 - ア 医療救護班では対処できない中等・重症患者は、原則として各救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。
 - イ 2次救急医療機関で対応できない重傷・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。
 - ウ 町は、県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、救護班と消防本部を救急無線、携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これらの情報をもとに消防本部は応需可能な後方医療施設を選定する。
- (2) 被災病院等の入院患者の転院等

町は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないとき、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合で、病院等で後方医療施設が確保できないときは、後方医療施設の確保に努めるものとする。

10 搬送体制の確保

- (1) 緊急輸送路の確保

町は、重傷者を後方医療施設へ搬送するために緊急輸送路（陸路及び空路）を確保する。
- (2) 傷病者の搬送
 - ア 傷病者の医療機関への搬送は、原則として町が実施するものとする。
 - イ 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。
 - ウ 病院等が後方医療施設へ転院搬送を行うときは、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を行うほか、必要に応じて消防本部又は県に対して救急自動車又はヘリコプター等の出動を要請する。
- (3) 搬送手段の確保
 - ア 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により医療施設への搬送を実施する。
 - イ 町は、消防機関の救急自動車確保できない場合は、輸送車両の確保に努めるものとする。

共通対策編

- ウ 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を自衛隊又は他府県等に要請する。
なお、町は、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。

- (ア) 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策
- (イ) 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

11 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、挫滅症候群(クラッシュ・シンドローム)による急性の患者に対しても提供することが必要である。

町は、被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び病院等への情報提供に努めるものとする。

12 医療ボランティア

(1) 受入体制の確保

各医療関係団体は、災害発生後設置されたボランティアセンター(町社会福祉協議会内)で医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアの確保に努める。

(2) ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおり。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 町災害対策本部との連絡調整
- ウ その他必要な活動

(3) 活動内容

ア 医師・看護師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
- (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。

イ 薬剤師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。
- (イ) 防災センターにおいて医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

ウ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

エ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

オ その他

その他必要な活動を行う。

13 災害時コーディネーター(医療・保健衛生・介護福祉・薬務)による調整

町は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施され

るよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを活用し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

- (1) 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置運営の総合調整
- (3) 保健師活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第16節 飲料水・食料及び物資等の供給

第1款 応急給水

第1 方針

災害による被害のため、飲料水が枯渇し又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（水道課）

1 実施責任者

- (1) 飲料水の供給は町が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。
- (3) 被害が甚大で、あるいは被害が広域にわたり、町で対応できない場合は、知事がこれを行う。

2 応急給水

(1) 確保目標水量

南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、市町村と県で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

町は、被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量をおおむね次のように定め、応急給水を実施するものとする。

区分	災害発生からの日数	目標水量	摘要
第1段階	災害発生～3日目	3リットル/人・日	災害発生直後の混乱期3日程度で拠点給水、運搬給水で対処する期間 生命維持のため最小限必要量
第2段階	4日目～	20リットル/人・日	拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を行うまでの期間 飲料水・炊事用・トイレ用水
第3段階	～4週間	100リットル/人・日	1戸1栓程度の給水から平常給水を行うまでの期間 飲料水・炊事用・トイレ用水・風呂水・洗濯水
平常	4週間経過後	被災前給水量	平常給水

(2) 応急給水方法

給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

ア 拠点給水方式

指定避難所や、浄水場、配水池、消火栓、耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。また、耐震性貯水槽の計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

イ 運搬給水方式

主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

(3) 応急給水対策

ア 応急給水拠点を確保、整備する。

イ ポリ容器、ポリタンク、給水タンク等を確保する。

ウ 町の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。

エ 井戸、プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。

オ 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。

カ 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

(4) 水質の安全対策

ア 応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

イ 特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

ウ 給水車、仮設貯水槽等については使用直前に清掃、消毒を行った後に飲料水を貯水する。

(5) 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材はあらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により確保するものとする。

なお、町は、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

3 給水施設等の応急復旧

取水、送水、給水、配水施設が被害を受けた場合は速やかに復旧して用水の確保に努めると共に、日常生活を維持できる程度に給水施設の復旧をはかるものとする。

(1) 被害状況の把握

(2) 施設及び配水管の被害箇所に適切な職員の配備

(3) 町内の石井町水道指定業者協同組合への協力要請を行うものとする。

(4) 応援体制については、日本水道協会中国四国地方支部「水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱」をもとに応援要請を行うものとする。

共通対策編

第2款 食料供給

第1 方針

災害時における、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、税務課）

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、町長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 応急食料の確保

（1）必要量の調査

町は、調査班を編成して現地へ派遣し、応急食料の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

（2）町単独による食料確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

ア （1）による調査結果に基づき、町の備蓄食料を放出する。

（備蓄食料については、第2章第12節の2 備蓄の現況を参照）

イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

（3）県への協力要請等

ア 町単独で食料の確保が困難と認められる場合は、県に対して食料の供給を要請する。

県は町から応急食料の要請があったときは、農林水産省生産局長（生産局農産部貿易業務課）に対して政府所有米穀の引き渡しの要請を行う。

イ 南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、市町村と県で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

ウ 災害救助法が適用された場合、米穀及び乾パンについては、町単独での確保ができない場合は、町長を通じて知事に対しこれらの供給を要請するものとする。

3 副食調味料

町は、副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、県にその斡旋を依頼するものとする。県は、町から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

4 応急食料の輸送

町は、必要と認められる場合は、食料集積地（原則として緊急輸送拠点の石井町地域防災交流センター）を開設し、ここを拠点として食料の集積、一時保管及び配送を行う。

なお、原則として食料の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 町の備蓄食料

町の備蓄食料の食料集積地までの輸送及び町内におけるそれらの配送は、原則として町が行う。

(2) 町の調達食料

事業者より調達する食料は、当該事業者が食料集積地まで直送する。(事業者との協定内容には、輸送の項目まで含む)

なお、調達食料の町内の配送は、原則として町が行う。

(3) 県の調達食料

県の調達食料の町食料集積地までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、町が直接受取るものとする。

5 応急食料の配付

(1) 配付対象者

町は、次の事項を勘案し、配付対象者を決定するものとする。

ア 避難所に収容された者

イ 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者

ウ 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達が困難な者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 配付品目

町は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食料の中から随時決定するものとする。

(3) 配付基準

ア 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、町長の判断により決定し、配付を行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

ア 避難所での配付

配付食料は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配付対象者へ配付する。

イ 在宅避難者等への配付

(ア) 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当該避難所からイにより食料の配付を受けるものとする。

(イ) 食料の配付を希望する在宅避難者は、所定の収容避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該避難所で受け取ることを原則とする。

(ウ) 避難所の運営責任者は、当該避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の在宅避難者で食料の配付を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配付を受けることに留意する。

共通対策編

(I) (イ)にかかわらず、自ら避難所へ配付食料の受取りに来れない高齢者や身体障害者等の在宅避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

(5) 炊出し

- ア 炊出しによる食料の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。
- イ 炊出しは、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所又は近隣の給食施設を利用して実施するものとする。
- ウ 町長は、町内において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼するものとする。

6 その他

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第3款 生活必需品等の供給

第1 方針

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、税務課）

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。知事は、町長から調達の要請があったときは、その調達又は斡旋を行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 生活必需品の確保

(1) 必要量の調査

町は、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 町単独での生活必需品の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

ア (1) による調査結果に基づき、町の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。

イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

町単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

3 生活必需品の輸送

町は、必要と認められる場合は、食料集積地（原則として緊急輸送拠点の石井町地域防災交流センター）を生活必需品の集配拠点としても活用する。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 町の調達物資

町が調達した物資の集配拠点までの輸送及び町内におけるそれらの配送は、原則として町が行う。

(2) 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、町が直接受取るものとする。

4 生活必需品の供給等

(1) 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対して行うものとする。

(2) 支給物資

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料。

(3) 配付基準

ア 害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、町長の判断により支給する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

5 その他

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

共通対策編

第4款 LPガスの供給等

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課）（一社）徳島県エルピーガス協会

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又は斡旋は、町長が実施するものとする。

2 LPガス等の供給等

町長は、炊き出し等に必要なLPガス等の供給又は斡旋を行い、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請するものとする。

- (1) 対象避難者数
- (2) 必要なLPガスの量
- (3) 必要な器具の種類及び個数
- (4) 供給期間
- (5) 供給地（住所等）

町長は、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達について、知事に斡旋の要請を行う。知事は、町からの斡旋の要請を受けた場合、一般社団法人徳島県エルピーガス協会に対し、調達の協力を要請する。

第17節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

第1款 保健衛生活動

第1 方針

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐための対策について定める。

災害時の保健衛生活動は、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」に基づき実施し、被災者の心身の状態と生活実態を把握し、健康と環境の改善を図るとともに、中長期的な町の復興に向けての支援を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（保健センター）

1 災害時（保健衛生）コーディネーターによる調整

災害時（保健衛生）コーディネーターは、必要な情報を収集し、迅速に地域のニーズをアセスメントし、必要な人材、資機材等の投入を行うためのコーディネートを行い、地域の保健衛生活動が円滑に行われるようマネジメントする。

また、医療・福祉等他分野との調整を図るため、保健福祉部・圏域での会議に参画し、迅速な情報共有や協力体制を構築する。

具体的には、圏域コーディネーター（保健所）は、町に保健衛生活動をコーディネートする職員（保健衛生チーム）を派遣し、被災状況の情報把握に努め、必要な人材、資機材の配置調整を行うとともに、町に協力して被災住民の健康支援体制の早期確立を目指す。

総括コーディネーターは、圏域コーディネーターからの情報を集約し、県内外に対し人材・資機材等の要請及び調整をする。

2 健康管理等

町は、避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

また、町は、関係機関（県、厚生労働省、栄養士会等）と連携し、被災者の健康管理等を行う保健師等の派遣などの応援・受援活動を行う。

3 食事・栄養管理等

町は、県など関係機関と連携し、被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の要員の派遣などの応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、関係機関と連携

共通対策編

し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

4 住民に対する食品衛生の啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

5 こころのケア等

町は、県が編成する精神科医師、看護師等による「災害時こころのケアチーム（DPAT）」など関係機関と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）を含む精神的不調に対する予防を行う。

※DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害時の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」

第2款 防疫

第1 方針

町は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（保健センター、清掃センター、いきいき農業振興課）

1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が知事と連携を図りながら実施する。

2 防疫業務の実施方法

(1) 町の措置

ア 消毒方法

町は感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除

町は感染症予防法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活の用に供する水の供給

町は感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を行うものとする。

エ 予防教育及び広報活動の推進

町は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。

オ 避難所の感染症対策指導

町は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施する。

カ 防疫活動に必要な携行資材

(ア) 噴霧器

(イ) 消毒薬品

(ウ) 昆虫駆除薬剤

(エ) 防疫用薬品資材

必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

キ 報告

町長は警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省）により、徳島県東部保健福祉局徳島保健所を経由して知事に報告するものとする。

(ア) 被害の状況

(イ) 防疫活動の状況

(ウ) 災害防疫所要見込み経費

(エ) その他

第 3 款 遺体の搜索及び火葬等

第 1 方針

災害により死亡した者の遺体の搜索、調査、処理及び火葬等の実施は本計画の定めるところによる。

第 2 内容

主な実施機関

町（清掃センター、福祉生活課、名西消防組合）、石井警察署、徳島海上保安部

1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び火葬等は、町長が警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 遺体の搜索

共通対策編

遺体の搜索は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施方法

- ア 遺体の搜索は、町長が搜索に必要な機械器具を借上げて実施するものとする。
- イ 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 応援の要請等

町において被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては県又は関係機関へ応援を要請する。

(3) 災害救助法適用時の基準

- ア 搜索期間
災害発生の日から 10 日以内とする。
- イ 費用の範囲
搜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 遺体の調査処理

(1) 町長の措置

町長は、遺体を発見したときは、すみやかに石井警察署に連絡し、その調査を待つて次の方法により処理するものとする。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
災害に伴う混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
- イ 遺体の一時保存
身元が判明している遺体は遺族に引き渡すが、身元が判明していない遺体については埋火葬等に処理をするまで一時保存を行う。
- ウ 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）
遺体については、すみやかに医師に依頼して検案を実施する。
（検案・・・遺体についての死因その他についての医学的検査を行うこと。）

(2) 警察官の措置

警察官は遺体を発見し又は遺体発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

- ア 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡す。
ただし、遺族への引き渡しができないときは、町に引き渡す。
- イ 身元の明らかでない遺体については検視をして、所持金品等とともに遺体を町に引き渡す。

(3) 災害救助法適用時の基準

- ア 遺体の処理期間
災害発生の日から 10 日以内とする。
- イ 費用の範囲
遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

4 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、町長が必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。

なお、火葬又は埋葬の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとする。
- (3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。
- (4) 町において被災その他の事情により火葬又は埋葬が実施できないとき、県又は関係機関への応援を要請する。
- (5) 災害救助法適用時の基準
 - ア 火葬又は埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。
 - イ 費用の範囲

棺（附属品を含む）骨つぼ及び骨箱、火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

第18節 避難行動要支援者（災害時要援護者）支援対策の実施

第1 方針

災害発生時において高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策を実施する。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、福祉生活課、長寿社会課） 石井町社会福祉協議会

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
 - ア 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
 - イ 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、県及び市町村等に支援を要請するものとする。
 - ウ 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。
 - エ 町は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 町は被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
 - ア 町は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
 - イ 町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
 - ウ 町は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

3 児童に係る対策

- (1) 町は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (2) 被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターにおいて、メンタルヘルスケアを実施する。

- (3) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

4 外国人等に対する対策

- (1) 町は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
 (2) 町は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
 (3) 町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

5 災害時コーディネーター（介護福祉）による調整

県は、被災地域において介護士等の活動が円滑に実施されるよう、災害時コーディネーターを配置し、町等関係機関と連携を図り、刻々と変化する要配慮者、福祉避難所等の状況を的確に把握し、本町及び他の機関から人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

6 避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なもの（以下「避難行動要支援者」）であって、円滑、迅速な避難のために特に支援が必要な者の把握に努め、法第49条の10及び国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、個人情報の保護に留意しながら、民生委員・児童委員や自主防災組織を始めとする関係者と連携して「避難行動要支援者名簿」を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次に掲げる者のうち災害時に自力での避難が困難かつ家族の支援が得られない者又は家族の支援だけでは避難が困難な者であって、災害時において地域での支援を希望する在宅の者とする。

- ア 介護保険法に規定する要介護状態区分において、要介護3以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
- ウ 療育手帳Aの交付を受けている者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- オ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- カ その他災害時の避難支援が必要と認められる者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載項目（避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報）

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

共通対策編

避難支援等を必要とする事由とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度、要介護状態区分などの避難行動要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法を的確に判断する上で必要となる情報とする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

法第49条の10第3項の規定に基づき、内部で保有する個人情報を利用するものは下記のとおりとする。

- ア 住民基本台帳データ
- イ 介護保険認定者データ
- ウ 障がい者手帳交付台帳
- エ 難病患者に関する情報

(5) 地域における支援体制

災害時に避難行動要支援者を援護する情報伝達、救助等の体制整備を図るものとし、法第49条の11第2項に基づく避難支援等の実施に携わる関係者（以下「地域支援者」という。）の確保に努め、地域住民の協力を幅広く得ること。

また、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるため、避難行動要支援者本人の同意がある場合はあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、地域支援者に提供する。

ただし、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、地域支援者の関係者及びその他派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊などに対し、名簿情報を提供する。

なお、地域支援者となる者の範囲は以下のとおりとする。

ア 地域支援者

- (ア) 民生委員・児童委員
- (イ) 自主防災会
- (ウ) 社会福祉協議会
- (エ) 消防機関
- (オ) 警察機関
- (カ) 町と避難支援等の協力協定等を締結した企業や団体

イ 避難行動要支援者名簿の提供方法及び情報提供における情報漏えい防止措置

町は、地域支援者からの請求があったとき、必要な限度で台帳情報を地域支援者に提供する。

この際、情報漏えいを防止するため、避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者以外の閲覧等を禁止するとともに、避難行動要支援者名簿の取り扱いについて関係職員及び関係者への指導、啓発等を実施する。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者名簿について、定期的に更新を行うが、修正、削除や新規追加については随時行う。

(7) 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮

共通対策編第2章第7節「避難行動要支援者（災害時要援護者）支援対策の充実」によるものとする。

(8) 避難支援等関係者の安全措置

共通対策編第2章第7節「避難行動要支援者（災害時要援護者）支援対策の充実」によるものとする。

7 福祉避難所の開設

町は、避難された方々の身体等の状況から避難所での生活が困難と判断される場合に福祉避難所を開設する。

(1) 福祉避難所への移送の検討

町は、避難所における避難行動要支援者（災害時要援護者）の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がい等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

(2) 移送手段の確保

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体等と協力して避難行動要支援者（災害時要援護者）の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

共通対策編

第19節 廃棄物の処理

第1 方針

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等清掃活動の実施は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（福祉生活課(環境対策係)、清掃センター）

1 実施責任者

(1) 被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等の清掃活動は町が実施する。

ただし、災害の規模が大きいため、町のみで実施できない時は、県及び隣接市町村の応援を求めて実施する。

ア 清掃班の編成

清掃(ごみの処理)のため清掃班を編成する。

(ア) 運搬車(トラック等)

(イ) 作業員

(ウ) 所要器具

については災害の状況によりその都度編成する。町所有車両で処理できないときは共通対策編第3章第12節「緊急輸送対策」によるダンプカー等の応援を得て処理するものとする。

2 ごみ処理

(1) 町は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、処理計画を速やかに策定する。また、住民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。

(2) 町は、県に対し、ごみ処理について、必要な指導、情報提供及び調整の要請を行う。

(3) 衛生班により石井町清掃センター(石井)に集積し処理するものとする。

3 し尿処理

(1) 町は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。

(2) 町は、下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し仮設トイレの提供等必要な処置を講ずる。

(3) 町は、し尿処理について、必要な指導、情報提供及び調整を県に要請する。

(4) し尿の汲み取りは、し尿運搬車により実施する。

4 災害廃棄物処理

- (1) 町は、災害廃棄物を適正に処理するため、処理計画を速やかに策定するとともに、それらが大量に発生した場合における仮置場の設置等についてあらかじめ検討する。
 なお、計画策定にあたっては適正処分を確保するため、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。
- (2) 環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。
- (3) 町は、地震被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- (4) 町は県と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。

5 清掃施設は次のとおりである。

ごみ処理施設

名称	処理方式	処理能力	場所
石井町清掃センター	ストーカ式(可動)	30 t / 日 × 2 基	石井字石井 3025-1

第20節 住宅の確保

第1款 応急仮設住宅の供与

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画及び「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課、水道課）、徳島県

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は、町長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。

2 対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

4 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

6 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

7 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、町長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

8 資機材の調達

建設及び修理のための資材は原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保できがたいときは、県又は町が確保について斡旋を行う。

9 民間賃貸住宅等の借り上げ

応急仮設住宅の建設以外に、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の供与も行う。

10 運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

11 土木業者の名簿

町内業者一覧表は、資料編のとおりとする。

第2款 住宅の応急修理

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課）

1 実施責任者

(1) 被災者に対する住宅の応急修理は、町が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任された場合は町）が行う。

2 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

共通対策編

4 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

5 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、町又は県が確保について斡旋を行う。

6 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

第3款 被災者向け住宅の確保

第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課、福祉生活課） 徳島県

1 実施責任者

被災者向けの住宅の確保は、町及び県が努める。

2 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

3 公営住宅への優先入居

町及び県は、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずる。

4 民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家について情報提供を実施するとともに、（公社）徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

5 災害公営住宅

町は、応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、町営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、県営住宅の空き住宅への優先入居等を県に要請するものとする。

第21節 障害物の除去

第1 方針

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ、がけくずれ及び水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施について定める。

第2 内容

主な実施機関

町（福祉生活課（環境対策係）、清掃センター）

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）くずれ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行うものとし、町で実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

2 機械器具の調達

町は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

3 所要人員の確保

災害時の障害物除去に要する人員等は、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は建設土木業者と必要な協定を締結しておき、人員等の供給を受けるものとする。このほか、必要に応じ地区住民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

共通対策編

(2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

5 除去した障害物の集積場所

(1) 仮置場の確保

町は、がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない町所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

(2) 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

第2 2節 ボランティア活動の支援

第1 方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の協力体制について定めるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、住民課） 石井町社会福祉協議会

1 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関は、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての労務の支援を積極的に受けるものとする。

2 発災直後の情報提供

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

4 ボランティアセンターの設置

(1) 設置

町は、震災被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、石井町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、被害状況やボランティアニーズなどの情報提供を行う。

(2) 運営

ボランティアセンターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

ア ボランティアニーズの把握と情報提供

共通対策編

- イ 一般ボランティアの受入れ及び受付
- ウ 専門職ボランティアに対する活動要請
- エ ボランティア活動の調整及び決定
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- カ 災害対策本部との調整
- キ 在宅要援護者のデータの作成及び提供
- ク その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

第23節 義援金・義援物資の受入れ・配分

第1 方針

般住民及び他市町村等から被災者あてに送られた義援金・義援物資の受入れ及び配分は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（出納課、財政課）

1 義援金の受入れ及び配分

(1) 受付窓口の開設

町は、義援金の受付窓口及び普通預貯金の口座を開設し、直接寄託又は振込による義援金を受け取る。

(2) 受領書の発行

町は、受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。振込による義援金については、振込用紙を持って受領書の発行に代えるものとする。

(3) 配分先等を指定された義援金

寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受け付けた場合は、寄託者の意向にそった処理を行う。

(4) 報告

広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、町の義援金の受付状況について委員会に報告するものとする。

(5) 義援金の保管

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、(1)の義援金受付口座に預金保管する。

(6) 義援金配分委員会の設置

災害が発生し義援金が町に寄託された場合は、町義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定するものとする。

ただし、広域的な災害のため、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その決定によるものとし、町に配分委員会は設置しないものとする。

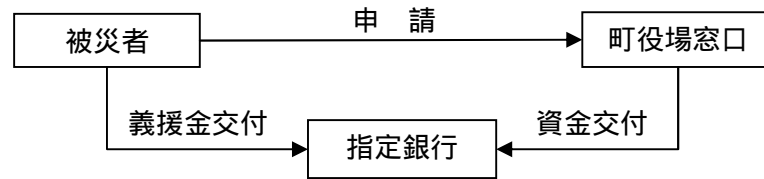
ア 配分基準及び配分方法

イ 被災者等に対する伝達方法

ウ 義援金の収納額及び用途についての広報活動

エ その他義援金の受付・配分等に関する事項

(7) 義援金の給付方法



2 義援物資の受入れ及び配分

町は、義援物資の受入れ及び配分を行う。その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供が義援金としての協力を依頼する。
- イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項について町公式ウェブサイトや報道機関等を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先、送付方法
- エ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町及び県等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

第24節 公共土木施設等の応急対策

第1款 公共土木施設

第1 方針

災害時における公共土木施設管理者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課、水道課）、徳島県、四国地方整備局

1 復旧方針

町は災害発生後、自ら管理・運営等する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、応急対策を速やかに実施するものとする。

なお、二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

2 道路施設

(1) 基本方針

- ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- イ 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- ウ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 情報収集

町は、被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

(3) 応急復旧活動

ア 応急対策

(ア) 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。

(イ) 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

イ 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重

共通対策編

要度などを検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

(4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、次の道路を重点路線として早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

路線名	区 域	延 長	摘 要
町道石井 188 号線 ～ 石井 238 号線	石井町石井字石井	1.3 km	避難路 緊急物資輸送路
町道南島 11 号線	石井町石井字重松 ～ 高原字中島	1.3 km	避難路 緊急物資輸送路

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

3 河川施設

(1) 基本方針

地震により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

(2) 応急対策

ア 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。

イ 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。ついては、県を經由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

4 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校、公園等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては、避難行動要支援者(災害時要援護者)等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

5 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、4の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、町災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 町災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 本計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は4の(1)又は4の(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

6 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当(契約担当)部署は、請負者に対し安全措置を図り直ちに工事を中断するよう指示するとともに、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせる。

(1) 建設機械類の転倒・落下等危険防止

(2) 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置

(3) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視・巡回

(4) 工事区域内への立入禁止の徹底と監視

(5) 工事用資機材及び工事用建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は通行者への迂回等の要請

(6) 工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視

(7) 火気の使用抑制

共通対策編

第2款 鉄道施設

第1 方針

災害時における鉄道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課） 四国旅客鉄道株式会社

1 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害等によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保護するため全力をあげて救出・救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行にあたっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 地震発生時の警戒態勢の種別

地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別は、次のとおりとする。

イ 地震発生時の特殊運転

ガル値	警報区間	運転規制の方法
40ガル以上80ガル未満	要注意区間以外の区間	25km/h以下の徐行とする
	要注意区間	列車の運転を中止する
80ガル以上	全区間	

ウ 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のCTC（列車集中制御装置）指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取り扱いをするものとする。

エ 保線区長の取扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めたときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

(4) 第2次、第3次態勢の解除

- ア 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。
- イ 電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。
- ウ 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

第3款 電力施設

第1 方針

災害時における四国電力株式会社の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課） 四国電力(株)

1 情報の伝達・広報

町は、四国電力(株)の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに四国電力(株)に伝達するものとする。

また、町は、電気施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、広報媒体を通じて住民に周知するものとする。

2 応援の実施

町は、四国電力(株)から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、町の行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をするものとする。

第4款 LPガス供給施設

第1 方針

地震等災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課） 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確

共通対策編

かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第5款 水道施設

第1 方針

災害時における水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（水道課）、水道事業者

1 復旧方針

町は、あらかじめ応急対策について計画を定めたうえで、災害発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

(1) 取水施設及び浄水場の応急対策及び復旧は徳島市が実施することとなるが、その応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、町はできる限りの応援又は協力をするものとする。

(2) 配水池の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。

(3) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

2 復旧手順

(1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において町の水道課が適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は町の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

(2) 施設の点検

地震発生後、すみやかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。

- ア 配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。
- イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。
- ウ 次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要管路

- (イ) 給水拠点までの管路
- (ウ) 道路等公共土木施設を占用している管路
- (エ) 医療機関等重要施設までの管路

- エ 取水及び浄水施設については、徳島市と緊密な連携を保ちながら施設の被害状況を把握する。

(3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

ア 配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。

イ 管路

漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

(1) 送・配水管の優先順位

ア 第1次重要管路

送水管及び主要配水管など給水上特に重要な管路とする。

イ 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

(2) 給水装置の復旧

- ア 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

共通対策編

- イ 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際緊急度の高い医療施設等は優先して行う。
- ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、イの申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

4 支援要請

町は、応援復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

また、町は、県に対し、他の市町村及び関係機関等から広域的な支援活動を受けられるよう要請する

第6款 下水道施設

第1 方針

災害時における下水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（福祉生活課）

1 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

2 被害状況調査

町は、地震災害の発生時に、管渠及びポンプ場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3 応急復旧

町は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の確かな対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

4 支援要請

町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

5 災害広報

町は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第7款 通信設備

第1 方針

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社N T T ドコモ四国支社徳島支店の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課）、西日本電信電話株式会社、(株)N T T ドコモ

1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

町は、電信電話設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに西日本電信電話株式会社及び株式会社N T T ドコモ四国支社に伝達するものとする。

2 応急対策

(1) 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両、工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

共通対策編

- (2) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。
- (3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。
 - ア 重要通信の確保
 - (ア) 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
 - (イ) 電気通信事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。
 - イ 特設公衆電話等の設置
 - (ア) 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
 - (イ) 特設公衆電話の設置場所について、町、県及び行政機関と連携し選定する。
 - ウ 災害用専用基地局の運用
 - (ア) ドコモの大ゾーン基地局を稼働し半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
 - (イ) 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努める。
- (4) 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。
 - ア 被災区間又は場所
 - イ 回復見込み日時
 - ウ 通信途絶、利用制限の理由
 - エ 通信途絶、利用制限の内容
 - オ 通信利用者に協力を要請する事項
 - カ その他の事項
- (5) 大規模災害発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

- (1) 第1順位の復旧
気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの
- (2) 第2順位の復旧
ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの
- (3) 第3順位の復旧
第1順位、第2順位に該当しないもの

第8款 危険物施設

第1 火薬類

1 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）、徳島県、石井警察署

(1) 実施責任者

- ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 町長

(2) 応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。
- (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告するものとする。
- (エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

イ 知事の措置

- (ア) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずるものとする。
- (イ) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限するものとする。
- (ウ) 火薬類の所有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずるものとする。
- (エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずるものとする。

ウ 警察本部長の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理責任者等と緊密な連絡をとり、付近住民の避難誘導、被害者の救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

エ 町長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生の恐れがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を

共通対策編

禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

第2 高圧ガス（LPガス供給施設を除く）

1 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画及び高圧ガス地震防災マニュアルの定めるところによる。

2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）、徳島県、石井警察署

（1）実施責任者

- ア 高圧ガス製造者等
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 町長

（2）応急措置

ア 製造者等の措置

（ア）直ちに事業所内における火気の取扱を停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。

（イ）高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに以下の災害発生防止のための措置を講じる。

- a 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、緊急遮断弁の閉止等の応急の措置を行うとともに、製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- b 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちにバルブの閉止等の応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- c 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

（ウ）製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。

（エ）必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

イ 知事の措置

災害の発生の防止のため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものと

する。

(ア) 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。

(イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

ウ 警察本部長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

エ 町長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第3 石油類及び薬品

1 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）徳島県

(1) 実施責任者

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者

イ 町長

ウ 知事

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

(ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。

(イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。

(ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

イ 知事又は町長の措置

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をするものとする。

(イ) 火災の防御は、消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

(ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

(エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

共通対策編

第4 放射性物質

1 方針

施設放射性物質の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、名西消防組合）、徳島県、石井警察署

（1）実施責任者

ア 施設の所有者及び管理者

イ 知事

ウ 町長

エ 警察本部長

（2）応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。

イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

第9款 農業用施設

第1 方針

災害発生時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（いきいき農業振興課、建設課） 東部農林水産局徳島庁舎、飯尾川堰土地改良区、高川原水利組合、麻名用水土地改良区、平島土地改良区

1 頭首工、用排水路

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与える恐れがないか確認し、町に報告して応急修理等適切な管理を行う。

施設に被害があった場合、町を通じ県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

2 排水機場、排水ポンプ

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は地震発生後、施設の破損の有無を調査し、施設の

機能が損なわれている場合は、町に報告するとともに、応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、町を通じ県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

3 農業用ため池

農業用ため池（重要性を考慮し予め選定したもの）については震度5弱以上の地震が発生した場合、土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者は施設を緊急点検して、その結果を町に報告する。二次災害の危険がある場合には、町と協議しながら、応急対策を行う。

町は、点検結果を県に報告するとともに、危険がある場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか、避難勧告等を行うものとする。

県は、中四国農政局及び農林水産省に異常の有無を報告するとともに、管理者・町からの要請により、緊急点検・応急対策の支援を行う。また、地震の影響が予想される場合には、「ため池防災データベース」により、ため池のデータを提供することにより、効率的な緊急点検を支援する。

農業用ため池管理者は、緊急点検を行うため池以外にも、可能な限り早急に点検を行うこととし、被害があった場合、町を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討するものとする。

第25節 教育対策

第1 方針

学校（園）施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町教育委員会、各学校、幼稚園

1 実施責任者

- (1) 県立学校（園）における応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (2) 町立学校（園）における応急教育は、町教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校（園）における応急教育は、設置者が実施する。

2 応急教育の実施

学校（園）長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校（園）長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、学校教育活動の再開に向け、努力するものとする。

特に、児童生徒等の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別教室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立すると共に、学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

(1) 児童生徒等の安全確保

- ア 児童生徒等の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- イ 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒等の安全確保に努めなければならない。
- ウ 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒等に対してカウンセリング等心のケアを行う。

(2) 文教施設の災害応急対策

災害が発生した場合、学校（園）長は速やかに被害を調査し、教育委員会の指示により応急復旧を行うものとする。

ア 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまず、授業に支障のある場所を速やかに復旧するものとする。

イ 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校（園）に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して応急教育を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措

置を行うものとする。

(3) 児童生徒等の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

(4) 教職員の確保対策

教育委員会は、災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、県教育委員会とすみやかに協議し、授業に支障ないように対処するものとする。

(5) 学校給食の措置

ア 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。

イ 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。

ウ 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。

エ 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

(6) 教科書（教材を含む）・学用品の調達

ア 各学校における貸し出し得る教材・学用品のリスト作成

イ 教材・学用品の輸送手段の確保

ウ 教材及び学用品業者への緊急連絡体制の確立

(7) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

ア 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

(ア) 教科書（教材を含む）

(イ) 文房具及び通学用品

イ 期間

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

(8) 就学援助費等の支給

ア 町長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。

イ 災害により、特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

共通対策編

3 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、町と必要な協議を行う。

第26節 災害警備対策

災害時における警備対策については、石井警察署の計画による。

第27節 労務供給

第1 方針

町災害応急対策の実施が町災害対策本部職員、消防職員及び消防団員及びボランティアの動員のみでは労働的に不足し又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇い上げは本計画の定めるところによる。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課）

1 実施

町災害対策本部各班において必要所要人数を総務班長に要請するものとする。総務班長は作業員等の確保を行い、要請人数を割り当てるものとする。

2 災害救助法による基準等

災害救助法により実施のための作業員雇い上げの範囲、その他の基準等は次による。

(1) 作業員雇い上げの範囲

- ア 被災者避難のための作業員
- イ 医療及び助産の移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の整理、輸送及び配分
- カ 遺体の捜索及び処理(埋葬を除く)

(2) 上記以外の救助作業のため作業員の必要が生じたときは、県又は直接県本部に範囲外作業員の雇い上げについて次の事項を明示して要請するものとする。

- ア 作業員の雇い上げを要する目的又は救助種目
- イ 作業員の所要人数
- ウ 雇い上げの期間
- エ 雇い上げの理由
- オ 雇い上げを要する地域

(3) 作業員雇い上げの期間

各救助の実施期間中

(4) 一般作業員雇い上げ又は日雇い労務者雇い上げ可能者数

作業員の雇い上げは、一般作業員又は日雇い労務者とし、一般作業員については職業安定所の供給可能求職者より供給するが、不足を生じる場合は県下各地域の職業安定所から充当するものとする。

(5) その他

土木の応急復旧作業等でその内容が請負等に付することを適当とするような場合においては、請負等の方法によるものとする。

第28節 土砂災害応急対策

第1 方針

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害に関する情報収集・伝達、雨量の観測、避難準備、避難勧告・指示等警戒避難体制に関し、次のとおり定める。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、建設課）県、四国地方整備局

1 警戒体制の確立

(1) 危険区域の警戒体制は、気象注意報・警報及び徳島県土砂災害警戒システム等を判断基準とし、危険区域内に災害発生のおそれがある場合に警戒体制を指示するものとする。

(2) 警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。

ア 第1警戒体制

(ア) 気象警報発表等の広報及び警戒等の周知

(イ) 危険区域に対する警戒及び巡回

イ 第2警戒体制

(ア) 必要により住民に対する避難準備の広報、避難勧告及び避難指示

(イ) その他、状況により必要と認める事項

(3) 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、樹木の状況、土質等により判断するが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。なお、土砂災害警戒情報が発表された場合は、発令地区での警戒を強化する。

雨量	体制別	第1警戒体制	第2警戒体制
前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合		当日の日雨量が 50 mmを超えたとき	当日の日雨量が 50 mmを超え、時雨量が 30 mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40～100 mmあった場合		当日の日雨量が 80 mmを超えたとき	当日の日雨量が 80 mmを超え、時雨量が 30 mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合		当日の日雨量が 100 mmを超えたとき	当日の日雨量が 100 mmを超え、時雨量が 30 mm程度の強雨が降り始めたとき

(4) 土石流危険区域に対する警戒体制

土石流はそれぞれの溪流の地形、地質的条件及び降雨特性により著しく異なるので、土石流の警戒基準は、溪流ごとの特性を十分考慮して判断するが、おおむね次の雨量を基準と

共通対策編

する。

土石流対策雨量基準（徳島）

体制別 雨量	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日雨量	150 mm以上	200 mm以上
6 時間量	120 mm以上	180 mm以上
4 時間量	100 mm以上	150 mm以上
2 時間量	70 mm以上	100 mm以上
1 時間量	50 mm以上	60 mm以上

2 危険区域における情報の収集

- (1) 警戒体制が指示されたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、危険区域内に警戒隊（共通対策編第3章第2節「町の活動体制」で定めるほか、町災害対策本部長が必要と認める班によって編成する）を派遣し情報収集を行うものとする。
- (2) 情報の内容は、危険区域及びその付近の災害発生のおそれのある異常現象（急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊の現象等）の内容及び住民、滞在者の数等とする。
- (3) 情報は、原則として町災害対策本部へ通報する。

3 前兆現象

土砂災害から生命を守るため、危険区域内の住民は次のような前兆現象が認められた場合は、自主的に避難を心がけるものとする。また、町災害対策本部は大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、ある程度の危険性を確認したときは、危険区域内の住民に注意喚起し、自主避難を促すものとする。

- (1) 山鳴りがする場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
- (4) 斜面から水が噴き出してきた場合
- (5) 沢や井戸の水が濁ってきた場合
- (6) 地面にひび割れができた場合
- (7) 崖から小石がバラバラ落ちてきた場合

4 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

(1) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき、国土交通省四国地方整

備局及び県が次のとおり緊急調査を行う。

ア 国土交通省が実施するもの

(ア) 河道閉塞（天然ダム）による湛水を発生原因とする土石流

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね 20m以上ある場合
- b 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

(イ) 河道閉塞（天然ダム）による湛水

- a 河道閉塞（天然ダム）の高さが概ね 20m以上ある場合
- b 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 県が実施するもの

(ア) 地すべり

- a 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は被害が広がりつつある場合
- b 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第 29 条）

国土交通省四国地方整備局及び県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第 29 条により関係市町村へ通知するとともに一般住民に周知する。

なお、国土交通省四国地方整備局が緊急調査を行ったものについては県に対しても土砂災害緊急情報が通知される。

5 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第五十七号）第 6 条に基づき、県知事が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った区域については資料編「災害危険地域等に関する資料」のとおりとする。

(2) 情報の収集及び伝達

徳島県及び徳島地方気象台より、町域において土砂災害警戒情報が発表された場合、町災害対策本部は県からの F A X 及び徳島県土砂災害警戒システム、防災情報提供システム、各関係機関のウェブサイト等により必要な情報を収集し、土砂災害警戒情報が発表された旨を関係機関及び住民に対して広報する。また、当該区域に警戒隊を派遣するなど監視を行い、避難準備情報及び避難勧告等の必要性について検討を行う。土砂災害に関する情報の伝達方法は以下【別図 1】の通りとする。

(3) 警戒避難体制に関する周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び配布その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 避難勧告等の発令及び伝達

(1) 避難勧告等の発令基準

自然現象である土砂災害を的確に予測することは困難であるため、避難勧告及び避難指示の発令に際しては、土砂災害警戒情報のみで判断するのではなく、気象情報や降雨の状況、

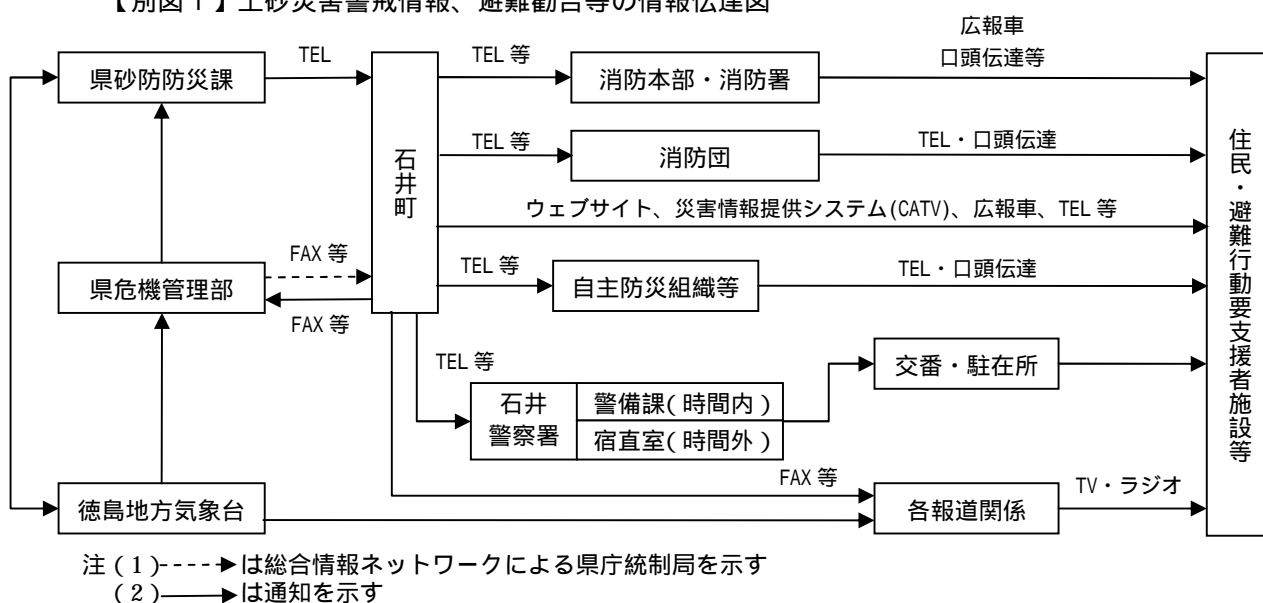
共通対策編

前兆現象、住民からの情報提供やパトロール等による現地の状況、近隣地域の災害発生情報等の幅広い情報を把握し、総合的に判断するものとする。

(2) 避難勧告等の伝達

町災害対策本部は、(1)の総合的判断に基づいて避難勧告等を発令する場合は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、住民及び土砂災害警戒区域内にある高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、以下【別図1】の方法により、関係機関と連携して迅速かつ確実な情報伝達を行う。特に避難行動要支援者（災害時要援護者）については、避難時に時間を要することが予想されるため、関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、情報伝達とともに避難支援活動を行う。

【別図1】土砂災害警戒情報、避難勧告等の情報伝達図



7 避難所の開設

- (1) 避難の勧告又は指示を行った地域ごとに、最寄りの安全な避難所をあらかじめ指定し、開設するものとする。
- (2) 避難者の誘導は原則として、町災害対策本部班員、支部員、警察官、消防職員及び消防団員が行うが、状況により自主防災組織等に協力を求め、これらの指示と統制のもとに避難行動要支援者（災害時要援護者）等を優先して誘導するものとする。

8 広報の方法

- (1) ケーブルテレビのデータ放送による広報
- (2) 町公式ウェブサイトの災害情報による広報
- (3) 同報系無線による広報
- (4) 町職員等の口頭による広報
- (5) 広報車による広報
- (6) サイレン・警鐘による広報

(7) 緊急速報メール等による広報

9 雨量の観測箇所

石井町内防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ取得箇所
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川 国道事務所	藍畑	石井町 藍畑 字西覚円	1.0mm転倒ます 型雨量計	徳島河川 国道事務所	徳島河川 国道事務所
徳島県 県土整備部	下浦	石井町 浦庄 字下浦 600-3	1.0mm転倒ます 型自記雨量計	東部 県土整備局 (徳島)	砂防防災課
徳島県立 農林水産省 総合技術支援 センター	農林水産省 総合技術支援 センター	石井町 石井 1660	試験研究調査用 農業気象総合記 録装置(雨量、 気温、地熱、 日照量、風速、 湿度)	農林水産省 総合技術支援 センター	農林水産省 総合技術支援 センター
名西消防組合	名西消防組合 石井消防署	石井町 高川原 66-8	0.5mm 転倒ます 型隔測自記 雨量計	名西消防組合	石井消防署

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするかを検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1 方針

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧にあわせて再度の災害発生を防止するために、必要な施設を可能な限り改良復旧又は新設を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（いのちを守る防災・危機対策課、建設課、水道課、いきいき農業振興課、教育委員会、福祉生活課）

1 災害復旧事業の種別

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園の各施設

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画

- ア 農地農業用施設
- イ 林業用施設
- ウ 共同利用施設の各施設

（3）教育施設災害復旧事業計画

（4）水道施設災害復旧事業計画

（5）都市施設災害復旧事業計画

（6）住宅災害復旧事業計画

（7）社会福祉施設災害復旧事業計画

（8）その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業は、知事及び町長の報告、資料の提出及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、速やかに災害復旧に必要な財政需要額を把握し財源確保に努める。

法令等又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う主な法令等及び対象事業

法令等	補助等を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、漁港等の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路等の都市施設の復旧
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	被災した農林水産業者の経営支援
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上水道施設並びに簡易水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業並びに応急的に施設を設置する事業
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業
水道法	上水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉施設	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
障害者自立支援法	障害者支援施設等の復旧

激甚災害に係る財政援助事業及び措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅等災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	老人福祉施設災害復旧事業
ク	身体障害者更正援護施設災害復旧事業
ケ	知的障害者更正施設等復旧事業
コ	婦人保護施設災害復旧事業
サ	感染症医療機関災害復旧事業
シ	感染症予防事業
ス	堆積土砂排除事業（公共施設区域内、公共施設区域外）
セ	湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成	
ア	農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ	森林災害復旧事業に対する補助
(3) 中小企業に対する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
(4) その他の財政援助措置及び助成	
ア	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ	母子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
オ	水防資機材費の補助の特例
カ	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ	産業労働者住宅建設資金融通の特例
ク	公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ケ	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 方針

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想される。このため、自立的生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（福祉課、税務課、住民課）

1 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行う。

(1) 制度の対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

共通対策編

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

ウ 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） 基礎支援金： 災証明書、住民票等

加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間） 基礎支援金： 災害発生日から13月以内

加算支援金： 災害発生日から37月以内

（4）基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

2 災害甲慰金等の支給、貸付け

町は、「災害甲慰金の支給等に関する法律」及び石井町災害甲慰金支給等に関する条例（昭和49年条例第30号）に基づき、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

（1）災害甲慰金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

（2）災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民に支給する。

イ 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

（3）災害援護資金の貸付け

ア 貸付対象

災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の住民である世帯主（所得制限有）

イ 貸付限度額

（7）世帯主の1カ月以上の負傷 150万円～350万円

- (イ) 住居又は家財の損害 150万円～350万円
世帯主の負傷、家財、住居等の被害の程度により異なる。
- ウ 貸付利率
年3%（据置期間は無利子）
- エ 据置期間
3年（特別の事情のある場合は5年）
- オ 償還期間
10年（据置期間を含む）
- カ 償還方法
年賦又は半年賦

3 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、法第90条の3に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ リ災証明書の交付の状況
- サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合にはその提供先、その旨及びその日時
- シ 被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
町長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(2) 被災者台帳の利用

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、法第90条の4に基づき被災者台帳を利用する。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき
また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づき不当な目的による場合等を除いて情報提供を行う。

4 リ災証明の交付

町長は、被害家屋調査等の結果に基づいて、被災者にリ災証明書の申請手続き等を周知するとともに、住家の被害程度等を証明する、リ災証明書を交付する。

なお、被災者台帳により確認できない場合であっても、申請者の立証資料等により客観的に判断できるときは、リ災届出証明を交付するものとする。また、車両被害については、減税等の措置が取られる場合に、リ災証明を交付する。

5 安否情報の提供

町長は、被災者の安否情報について住民等から照会があったときは、法第 86 条の 15 に基づき回答する。

また、安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 照会手続

照会者は、町長に対して次の事項を明らかにして照会を行わなければならない。

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由

安否情報の照会を受けた町長は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどの当該照会者が本人であることを確認するに足りるものの提示を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

(2) 安否情報の提供内容

安否情報の照会を受けた町長は、その照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をする。

- ア 照会者が照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者その他婚姻の予約者を含む）

(ア) 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

- イ 照会者が照会に係る被災者の親族（アを除く）又は職場の関係者その他の関係者

(ア) 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況

- ウ 照会者が照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

(ア) 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

- エ アからウにかかわらず照会に係る被災者が照会に際し、その提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供する。

6 雇用機会及び労働条件の確保

(1) 対策

町は、被災者の職業斡旋について徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

7 納税の徴収猶予及び減免等

(1) 町税

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は石井町税条例(昭和37年条例第1号)により、町税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの状況に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(2) 国民健康保険料

町は、被災した保険料の納付義務者に対し、国民健康保険料の減免等の措置を講ずるものとする。

(3) 介護保険料

町は被災した保険料の納付義務者に対し、石井町介護保険条例(平成12年条例第1号)により介護保険料の減免措置を講ずるものとする。

8 生活相談

町は、災害により被害を受けた住民が速やかに再起更生できるよう、町役場内に相談窓口を開設する。相談窓口においては、生活相談、弔慰金等の支給、援護資金等の相談に応じる。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅以外にも、利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、迅速な斡旋に努める。

第5節 計画的復興

第1 方針

著しい被害を受けた住民の一日も早い生活の安定と速やかな復興を総合的に推進するため、速やかな復興計画を作成する。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課）

1 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、町及び県は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

2 留意事項

町は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、大規模災害からの復興に関する法律及び被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向性についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。